

年企発 0 3 2 4 第 1 号
平成 2 6 年 3 月 2 4 日

地方厚生(支)局健康福祉部
保険年金(年金)課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公 印 省 略)

「厚生年金基金の業務報告書の様式について」等の一部改正について

「厚生年金基金の業務報告書の様式について（平成十年十月十四日企国発第三〇号）」、「厚生年金基金の設立要件について（平成元年三月二十九日企年発第二三号・年数発第四号）」、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について（平成八年六月二十七日企国発第三三号・年数発第六号）」、「厚生年金基金が支給する年金の支給停止を行う場合等の厚生年金保険の年金額等の確認方法について（平成七年二月二十八日企国発第三〇号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 1 「厚生年金基金の業務報告書の様式について」を別添 1 の新旧対照表、「厚生年金基金の設立要件について」を別添 2 の新旧対照表、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」を別添 3 の新旧対照表、「厚生年金基金が支給する年金の支給停止を行う場合等の厚生年金保険の年金額等の確認方法について」を別添 4 の新旧対照表のとおり改める。
- 2 1 の改正は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、1 による改正後の「厚生年金基金の業務報告書の様式について」については、平成 2 6 年度第 1 ・四半期以降の報告より適用する。

(別添1)「厚生年金基金の業務報告書の様式について」の新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="331 156 866 185">厚生年金基金の業務報告書の様式について</p> <p data-bbox="91 252 1106 619">厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三四号。以下「規則」という。）第五十六条の規定により、毎事業年度の各四半期ごとにその業務の執行状況を地方厚生局長又は地方厚生支局長を経由し厚生労働大臣に報告することとされており、当該報告については、昭和六十一年六月二十七日年企発第五六号通知により取り扱っているところであるが、事務の合理化及び簡素化を図るために、平成十一年度第一・四半期以降の報告より下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下各基金に対して周知徹底されるとともに、報告等について適正を期するよう指導されたい。</p> <p data-bbox="91 639 1106 715">なお、平成十年度第三・四半期、第四・四半期の報告については、従前通りとする。</p> <p data-bbox="584 783 613 812">記</p> <p data-bbox="91 879 427 908">一 様式及び記載上の注意</p> <p data-bbox="147 928 315 957">別紙のとおり</p> <p data-bbox="91 978 259 1007">二 提出期限</p> <p data-bbox="120 1027 1106 1198">毎事業年度の各四半期（六月、九月、十二月及び三月の末日現在）ごとに作成し、提出期限はそれぞれ七月十五日、十月十五日、一月十五日、四月十五日とする。但し、掛金調査決定事務未了等のやむを得ぬ理由がある場合には、五日を限度として提出が遅延しても差し支えないものとする。</p> <p data-bbox="91 1219 259 1248">三 提出部数</p> <p data-bbox="120 1268 1106 1343">二部（厚生労働大臣に提出するものは一部とし、貴職においても一部保管すること。）</p>	<p data-bbox="1368 156 1904 185">厚生年金基金の業務報告書の様式について</p> <p data-bbox="1128 252 2148 619">厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三四号。以下「規則」という。）第五十六条の規定により、毎事業年度の各四半期ごとにその業務の執行状況を地方厚生局長又は地方厚生支局長を経由し厚生労働大臣に報告することとされており、当該報告については、昭和六十一年六月二十七日年企発第五六号通知により取り扱っているところであるが、事務の合理化及び簡素化を図るために、平成十一年度第一・四半期以降の報告より下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下各基金に対して周知徹底されるとともに、報告等について適正を期するよう指導されたい。</p> <p data-bbox="1128 639 2148 715">なお、平成十年度第三・四半期、第四・四半期の報告については、従前通りとする。</p> <p data-bbox="1621 783 1650 812">記</p> <p data-bbox="1128 879 1464 908">一 様式及び記載上の注意</p> <p data-bbox="1184 928 1352 957">別紙のとおり</p> <p data-bbox="1128 978 1296 1007">二 提出期限</p> <p data-bbox="1158 1027 2148 1198">毎事業年度の各四半期（六月、九月、十二月及び三月の末日現在）ごとに作成し、提出期限はそれぞれ七月十五日、十月十五日、一月十五日、四月十五日とする。但し、掛金調査決定事務未了等のやむを得ぬ理由がある場合には、五日を限度として提出が遅延しても差し支えないものとする。</p> <p data-bbox="1128 1219 1296 1248">三 提出部数</p> <p data-bbox="1158 1268 2148 1343">二部（厚生労働大臣に提出するものは一部とし、貴職においても一部保管すること。）</p>

別紙

様式①（第1・2・3四半期用）

厚生年金基金業務報告書

（平成 年度 第 期分）

提出年月日	平成 年 月 日
基金番号	基第 号
設立形態	1. 単独 2. 連合 3. 総合
給付体系	1. 代行 2. 加算
加算の型	1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ 5. オ 6. カ

厚生労働大臣

殿

基金の名称及び所在地 印

別紙

様式①（第1・2・3四半期用）

厚生年金基金業務報告書

（平成 年度 第 期分）

提出年月日	平成 年 月 日
基金番号	基第 号
設立形態	1. 単独 2. 連合 3. 総合
給付体系	1. 代行 2. 加算
加算の型	1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ 5. オ 6. カ

厚生労働大臣

殿

基金の名称及び所在地 印

1. 適用状況

(1) 企業数及び設立事業所数

企業数		設立事業所数	
-----	--	--------	--

(2) 加入員数及び標準給与

種別	男子	女子	坑内員	計
加入員数（人）				
加算対象加入員数（人）	/	/	/	
報酬標準給与月額の内計（千円）				
賞与標準給与額の内計（千円）				
賞与標準給与額の累計（千円）				

(3) 四半期の各月末における加入員数（男女計）

月末	月末	月末
人	人	人
(%)	(%)	(%)

1. 適用状況

(1) 企業数及び設立事業所数

企業数		設立事業所数	
-----	--	--------	--

(2) 加入員数及び標準給与

種別	男子	女子	坑内員	計
加入員数（人）				
加算対象加入員数（人）	/	/	/	
報酬標準給与月額の内計（千円）				
賞与標準給与額の内計（千円）				
賞与標準給与額の累計（千円）				

(3) 四半期の各月末における加入員数（男女計）

月末	月末	月末
人	人	人
(%)	(%)	(%)

2. 給付状況

(1) 老齢年金給付の裁定件数及び金額

種別	新規裁定	失権者	受給権者		
			全額支給	一部支給	全額停止
件数	基本部分				
	基金加算部分				
	連合会加算部分				
年金額 (円)	基本部分				
	基金加算部分				
	連合会加算部分				
代行相当額 (円)					
標準報酬月額 (千円)					
標準賞与額 (千円)					
加入員期間 (月)					
支給額 (円)					
停止額 (円)					

(2) 脱退一時金等の裁定件数及び金額

種別	件数	支給額 (円)	交付額 (円)
脱退一時金	全額支給		
	全額交付		
選択一時金	基金加算部分		
	連合会加算部分		

2. 給付状況

(1) 老齢年金給付の裁定件数及び金額

種別	新規裁定	失権者	受給権者		
			全額支給	一部支給	全額停止
件数	基本部分				
	基金加算部分				
	連合会加算部分				
年金額 (円)	基本部分				
	基金加算部分				
	連合会加算部分				
代行相当額 (円)					
標準報酬月額 (千円)					
標準賞与額 (千円)					
加入員期間 (月)					
支給額 (円)					
停止額 (円)					

(2) 脱退一時金等の裁定件数及び金額

種別	件数	支給額 (円)	交付額 (円)
脱退一時金	全額支給		
	全額交付		
選択一時金	基金加算部分		
	連合会加算部分		

(3) 遺族給付金及び障害給付金の裁定件数及び金額

① 年金たる給付

種別		新規裁定	失権者	受給権者
遺族給付金	件数			
	年金額(円)			
障害給付金	件数			
	年金額(円)			

② 一時金たる給付

種別	件数	支給額(円)
遺族給付金		
障害給付金		

3. 掛金徴収状況

種別		徴収決定済額 (円)	収納済額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済額 (円)
標準掛金	普通掛金				
	加算掛金				
特別掛金			()		
特例掛金			()		
事務費掛金					
福祉施設掛金					

(注1) 徴収決定済額には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの収納未済額を合算した額を記入する。

(注2) 収納済額の()内には、今年度中に株式により納付された掛金額の累計を再掲する。

(3) 遺族給付金及び障害給付金の裁定件数及び金額

① 年金たる給付

種別		新規裁定	失権者	受給権者
遺族給付金	件数			
	年金額(円)			
障害給付金	件数			
	年金額(円)			

② 一時金たる給付

種別	件数	支給額(円)
遺族給付金		
障害給付金		

3. 掛金徴収状況

種別		徴収決定済額 (円)	収納済額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済額 (円)
標準掛金	普通掛金				
	加算掛金				
特別掛金			()		
特例掛金			()		
事務費掛金					
福祉施設掛金					

(注1) 徴収決定済額には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの収納未済額を合算した額を記入する。

(注2) 収納済額の()内には、今年度中に株式により納付された掛金額の累計を再掲する。

4. 総幹事会社への掛金の送金状況

	送金額 (円)	徴収決定済額 (円)
月		
月		
月		
月		

(※平成二十六年第一・四半期の報告から記載)

5. 資産構成割合及び資産別残高

(1) 資産構成割合 (実績) (%)

	国内 債券	新株予 約権付 社債	国内 株式	外国 債券	外国 株式	一般 勘定	オルタナ ティブ	短期 資産	資産 合計
構成割合									100.0

※ 小数点第2位四捨五入とし、設定していない場合は「-」を記入すること。

(2) 資産別残高 (実績) (百万円)

	国内 債券	新株予 約権付 社債	国内 株式	外国 債券	外国 株式	一般 勘定	オルタナ ティブ	短期 資産	総資 産額
時価総額									

※ 百万円未満四捨五入とし、設定していない場合は「-」を記入すること。

4. 総幹事会社への掛金の送金状況

	送金額 (円)	徴収決定済額 (円)
月		
月		
月		
月		

(※平成二十六年度第二・四半期の報告から記載)

6. 基金の財政状況

(1) 純資産額

	<u>純資産額 (円)</u>
月	
月	
月	

(2) 最低責任準備金

	<u>最低責任準備金 (円)</u>
月	
月	
月	

(注1) 解散等方針議決報告書を提出した基金にあっては記載を不要とする。

(注2) 提出日の属する月の6月前の月末、5月前の月末及び4月前の月末の各時点における額を記載すること。

(※平成三十一年度第一・四半期の報告から記載)

7. 母体企業の経営状況

<u>(自由記載)</u>

(注) 設立形態が総合型の基金にあっては、組織母体又は当該企業で構成されている健保組合の運営状況等の記載で可とする。

様式②（年度用）

厚生年金基金業務報告書

（平成 年度 第 期分）

提出年月日	平成 年 月 日
基金番号	基第 号
設立形態	1. 単独 2. 連合 3. 総合
給付体系	1. 代行 2. 加算
加算の型	1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ 5. オ 6. カ

厚生労働大臣

殿

基金の名称及び所在地 印

様式②（年度用）

厚生年金基金業務報告書

（平成 年度 第 期分）

提出年月日	平成 年 月 日
基金番号	基第 号
設立形態	1. 単独 2. 連合 3. 総合
給付体系	1. 代行 2. 加算
加算の型	1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ 5. オ 6. カ

厚生労働大臣

殿

基金の名称及び所在地 印

1. 適用状況

(1) 企業数及び設立事業所数

企業数		設立事業所数	
-----	--	--------	--

(2) 加入員数及び標準給与

種別	男子	女子	坑内員	計
加入員数（人）				
加算対象加入員数（人）				
報酬標準給与月額の内計（千円）				
賞与標準給与額の内計（千円）				
賞与標準給与額の累計（千円）				

(3) 四半期の各月末における加入員数（男女計）

月末	月末	月末
人	人	人
(%)	(%)	(%)

1. 適用状況

(1) 企業数及び設立事業所数

企業数		設立事業所数	
-----	--	--------	--

(2) 加入員数及び標準給与

種別	男子	女子	坑内員	計
加入員数（人）				
加算対象加入員数（人）				
報酬標準給与月額の内計（千円）				
賞与標準給与額の内計（千円）				
賞与標準給与額の累計（千円）				

(3) 四半期の各月末における加入員数（男女計）

月末	月末	月末
人	人	人
(%)	(%)	(%)

2. 給付状況

(1) 老齢年金給付の裁定件数及び金額

種 別		男子	女子	坑内員	計
新 規 裁 定	件 数	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	年金額 (円)	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	代行相当額 (円)				
	標準報酬月額 (千円)				
	標準賞与額 (千円)				
	加入員期間 (月)				
失 権 者	件 数	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	年金額 (円)	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	代行相当額 (円)				
	標準報酬月額 (千円)				
	標準賞与額 (千円)				
	加入員期間 (月)				

2. 給付状況

(1) 老齢年金給付の裁定件数及び金額

種 別		男子	女子	坑内員	計
新 規 裁 定	件 数	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	年金額 (円)	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	代行相当額 (円)				
	標準報酬月額 (千円)				
	標準賞与額 (千円)				
	加入員期間 (月)				
失 権 者	件 数	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	年金額 (円)	基本部分			
		基金加算部分			
		連合会加算部分			
	代行相当額 (円)				
	標準報酬月額 (千円)				
	標準賞与額 (千円)				
	加入員期間 (月)				

受給権者	全額支給	件数	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		年金額(円)	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		代行相当額(円)					
		標準報酬月額(千円)					
		標準賞与額(千円)					
	加入員期間(月)						
	一部支給	件数	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		年金額(円)	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		代行相当額(円)					
		標準報酬月額(千円)					
		標準賞与額(千円)					
加入員期間(月)							
支給額(円)							
停止額(円)							

受給権者	全額支給	件数	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		年金額(円)	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		代行相当額(円)					
		標準報酬月額(千円)					
		標準賞与額(千円)					
	加入員期間(月)						
	一部支給	件数	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		年金額(円)	基本部分				
			基金加算部分				
			連合会加算部分				
		代行相当額(円)					
		標準報酬月額(千円)					
		標準賞与額(千円)					
加入員期間(月)							
支給額(円)							
停止額(円)							

受給権者	全額	件数	基本部分				
			基金加算部分				
	年金額 (円)	基本部分	基本部分				
			基金加算部分				
	停止	代行相当額 (円)					
		標準報酬月額 (千円)					
		標準賞与額 (千円)					
		加入員期間 (月)					

受給権者	全額	件数	基本部分				
			基金加算部分				
	年金額 (円)	基本部分	基本部分				
			基金加算部分				
	停止	代行相当額 (円)					
		標準報酬月額 (千円)					
		標準賞与額 (千円)					
		加入員期間 (月)					

(2) 脱退一時金等の裁定件数及び金額

種別		男子	女子	坑内員	計
脱退一時金	全額支給	件数			
		支給額 (円)			
脱退一時金	全額交付	件数			
		交付額 (円)			
選択一時金	基金加算部分	件数			
		金額 (円)			
	連合会加算部分	件数			
		金額 (円)			

(2) 脱退一時金等の裁定件数及び金額

種別		男子	女子	坑内員	計
脱退一時金	全額支給	件数			
		支給額 (円)			
脱退一時金	全額交付	件数			
		交付額 (円)			
選択一時金	基金加算部分	件数			
		金額 (円)			
	連合会加算部分	件数			
		金額 (円)			

(3) 遺族給付金及び障害給付金の裁定件数及び金額

① 年金たる給付

種別		男子	女子	計
遺族給付金	新規裁定	件数		
		年金額(円)		
	失権者	件数		
		年金額(円)		
	受給権者	件数		
		年金額(円)		
障害給付金	新規裁定	件数		
		年金額(円)		
	失権者	件数		
		年金額(円)		
	受給権者	件数		
		年金額(円)		

② 一時金たる給付

種別		男子	女子	計
遺族給付金	件数			
	支給額(円)			
障害給付金	件数			
	支給額(円)			

(3) 遺族給付金及び障害給付金の裁定件数及び金額

① 年金たる給付

種別		男子	女子	計
遺族給付金	新規裁定	件数		
		年金額(円)		
	失権者	件数		
		年金額(円)		
	受給権者	件数		
		年金額(円)		
障害給付金	新規裁定	件数		
		年金額(円)		
	失権者	件数		
		年金額(円)		
	受給権者	件数		
		年金額(円)		

② 一時金たる給付

種別		男子	女子	計
遺族給付金	件数			
	支給額(円)			
障害給付金	件数			
	支給額(円)			

3. 掛金徴収状況

種 別		徴収決定済額 (円)	収納済額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済額 (円)
標準掛金	普通掛金				
	加算掛金				
特別掛金			()		
特例掛金			()		
事務費掛金					
福祉施設掛金					

(注1) 徴収決定済額には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの収納未済額を合算した額を記入する。

(注2) 収納済額の()内には、今年度中に株式により納付された掛金額の累計を再掲する。

4. 総幹事会社への掛金の送金状況

	送金額 (円)	徴収決定済額 (円)
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

3. 掛金徴収状況

種 別		徴収決定済額 (円)	収納済額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済額 (円)
標準掛金	普通掛金				
	加算掛金				
特別掛金			()		
特例掛金			()		
事務費掛金					
福祉施設掛金					

(注1) 徴収決定済額には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの収納未済額を合算した額を記入する。

(注2) 収納済額の()内には、今年度中に株式により納付された掛金額の累計を再掲する。

4. 総幹事会社への掛金の送金状況

	送金額 (円)	徴収決定済額 (円)
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

5. 掛金免除状況

種 別		男子	女子	坑内員	計
育児休業等期間中の加入員数（人）					
上記加入員の平均報酬標準給与月額（円）					
上記加入員の平均賞与標準給与額（円）					
免除となる掛金の内訳	標準掛金	普通掛金	免除保険料相当額（円）		
			上記以外の額（円）		
	加算掛金（円）				
	特別掛金（円）				
	特例掛金（円）				
	事務費掛金（円）				
	福祉施設掛金（円）				

6. 年金通算状況

種 別	移換元	件数（件）	金額（円）	算入した期間（月）
脱 退 一 時 金 相 当 額	厚生年金基金			
	確定給付企業年金			
権 利 義 務 承 継 （ 老 齢 給 付 ）	厚生年金基金			
	確定給付企業年金			
	企業年金連合会			
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会			

5. 掛金免除状況

種 別		男子	女子	坑内員	計
育児休業期間中の加入員数（人）					
上記加入員の平均報酬標準給与月額（円）					
上記加入員の平均賞与標準給与額（円）					
免除となる掛金の内訳	標準掛金	普通掛金	免除保険料相当額（円）		
			上記以外の額（円）		
	加算掛金（円）				
	特別掛金（円）				
	特例掛金（円）				
	事務費掛金（円）				
	福祉施設掛金（円）				

6. 年金通算状況

種 別	移換元	件数（件）	金額（円）	算入した期間（月）
脱 退 一 時 金 相 当 額	厚生年金基金			
	確定給付企業年金			
権 利 義 務 承 継 （ 老 齢 給 付 ）	厚生年金基金			
	確定給付企業年金			
	企業年金連合会			
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会			

7. 政策的資産構成割合 (単位：%)

	国内 債券	新株予 約権付 社債	国内 株式	外国 債券	外国 株式	一般 勘定	オルタナ ティブ	短期 資産	資産 合計
構成割合									100.0

※ 小数点第2位四捨五入とし、設定していない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク
%	%

※ 小数点第3位四捨五入。

策定日： 年 月 日

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。

(※平成二十六年第四・四半期の報告から記載)

8. 資産構成割合及び資産別残高

(1) 資産構成割合 (実績) (%)

	国内 債券	新株予 約権付 社債	国内 株式	外国 債券	外国 株式	一般 勘定	オルタナ ティブ	短期 資産	資産 合計
構成割合									100.0

※ 小数点第2位四捨五入とし、設定していない場合は「-」を記入すること。

(2) 資産別残高 (実績) (百万円)

	国内 債券	新株予 約権付 社債	国内 株式	外国 債券	外国 株式	一般 勘定	オルタナ ティブ	短期 資産	総資 産額
時価総額									

※ 百万円未満四捨五入とし、設定していない場合は「-」を記入すること。

7. 政策的資産構成割合 (単位：%)

	国内 債券	国内 株式	外国 債券	外国 株式	一般 勘定	その他 資産	資産 合計
構成割合							100.0

※ 小数点第2位四捨五入とし、設定していない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク
%	%

※ 小数点第3位四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。

策定日： 年 月 日

(※平成二十六年第四・四半期の報告から記載)

9. 基金の財政状況

(1) 純資産額

	純資産額 (円)
10 月	
11 月	
12 月	

(2) 最低責任準備金

	最低責任準備金 (円)
10 月	
11 月	
12 月	

(注) 解散等方針議決報告書を提出した基金にあつては記載を不要とする。

(※平成三十一年度第四・四半期の報告から記載)

10. 母体企業の経営状況

(自由記載)

(注) 設立形態が総合型の基金にあつては、組織母体又は当該企業で構成されている健保組合の運営状況等の記載で可とする。

記載上の注意

(一般的事項)

1.～5. (略)

(個別事項)

1.～4. (略)

5. 掛金免除状況(様式②(年度用)のみ)

ア「育児休業等期間中の加入員数」には、1.適用状況の「加入員数」のうち今期末現在の育児休業又は産前産後休業期間中(以下「育児休業等期間中」という。)の加入員数を記入すること。

イ「上記加入員の平均報酬標準給与月額」には、今期末現在の育児休業等期間中の者に係る報酬標準給与月額の総計を育児休業等期間中の加入員数で除して得た額を記入すること。

ウ「上記加入員の平均賞与標準給与額」には、今期末現在の育児休業等期間中の者に係る今期中の賞与標準給与額の総計を育児休業等期間中の加入員数で除して得た額を記入すること。

エ「免除となる掛金の内訳」には、今年度中に育児休業等により免除された掛金の額の累計を次の要領で記入すること。

(ア)「標準掛金・普通掛金・免除保険料相当額」には、育児休業等により免除となる「標準掛金・普通掛金」のうち免除保険料相当額の総額を記入すること。

(イ)「標準掛金・普通掛金・上記以外の額」には、育児休業等により免除となる「標準掛金・普通掛金」の総額から(ア)の「標準掛金・普通掛金・免除保険料相当額」を控除して得た額を記入すること。

(ウ)「標準掛金・加算掛金」には、育児休業等により免除となる「標準掛金・加算掛金」の総額を記入すること。

(エ)「特別掛金」には、育児休業等により免除となる「特別掛金」の総額を記入すること。

(オ)「特例掛金」には、育児休業等により免除となる「特例掛金」の総額を記入すること。

(カ)「事務費掛金」には、育児休業等により免除となる「事務費掛金」の総額を記入すること。

(キ)「福祉施設掛金」には、育児休業等により免除となる「福祉施設掛金」の総額を記入すること。

6.～7. (略)

記載上の注意

(一般的事項)

1.～5. (略)

(個別事項)

1.～4. (略)

5. 掛金免除状況(様式②(年度用)のみ)

ア「育児休業期間中の加入員数」には、1.適用状況の「加入員数」のうち今期末現在の育児休業期間中の加入員数を記入すること。

イ「上記加入員の平均報酬標準給与月額」には、今期末現在の育児休業期間中の者に係る報酬標準給与月額の総計を育児休業期間中の加入員数で除して得た額を記入すること。

ウ「上記加入員の平均賞与標準給与額」には、今期末現在の育児休業期間中の者に係る今期中の賞与標準給与額の総計を育児休業期間中の加入員数で除して得た額を記入すること。

エ「免除となる掛金の内訳」には、今年度中に育児休業により免除された掛金の額の累計を次の要領で記入すること。

(ア)「標準掛金・普通掛金・免除保険料相当額」には、育児休業により免除となる「標準掛金・普通掛金」のうち免除保険料相当額の総額を記入すること。

(イ)「標準掛金・普通掛金・上記以外の額」には、育児休業により免除となる「標準掛金・普通掛金」の総額から(ア)の「標準掛金・普通掛金・免除保険料相当額」を控除して得た額を記入すること。

(ウ)「標準掛金・加算掛金」には、育児休業により免除となる「標準掛金・加算掛金」の総額を記入すること。

(エ)「特別掛金」には、育児休業により免除となる「特別掛金」の総額を記入すること。

(オ)「特例掛金」には、育児休業により免除となる「特例掛金」の総額を記入すること。

(カ)「事務費掛金」には、育児休業により免除となる「事務費掛金」の総額を記入すること。

(キ)「福祉施設掛金」には、育児休業により免除となる「福祉施設掛金」の総額を記入すること。

6.～7. (略)

(別添2)「厚生年金基金の設立要件について」の新旧対照表

新	旧
<p>厚生年金基金設立認可基準（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号年金局長通知の別紙）の一部改正については、平成元年三月二十九日付年発第八二六号をもって厚生省年金局長より通知されたところであるが、今後認可基準の運用に当たっては、別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」によることとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、「厚生年金基金の設立要件の改正について（昭和六十一年五月二十日年企発第四五号）」は、平成元年四月一日をもって、廃止することとする。</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第一 設立に関する事項</p> <p>一 単独設立</p> <p>(1) 厚生年金基金設立認可基準（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号年金局長通知の別紙。以下単に「認可基準」という。）第一の一の「当該事業所の不参加によって基金の設立目的ないし運営が阻害されないと認められる場合」とは、当該事業所の沿革、業態、労働条件、雇用形態等により、設立事業所として参加することが極めて困難な状況にあると考えられる場合に限られるものであること。</p> <p>(2) 同一企業において特定事業所が参加しないため、当該事業所を除いて設立する基金にあつては、基金を設立した後において不参加の事由が消滅した場合には、速やかに、当該事業所を当該基金に編入することが確実と認められるものであること。</p> <p>二 連合設立</p> <p>認可基準第一の二の(1)に規定する「他の企業が行う事業との人的関係が緊密であること」とは、被保険者の過半数出向など企業間における諸状況から判断して、特別密接な関係にあり、有機的連携性があると認められるものであること。</p> <p>三 総合設立</p>	<p>厚生年金基金設立認可基準（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号年金局長通知の別紙）の一部改正については、平成元年三月二十九日付年発第八二六号をもって厚生省年金局長より通知されたところであるが、今後認可基準の運用に当たっては、別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」によることとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、「厚生年金基金の設立要件の改正について（昭和六十一年五月二十日年企発第四五号）」は、平成元年四月一日をもって、廃止することとする。</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第一 設立に関する事項</p> <p>一 単独設立</p> <p>(1) 厚生年金基金設立認可基準（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号年金局長通知の別紙。以下単に「認可基準」という。）第一の一の「当該事業所の不参加によって基金の設立目的ないし運営が阻害されないと認められる場合」とは、当該事業所の沿革、業態、労働条件、雇用形態等により、設立事業所として参加することが極めて困難な状況にあると考えられる場合に限られるものであること。</p> <p>(2) 同一企業において特定事業所が参加しないため、当該事業所を除いて設立する基金にあつては、基金を設立した後において不参加の事由が消滅した場合には、速やかに、当該事業所を当該基金に編入することが確実と認められるものであること。</p> <p>二 連合設立</p> <p>認可基準第一の二の(1)に規定する「他の企業が行う事業との人的関係が緊密であること」とは、被保険者の過半数出向など企業間における諸状況から判断して、特別密接な関係にあり、有機的連携性があると認められるものであること。</p> <p>三 総合設立</p>

(1) 認可基準第一の二の(2)に規定する「強力な指導統制力を有する組織母体」があり、その「運営状況が健全かつ良好であること」とは、次のいずれかに該当するものであること。

① 法人格を有して一年以上経過しており、かつ、事業内容、構成員の分担金の負担状況等からみて、構成員に対し、実質的に指導統制上の権能を有することが認められ、当該団体の組織及び運営が良好であること。

② 前記①の要件を満たしている複数の法人を会員とする組織であって、計画的に情報提供等を実施していること。

(2) 認可基準第一の二の(2)に規定する「当該企業で構成されている健康保険法(大正十一年法律第七〇号)に基づく健康保険組合」があり、その「運営状況が健全かつ良好であること」とは、次のいずれにも該当するものであること。

① 健康保険組合が設立されて一年以上経過していること。

② 各事業所は、当該健康保険組合の組合会及び理事会の開催並びに届出書の提出等について、積極的に協力しており、当該健康保険組合の運営状況が健全かつ良好であると認められること。

③ 保険料の納付実績が政府管掌保険料の平均収納率以上であり、かつ、過去一か年において三か月分以上滞納している事業所がないこと。

四 人員規模等

設立に必要な人員規模については、認可基準の第一の三によるほか、次によるものであること。

(1) 認可基準第一の三に規定する「常時雇用される者」とは、厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三二四号。以下「基金令」という。)第二十三条第三号の規定に基づき規約で定める額に相当する部

(1) 認可基準第一の二の(2)に規定する「強力な指導統制力を有する組織母体」があり、その「運営状況が健全かつ良好であること」とは、次のいずれかに該当するものであること。

① 法人格を有して一年以上経過しており、かつ、事業内容、構成員の分担金の負担状況等からみて、構成員に対し、実質的に指導統制上の権能を有することが認められ、当該団体の組織及び運営が良好であること。

② 前記①の要件を満たしている複数の法人を会員とする組織であって、計画的に情報提供等を実施していること。

(2) 認可基準第一の二の(2)に規定する「当該企業で構成されている健康保険法(大正十一年法律第七〇号)に基づく健康保険組合」があり、その「運営状況が健全かつ良好であること」とは、次のいずれにも該当するものであること。

① 健康保険組合が設立されて一年以上経過していること。

② 各事業所は、当該健康保険組合の組合会及び理事会の開催並びに届出書の提出等について、積極的に協力しており、当該健康保険組合の運営状況が健全かつ良好であると認められること。

③ 保険料の納付実績が政府管掌保険料の平均収納率以上であり、かつ、過去一か年において三か月分以上滞納している事業所がないこと。

四 人員規模等

設立に必要な人員規模については、認可基準の第一の三によるほか、次によるものであること。

(1) 認可基準第一の三に規定する「常時雇用される者」とは、厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三二四号。以下「基金令」という。)第二十三条第三号の規定に基づき規約で定める額に相当する部

分（以下「加算部分」という。）の給付の適用を受ける加入員（以下「加算適用加入員」という。）及び加算適用の対象となっている者であって、加算適用加入員となるために待期をしている者（以下「待期者」という。）をいうものであること。

- (2) 人員規模については、基金を設立した後においても、その規模を維持することが確実であると見込まれるものであること。
- (3) 基金を設立しようとする企業と密接不可分の関係にある健康保険組合、労働組合等の事務所又は事業所については、当該基金に含めて差し支えないものであること。
- (4) 基金を設立しようとする事業所及び加入員となる者の三分の二以上が組織母体に属するものであること。ただし、組織母体は二以上の基金の組織母体となることはできないものであること。

五 企業の事業状況等

認可基準第一の四の「基金を設立しようとする企業の事業状況、財政状況及び社会保険業務の処理状況」については、次によるものであること。ただし、(1)については、連合設立の場合にはその企業のうちの少なくとも一の企業について適用し、総合設立の企業については適用しないこと。

- (1) 事業開始後三年以上経過しており、かつ、直近の過去三年間における事業収益及び事業開始後における資本の増減・配当、主要株主、設備投資等を総合的に勘案して、事業内容に健全性が認められること。
- (2) 直近年度における公租公課の収納状況が良好であること。
- (3) 直近の過去三年間において社会保険関係法令上の違反がないこと。
- (4) 直近の過去三年間における厚生年金保険の保険料の納付成績が、原則として、政府管掌保険料の平均収納率以上であり、かつ、三か月以上の滞納がないこと。

分（以下「加算部分」という。）の給付の適用を受ける加入員（以下「加算適用加入員」という。）及び加算適用の対象となっている者であって、加算適用加入員となるために待期をしている者（以下「待期者」という。）をいうものであること。

- (2) 人員規模については、基金を設立した後においても、その規模を維持することが確実であると見込まれるものであること。
- (3) 基金を設立しようとする企業と密接不可分の関係にある健康保険組合、労働組合等の事務所又は事業所については、当該基金に含めて差し支えないものであること。
- (4) 基金を設立しようとする事業所及び加入員となる者の三分の二以上が組織母体に属するものであること。ただし、組織母体は二以上の基金の組織母体となることはできないものであること。

五 企業の事業状況等

認可基準第一の四の「基金を設立しようとする企業の事業状況、財政状況及び社会保険業務の処理状況」については、次によるものであること。ただし、(1)については、連合設立の場合にはその企業のうちの少なくとも一の企業について適用し、総合設立の企業については適用しないこと。

- (1) 事業開始後三年以上経過しており、かつ、直近の過去三年間における事業収益及び事業開始後における資本の増減・配当、主要株主、設備投資等を総合的に勘案して、事業内容に健全性が認められること。
- (2) 直近年度における公租公課の収納状況が良好であること。
- (3) 直近の過去三年間において社会保険関係法令上の違反がないこと。
- (4) 直近の過去三年間における厚生年金保険の保険料の納付成績が、原則として、政府管掌保険料の平均収納率以上であり、かつ、三か月以上の滞納がないこと。

(5) 社会保険に関する各種届出が適正に処理され、かつ、その提出状況が良好であること。

六 既設基金等との調整

(1) 既設基金に加入している事業所は、他の基金への編入を目的として当該既設基金から削除することは、原則として認めないこと。

(2) 既設基金に加入している事業所であって、新たに基金を設立するために当該基金から削除することは、原則として認めないこと。

七 基金の組織等

認可基準第一の四の「基金の組織等」については、次によるものであること。

(1) 代議員及び理事の選定に当たっては、基金の構成員である事業主及び加入員の意思が適正に反映され、基金の運営が円滑に行われるよう十分配慮すること。なお、基金令第二十三条第三号の規定による算定方法による給付設計を行っている基金であって、加入員のグループ区分を行った場合においては、代議員及び理事が特定のグループに属することのないよう、選挙区及び定数の配分について特に配慮すること。

(2) 代議員及び理事の定数は、基金の人員規模、設立事業所の分布状況等を勘案して適正に定めること。この場合において、代議員の定数は、理事の定数の倍数を超えるものでなければならないこと。

(3) 基金の実情に応じ、常務を処理する理事を置くこと。常務を処理する理事は、年金制度に関する経験を有し、かつ、基金の業務運営に熱意を有する者をもって充てること。

八 その他

次に掲げる事項のいずれかに該当するに至った場合を除き、設立事業所を減少させる規約の変更については認可の対象であり、当該減少の場合には、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一一五号。以下「法」という。）

(5) 社会保険に関する各種届出が適正に処理され、かつ、その提出状況が良好であること。

六 既設基金等との調整

(1) 既設基金に加入している事業所は、他の基金への編入を目的として当該既設基金から削除することは、原則として認めないこと。

(2) 既設基金に加入している事業所であって、新たに基金を設立するために当該基金から削除することは、原則として認めないこと。

七 基金の組織等

認可基準第一の四の「基金の組織等」については、次によるものであること。

(1) 代議員及び理事の選定に当たっては、基金の構成員である事業主及び加入員の意思が適正に反映され、基金の運営が円滑に行われるよう十分配慮すること。なお、基金令第二十三条第三号の規定による算定方法による給付設計を行っている基金であって、加入員のグループ区分を行った場合においては、代議員及び理事が特定のグループに属することのないよう、選挙区及び定数の配分について特に配慮すること。

(2) 代議員及び理事の定数は、基金の人員規模、設立事業所の分布状況等を勘案して適正に定めること。この場合において、代議員の定数は、理事の定数の倍数を超えるものでなければならないこと。

(3) 基金の実情に応じ、常務を処理する理事を置くこと。常務を処理する理事は、年金制度に関する経験を有し、かつ、基金の業務運営に熱意を有する者をもって充てること。

八 その他

次に掲げる事項のいずれかに該当するに至った場合を除き、設立事業所を減少させる規約の変更については認可の対象であり、当該減少の場合には、第百四十四条に基づき、厚生年金適用事業所の事業主及び被保険者

第百四十四条の規定に基づき、厚生年金適用事業所の事業主及び被保険者の同意を得ている必要があること。

- (1) 設立事業所の事業主が死亡したとき
- (2) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき

第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。

一 プラスアルファ部分の給付水準は、次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。この場合において、給付現価の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、代行保険料率の算定に用いるものと同じのものとすること。ただし、法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、代行部分の給付現価については、当該認可を受けなかったものとして算定するものとし、加算部分の老齢年金給付（以下「加算年金」という。）の額を後記三の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあつては、当該加算年金の額の再評価に用いる指標について、当該指標の過去五年間の実績値の平均（当該平均が零を下回る場合にあつては零。以下同じ。）を当該指標の予測値として算定するものとする。

- (1) プラスアルファ部分は、給付現価で代行部分の五割程度までは確保していなければならないこととされているが、この給付水準は将来にわたって確保されているものであること。
- (2) 終身にわたって一定に支給される額のうち、代行部分相当額（法第三十二条第二項に規定する額）を上回る額（増額が行われるときは、増額された額のうち終身にわたって一定に支給される額を含む。）に相当する部分（以下「基礎部分」という。）の六十五歳以降の支給に要する費用の現価相当額が、代行部分

の同意を得ている必要があること。

- (1) 設立事業所の事業主が死亡したとき
- (2) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき

第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。

一 プラスアルファ部分の給付水準は、次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。この場合において、給付現価の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、代行保険料率の算定に用いるものと同じのものとすること。ただし、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一一五号。以下「法」という。）附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、代行部分の給付現価については、当該認可を受けなかったものとして算定するものとし、加算部分の老齢年金給付（以下「加算年金」という。）の額を後記四の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあつては、当該加算年金の額の再評価に用いる指標について、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として算定するものとする。

- (1) プラスアルファ部分は、給付現価で代行部分の五割程度までは確保していなければならないこととされているが、この給付水準は将来にわたって確保されているものであること。
- (2) 終身にわたって一定に支給される額のうち、代行部分相当額（法第三十二条第二項に規定する額）を上回る額（増額が行われるときは、増額された額のうち終身にわたって一定に支給される額を含む。）に相当する部分（以下「基礎部分」という。）の六十五歳以降の支給に要する費用の現価相当額が、代行部分

相当額に相当する部分の六十五歳以降の支給に要する費用の現価相当額の5%を下回っていないこと。

二 すべての加入員の年金額が代行部分相当額を超えなければならないこと。この場合において、法附則第七条の三又は法附則第十三条の四の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした者については、それぞれ、法附則第七条の六の規定により読み替えられた法第百三十二条第二項に規定する額又は法附則第十三条の七の規定により読み替えられた法第百三十二条第二項に規定する額を超えなければならないこと。

三 加算型の給付設計を定める場合にあつては、次によるものであること。

(1) 加算適用加入員の範囲

① 加算適用加入員は、原則として全加入員を対象とすること。

② 企業の労働協約、給与規程、退職金規程等により定年年齢、給与、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を加算適用加入員とすることが困難な場合には、労働条件が同様の一部の加入員集団を加算適用加入員としないことができること。ただし、基本部分の年金給付の水準が、認可基準第三の三に定める水準を超えていない場合には、加算適用加入員及び待期者の合計数が全加入員数の

相当額に相当する部分の六十五歳以降の支給に要する費用の現価相当額の5%を下回っていないこと。

二 すべての加入員の年金額が代行部分相当額を超えなければならないこと。この場合において、法附則第七条の三又は法附則第十三条の四の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした者については、それぞれ、法附則第七条の六の規定により読み替えられた法第百三十二条第二項に規定する額又は法附則第十三条の七の規定により読み替えられた法第百三十二条第二項に規定する額を超えなければならないこと。

三 老齢年金給付の支給開始年齢（基金令第二十三条第三号の規定に基づく老齢年金給付の額の算定方法（以下「加算型の給付設計」という。）の基金にあつては、基金令第二十三条第三号の規定における「第一号又は前号に規定する方法により算定する額」に相当する部分（以下「基本部分」という。）の老齢年金給付の支給開始年齢）が、六十五歳（六十五歳前に法附則第八条の規定による老齢厚生年金の支給を受ける者については、当該老齢厚生年金の支給開始年齢）前の基金にあつては、連合会に支給義務を移転すべき中途脱退者に対して脱退一時金を支給することができること。

四 加算型の給付設計を定める場合にあつては、次によるものであること。

(1) 加算適用加入員の範囲

① 加算適用加入員は、原則として全加入員を対象とすること。

② 企業の労働協約、給与規程、退職金規程等により定年年齢、給与、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を加算適用加入員とすることが困難な場合には、労働条件が同様の一部の加入員集団を加算適用加入員としないことができること。ただし、基本部分の年金給付の水準が、認可基準第三の三に定める水準を超えていない場合には、加算適用加入員及び待期者の合計数が全加入員数の

半数以上存在すること。

- ③ 加入員が加算適用加入員となるまでに、ある一定の期間の待期を設ける場合は、次によること。

ア 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なとき又は入社後短期間に退職する従業員が非常に多い場合等の事由があること。

イ 待期期間は、原則として、加入員期間又は年齢によるものとし、加入員期間による場合は五年を超えてはならないこと。また、年齢による場合は二十五歳を超えてはならないこと。年齢と加入員期間により待期を設ける場合にあっては、年齢と加入員期間の待期期間を合算した数が「二十八」を超えないこと。

- ④ 加入員が加算適用加入員でなくなる時期は、原則として、加入員でなくなったとき又は規約で定められた加算適用加入員としない加入員となったときとすること。ただし、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、定年延長が実施される前の労働協約等に定められた定年年齢に達したときとすることができること。

- ⑤ 休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の加入員については、「休職等期間の全部又は一部」が労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由がある場合にあっては、当該「休職等期間の全部又は一部」について、加算適用加入員としないことができること。

(2) 加算給付の分割

- ① 加算部分の給付額が複数個の給付額の合計額として算定される場合であって、加算部分の給付設計が退職金制度等

半数以上存在すること。

- ③ 加入員が加算適用加入員となるまでに、ある一定の期間の待期を設ける場合は、次によること。

ア 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なとき又は入社後短期間に退職する従業員が非常に多い場合等の事由があること。

イ 待期期間は、原則として、加入員期間又は年齢によるものとし、加入員期間による場合は五年を超えてはならないこと。また、年齢による場合は二十五歳を超えてはならないこと。年齢と加入員期間により待期を設ける場合にあっては、年齢と加入員期間の待期期間を合算した数が「二十八」を超えないこと。

- ④ 加入員が加算適用加入員でなくなる時期は、原則として、加入員でなくなったとき又は規約で定められた加算適用加入員としない加入員となったときとすること。ただし、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、定年延長が実施される前の労働協約等に定められた定年年齢に達したときとすることができること。

- ⑤ 休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の加入員については、「休職等期間の全部又は一部」が労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由がある場合にあっては、当該「休職等期間の全部又は一部」について、加算適用加入員としないことができること。

(2) 加算給付の分割

- ① 加算部分の給付額が複数個の給付額の合計額として算定される場合であって、加算部分の給付設計が退職金制度等

と調整され、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、各給付額の給付の適用を受ける加入員の範囲は加算適用加入員と異なっても差し支えないこと。

- ② 加算部分の給付額が複数個の給付額の合計額として算定される場合であって、その一部の給付額の給付に加入員の負担を伴うものがある場合には、当該給付の適用について、(1)の③にかかわらず、三十五歳以下の年齢又は十年以下の加入員期間による待期を設けることができること

(3)加算給与

- ① 加算部分の給付額の算定の基礎に用いる給与（以下「加算給与」という。）の範囲は、次によること。

ア 加算給与は、原則として、標準給与等定期的に支給される給与の額を用いること。

イ 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、当該退職金制度等の内容の変更が困難な場合には、前記アにかかわらず、当該退職金制度等の給付算定のための基礎給与を加算給与として用いることができること。

ウ 総合設立の基金における加算給与は、原則として、標準給与を用いること。ただし、客観的基準により公平性を担保することを目的として、当該基金の母体となっている業界における勤務年数、年齢別等の平均給与を基礎として、合理的に加工した給与を用いることは差し支えないこと。

- ② ポイント制により給付が定められている退職金制度等と加算部分の給付設計を調整する場合には、当該ポイント制が次の要件を満たしていること。

ア 昇格の規程が明確に定められていること。

イ 同一加算適用加入員期間を有する加入員について、最大ポイントの最小

と調整され、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、各給付額の給付の適用を受ける加入員の範囲は加算適用加入員と異なっても差し支えないこと。

- ② 加算部分の給付額が複数個の給付額の合計額として算定される場合であって、その一部の給付額の給付に加入員の負担を伴うものがある場合には、当該給付の適用について、(1)の③にかかわらず、三十五歳以下の年齢又は十年以下の加入員期間による待期を設けることができること

(3)加算給与

- ① 加算部分の給付額の算定の基礎に用いる給与（以下「加算給与」という。）の範囲は、次によること。

ア 加算給与は、原則として、標準給与等定期的に支給される給与の額を用いること。

イ 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、当該退職金制度等の内容の変更が困難な場合には、前記アにかかわらず、当該退職金制度等の給付算定のための基礎給与を加算給与として用いることができること。

ウ 総合設立の基金における加算給与は、原則として、標準給与を用いること。ただし、客観的基準により公平性を担保することを目的として、当該基金の母体となっている業界における勤務年数、年齢別等の平均給与を基礎として、合理的に加工した給与を用いることは差し支えないこと。

- ② ポイント制により給付が定められている退職金制度等と加算部分の給付設計を調整する場合には、当該ポイント制が次の要件を満たしていること。

ア 昇格の規程が明確に定められていること。

イ 同一加算適用加入員期間を有する加入員について、最大ポイントの最小

ポイントに対する割合に過大な格差がないこと。

ウ 恣意的なポイントは存在せず、数理計算が可能であること。

(4) 加算年金の支給要件等

① 加算年金の支給要件については次によること。

ア 加算年金の支給要件は、原則として、加算適用加入員期間、退職又は年齢を基準として定めること。

イ 二十年を超える加算適用加入員期間を加算年金の支給要件としてはならないこと。ただし、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五〇号）附則第二十六条第一項の規定に基づき適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継した場合（以下「適年移行」という。）における当該権利義務に係る給付についてはこの限りではないこと。

ウ 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、退職事由や一定の年齢以降の退職等を支給要件とするか、又は、これを前記アの要件に加えることができること。退職事由や一定の年齢以降の退職等を支給要件に加える場合には、二十年の加算適用加入員期間を満たす者のうち八〇%以上の者が当該要件を満たすこと。ただし、適年移行における当該権利義務に係る給付についてはこの限りでないこと。

② 加算年金の受給権者が、障害給付金を支給されたときは、次のア及びイに定める基準に従い、加算年金の額の全部又は一部の支給を停止することができること。

ア まだ支給されていない加算年金の現価相当額が障害給付金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこ

ポイントに対する割合に過大な格差がないこと。

ウ 恣意的なポイントは存在せず、数理計算が可能であること。

(4) 加算年金の支給要件等

① 加算年金の支給要件については次によること。

ア 加算年金の支給要件は、原則として、加算適用加入員期間、退職又は年齢を基準として定めること。

イ 二十年を超える加算適用加入員期間を加算年金の支給要件としてはならないこと。ただし、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五〇号）附則第二十六条第一項の規定に基づき適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継した場合（以下「適年移行」という。）における当該権利義務に係る給付についてはこの限りではないこと。

ウ 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、退職事由や一定の年齢以降の退職等を支給要件とするか、又は、これを前記アの要件に加えることができること。退職事由や一定の年齢以降の退職等を支給要件に加える場合には、二十年の加算適用加入員期間を満たす者のうち八〇%以上の者が当該要件を満たすこと。ただし、適年移行における当該権利義務に係る給付についてはこの限りでないこと。

② 加算年金の受給権者が、障害給付金を支給されたときは、次のア及びイに定める基準に従い、加算年金の額の全部又は一部の支給を停止することができること。

ア まだ支給されていない加算年金の現価相当額が障害給付金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこ

と。なお、現価相当額の算定に用いる利率は、前回の財政計算の基準日における下限予定利率（「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一號）」に定める財政運営基準（以下「財政運営基準」という。）の第三の七の(1)の①のアにおいて規定する下限予定利率をいう。以下同じ。）とすること。

イ 障害給付金の支給期間が終了したときに加算年金の支給期間が終了していない場合には、当該障害給付金の支給期間が終了した後の加算年金の支給期間については、支給を停止しないこと。

③ 脱退一時金は、加算年金の支給要件を満たさない加算適用加入員に対して支給できることとし、基金令附則第七条の規定により基金令第二十五条第二項の規定を適用しないこととされた基金にあっても、原則として、三年以上の加算適用加入員期間を有する者には、支給すること。また、適年移行における権利義務に係る給付については、三年以上の加算適用加入員期間を有する者に脱退一時金を支給しないこととすることができること。

(5) 加算年金の額の算定等

① 加算年金の額の算定は、次のア～カのいずれかの方法によること。なお、基金の加算年金を企業の退職給与規程等に基づく給付金と調整するときは、その他の方法によることができること。

ア 加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法

イ 加算適用加入員であった期間の全部又は一部における加算給与の額その他これに類するものの平均額又は累計額に、加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた率及び規約で定める数値を乗ずる

と。なお、現価相当額の算定に用いる利率は、前回の財政計算の基準日における下限予定利率（「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一號）」に定める財政運営基準（以下「財政運営基準」という。）の第三の七の(1)の①のアにおいて規定する下限予定利率をいう。以下同じ。）とすること。

イ 障害給付金の支給期間が終了したときに加算年金の支給期間が終了していない場合には、当該障害給付金の支給期間が終了した後の加算年金の支給期間については、支給を停止しないこと。

③ 脱退一時金は、加算年金の支給要件を満たさない加算適用加入員に対して支給できることとし、基金令附則第七条の規定により基金令第二十五条第二項の規定を適用しないこととされた基金にあっても、原則として、三年以上の加算適用加入員期間を有する者には、支給すること。また、適年移行における権利義務に係る給付については、三年以上の加算適用加入員期間を有する者に脱退一時金を支給しないこととすることができること。

(5) 加算年金の額の算定等

① 加算年金の額の算定は、次のア～カのいずれかの方法によること。なお、基金の加算年金を企業の退職給与規程等に基づく給付金と調整するときは、その他の方法によることができること。

ア 加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法

イ 加算適用加入員であった期間の全部又は一部における加算給与の額その他これに類するものの平均額又は累計額に、加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた率及び規約で定める数値を乗ずる

方法

ウ 加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は加算給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法

エ ア～ウの方法を組み合わせた方法

オ ア～エの方法で算定した額と、これと異なるア～エの方法で算定した額のうち、高い額又は低い額とする方法

カ ア～オの方法を組み合わせた方法

- ② 前記①のア～ウに規定する規約で定める数値は、支給する加算給付ごとに、次のア～ケに掲げるものに応じて定めるものであって、その算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、それぞれ、前回の財政計算の基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らない範囲で定めた率（ただし、前記①のウに掲げる加算年金の額の算定方法を用いて後記(6)に掲げる加算年金の額の改定を行う場合その他これに類する場合又はエの場合については、零を下回らない範囲で定めた率とすることができること。なお、財政計算を実施した場合であっても、当該財政計算に係る規約変更の適用日までの間は、当該財政計算の直前の財政計算を「前回の財政計算」として取り扱うものとする。）及び前回の財政計算において用いた予定死亡率（ただし、予定死亡率を当該基金の加入員、加入員であった者及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき合理的に定めたものとするを規約に定めた場合にあつては、当該合理的に定めたものとする）とすることができること。なお、給付の設計の変更（予定死亡率を変

方法

ウ 加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は加算給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法

エ ア～ウの方法を組み合わせた方法

オ ア～エの方法で算定した額と、これと異なるア～エの方法で算定した額のうち、高い額又は低い額とする方法

カ ア～オの方法を組み合わせた方法

- ② 前記①のア～ウに規定する規約で定める数値は、支給する加算給付ごとに、次のア～ケに掲げるものに応じて定めるものであって、その算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、それぞれ、前回の財政計算の基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らない範囲で定めた率（なお、財政計算を実施した場合であっても、当該財政計算に係る規約変更の適用日までの間は、当該財政計算の直前の財政計算を「前回の財政計算」として取り扱うものとする。また、エの場合については、零を下回らない範囲で定めた率）及び前回の財政計算において用いた予定死亡率（給付の設計の変更（予定死亡率を変更するものに限る。）を伴わない財政計算を行う際に変更を要するものではないこと。）を用いて定めるものであること。

更するものに限る。)を伴わない財政計算を行う際に変更を要するものではないこと。)を用いて定めるものであること。

ア 支給開始年齢

イ 支給期間

ウ 保証期間(保証期間を定めた場合に限る。)

エ 加算適用加入員でなくなったときから、加算年金の支給要件を満たすまでの期間(加算年金の額に当該期間に係る利子相当額を加算することとなっている場合に限る。)

オ 加算年金の受給権者が死亡した場合に、その遺族に支給される遺族給付金の給付設計(規約において、加算年金の受給権者がその遺族に支給される遺族給付金の給付設計を選択できることを定めた場合に限る。)

カ 加算適用加入員でなくなった事由

キ 加算適用加入員でなくなった日の年齢

ク 職種若しくは学歴(労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、加算年金に差を設けることにつき合理的な理由がある場合に限る。)

ケ 加算適用加入員期間の全部又は一部(以下「給付額算定用加算適用加入員期間」という。)

③ 前記①のウの再評価は、規約で定める期間ごとに、次のア～オに定めるもの(以下「指標」という。)を用いて行うものとする。ただし、いずれの指標に基づき再評価を行う場合でも、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回ってはなら

ア 支給開始年齢

イ 支給期間

ウ 保証期間(保証期間を定めた場合に限る。)

エ 加算適用加入員でなくなったときから、加算年金の支給要件を満たすまでの期間(加算年金の額に当該期間に係る利子相当額を加算することとなっている場合に限る。)

オ 加算年金の受給権者が死亡した場合に、その遺族に支給される遺族給付金の給付設計(規約において、加算年金の受給権者がその遺族に支給される遺族給付金の給付設計を選択できることを定めた場合に限る。)

カ 加算適用加入員でなくなった事由

キ 加算適用加入員でなくなった日の年齢

ク 職種若しくは学歴(労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、加算年金に差を設けることにつき合理的な理由がある場合に限る。)

ケ 加算適用加入員期間の全部又は一部(以下「給付額算定用加算適用加入員期間」という。)

③ 前記①のウの再評価は、規約で定める期間ごとに、次のア～エに定めるもの(以下「指標」という。)を用いて行うものとする。この場合において、指標は零を下回らないものとする。なお、規約で定める期間ごとに異なる指標を規約に定めて用いることができるこ

ないこと。なお、規約で定める期間ごとに異なる指標を規約に定めて用いることができること。

ア 定率

イ 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの

ウ 積立金の運用利回りの実績

エ アからウまでに掲げる率を組み合わせたもの

オ イからエまでに掲げる率にその上限又は下限を定めたもの

④ 前記③のイに「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

ア 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数

イ 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

ウ 基金令第三十九条の十二第一項に掲げる有価証券指標

⑤ 前記①のエ及び力における「組み合わせた方法」とは、給付の額及び算定の方法について、以下のうち規約で定めるいずれかの方法とすること。

ア 加法

イ 減法（ただし、減法の結果、給付の額が零を上回るものとする。）

ウ 一定の数値を乗ずる方法又は一定の数値で除する方法

エ 加算適用加入員期間、給付額算定用加算適用加入員期間、加算適用加入員でなくなった事由、労働協約等に定める職種等又は年齢に応じて異なる算定方法とする方法

⑥ 前記②のケの「給付額算定用加算適用加入員期間」については、端数処理を行う場合は、「給付額算定用加算適用加入員期間」（端数処理後）が「加算適用加入員期間」（端数処理後）を上回るとは差し支えないこと。

と。

ア 定率

イ 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの

ウ アに掲げる率とイに掲げる率を組み合わせたもの

エ イに掲げる率又はウに掲げる率にその上限又は下限を定めたもの

④ 前記③のイに「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

ア 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数

イ 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

ウ 基金令第三十九条の十二第一項に掲げる有価証券指標

⑤ 前記①のエ及び力における「組み合わせた方法」とは、給付の額及び算定の方法について、以下のうち規約で定めるいずれかの方法とすること。

ア 加法

イ 減法（ただし、減法の結果、給付の額が零を上回るものとする。）

ウ 一定の数値を乗ずる方法又は一定の数値で除する方法

エ 加算適用加入員期間、給付額算定用加算適用加入員期間、加算適用加入員でなくなった事由、労働協約等に定める職種等又は年齢に応じて異なる算定方法とする方法

⑥ 前記②のケの「給付額算定用加算適用加入員期間」については、端数処理を行う場合は、「給付額算定用加算適用加入員期間」（端数処理後）が「加算適用加入員期間」（端数処理後）を上回るとは差し支えないこと。

また、前記①のウの「加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間」については、その合計を加算適用加入員であった期間の全部又は一部とすることができること。

- ⑦ 前記①のウの「一定の割合」については、規約で定める期間ごとに異なるものとするができること。

(6) 加算年金の額の改定

- ① 加算年金の支給期間中の一定の時期において、あらかじめ定められる方法により、加算年金の額の改定（以下「額の改定」という。）を行うことができること。

- ② 額の改定の時期は、年金受給権者が一定の年齢に達したとき又は加算年金の支給開始後一定の期間を経過したときのいずれかの時期とすること。

- ③ 改定後の加算年金の額の算定は、次のア～オのいずれかの方法によること。

ア 改定前の加算年金の額に、規約で定める率を乗ずる方法、規約で定める額を加減する方法又はこれらに準ずる方法

イ 改定後の加算年金の額を規約で定める前記(5)の①のア～カのいずれかの方法で算定した額とする方法（当該改定前の加算年金の額を算定した方法を除く。）

ウ 改定前の加算年金の額に、当該改定前の加算年金の額に指標を乗じて得た額を加算する方法

エ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を前記(5)の②に規定する予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算する方法（当該指標が前記(5)の②に規定する予定利率を上回る場合に限る。）

オ 加算年金の支給開始後に給付額算定用加算適用加入員期間の全部又は

また、前記①のウの「加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間」については、その合計を加算適用加入員であった期間の全部又は一部とすることができること。

- ⑦ 前記①のウの「一定の割合」については、規約で定める期間ごとに異なるものとするができること。

(6) 加算年金の額の改定

- ① 加算年金の支給期間中の一定の時期において、あらかじめ定められる方法により、加算年金の額の改定（以下「額の改定」という。）を行うことができること。

- ② 額の改定の時期は、年金受給権者が一定の年齢に達したとき又は加算年金の支給開始後一定の期間を経過したときのいずれかの時期とすること。

- ③ 改定後の加算年金の額の算定は、次のア～オのいずれかの方法によること。

ア 改定前の加算年金の額に、規約で定める率を乗ずる方法、規約で定める額を加減する方法又はこれらに準ずる方法

イ 改定後の加算年金の額を規約で定める前記(5)の①のア～カのいずれかの方法で算定した額とする方法（当該改定前の加算年金の額を算定した方法を除く。）

ウ 改定前の加算年金の額に、当該改定前の加算年金の額に指標を乗じて得た額を加算する方法

エ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を前記(5)の②に規定する予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算する方法（当該指標が前記(5)の②に規定する予定利率を上回る場合に限る。）

オ 加算年金の支給開始後に給付額算定用加算適用加入員期間の全部又は

一部に基づいて改定する方法

- ④ 額の改定の方法は、加算適用加入員期間、年齢又はその他の要件に応じて定めることができること。
- ⑤ 額の改定により、支給期間中に減額（前記③のエに掲げる方法で加算年金の額を改定することにより、改定後の加算年金の額が改定前の加算年金の額を下回る場合を除く。）が行われる加算年金は、基礎部分の現価相当額が、代行部分相当額を上回る年金額に相当する部分から基礎部分を除いた部分（以下「付加部分」という。）の現価相当額を下回っていないこと。ただし、老齢年金給付の水準が法第百三十二条第三項に規定する水準に達している基金において、基礎部分の現価相当額が、同項に定める額から代行部分相当額を控除して得た額を年金額とする終身年金の現価相当額の二分の一に達しているときは、この限りでないこと。この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、代行保険料率の算定に用いるものと同じのものとすること。

ただし、加算年金の額を前記(5)の①のウに規定する方法又はこの方法を含む方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価に用いる指標について、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として算定するものとする。なお、適年移行における権利義務に係る給付については、付加部分の現価相当額の算定の基礎としないことができること。

- ⑥ 前記③のエに規定する給付の額の改定を行う場合であって、「あらかじめ定めた給付の額」についても、一定期間ごとに、前記(5)の②に規定する予定利率を下回らない範囲で前記(5)③に規定する指標に応じて改定する場合は、以下のとおりの取扱いとすること。

一部に基づいて改定する方法

- ④ 額の改定の方法は、加算適用加入員期間、年齢又はその他の要件に応じて定めることができること。
- ⑤ 額の改定により、支給期間中に減額（前記③のエに掲げる方法で加算年金の額を改定することにより、改定後の加算年金の額が改定前の加算年金の額を下回る場合を除く。）が行われる加算年金は、基礎部分の現価相当額が、代行部分相当額を上回る年金額に相当する部分から基礎部分を除いた部分（以下「付加部分」という。）の現価相当額を下回っていないこと。ただし、老齢年金給付の水準が法第百三十二条第三項に規定する水準に達している基金において、基礎部分の現価相当額が、同項に定める額から代行部分相当額を控除して得た額を年金額とする終身年金の現価相当額の二分の一に達しているときは、この限りでないこと。この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、代行保険料率の算定に用いるものと同じのものとすること。

ただし、加算年金の額を前記(5)の①のウに規定する方法又はこの方法を含む方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価に用いる指標について、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として算定するものとする。なお、適年移行における権利義務に係る給付については、付加部分の現価相当額の算定の基礎としないことができること。

- ⑥ 前記③のエに規定する給付の額の改定を行う場合であって、「あらかじめ定めた給付の額」についても、一定期間ごとに、改定時の前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち最も低い下限予定利率を下回らない範囲で前記(5)③に規定する指標に応じて改定する場合は、以下のとおりの取

ア 「あらかじめ定めた給付の額」となる額の改定に用いる前記(5)の③に規定する指標をあらかじめ規約に定めること。

イ 「あらかじめ定めた給付の額」に具体的にどのような改定が起こり得るかについて、裁定時に受給権者に十分説明すること。

ウ (10)に規定する選択一時金を設けること。

(7) 保証期間

加算年金の給付に保証期間を設ける場合、年数によるときは二十年以下とし、年齢によるときは八十五歳以下とすること。ただし、年齢によるときであっても年数が二十年を超えないこと。

(8) 支給の繰上げ、繰下げ

加算部分の給付については、規約で定める方法により、支給開始年齢の繰上げ又は繰下げの制度を設けることができること。この場合において、当該規約で定める方法については、公平かつ合理的なものでなければならないこと。なお、繰下げによる増額率については、加算適用加入員でなくなった事由、加算適用加入員でなくなった時の年齢、労働協約等に定める職種等、加算適用加入員であった期間、繰下げ開始から終了までの期間の年齢等に基づき合理的に定めること（当該利率を設けている場合に限る。）。

(9) つなぎ年金

① 加算年金の支給開始年齢を認可基準第三の一の(1)に定められている年齢よりも若く設定する場合には、早期に退職した者の年金額の方が有利である等基金給付の目的である安定的所得保障を逸脱することのないものであること。

② 前記①に規定する年金のうち、次のア及びイのいずれにも該当するプラスアルファ部分については、前記(6)の⑤及び後記(10)の規定の適用にあたっては、

扱いとすること。

ア 「あらかじめ定めた給付の額」となる額の改定に用いる前記(5)の③に規定する指標をあらかじめ規約に定めること。

イ 「あらかじめ定めた給付の額」に具体的にどのような改定が起こり得るかについて、裁定時に受給権者に十分説明すること。

ウ (10)に規定する選択一時金を設けること。

(7) 保証期間

加算年金の給付に保証期間を設ける場合、年数によるときは二十年以下とし、年齢によるときは八十五歳以下とすること。ただし、年齢によるときであっても年数が二十年を超えないこと。

(8) 支給の繰上げ、繰下げ

加算部分の給付については、規約で定める方法により、支給開始年齢の繰上げ又は繰下げの制度を設けることができること。この場合において、当該規約で定める方法については、公平かつ合理的なものでなければならないこと。なお、繰下げによる増額率については、加算適用加入員でなくなった事由、加算適用加入員でなくなった時の年齢、労働協約等に定める職種等、加算適用加入員であった期間、繰下げ開始から終了までの期間の年齢等に基づき合理的に定めること（当該利率を設けている場合に限る。）。

(9) つなぎ年金

① 加算年金の支給開始年齢を認可基準第三の一の(1)に定められている年齢よりも若く設定する場合には、早期に退職した者の年金額の方が有利である等基金給付の目的である安定的所得保障を逸脱することのないものであること。

② 前記①に規定する年金のうち、次のア及びイのいずれにも該当するプラスアルファ部分については、前記(6)の⑤及び後記(10)の規定の適用にあたっては、

代行部分相当額に相当する部分として取り扱うことができること。この場合において、当該代行部分相当額に相当する部分として取り扱った部分については保証期間を設けることは差し支えないが、後記(10)の①に規定する選択一時金の選択はできないものであること。

ア 六十五歳（ただし、六十五歳前に法附則第八条の規定による老齢厚生年金の支給を受ける者については、その開始年齢）までの部分

イ 代行部分相当額を下回る額に相当する部分

(10) 選択一時金

① 代行部分相当額を上回る額に相当する部分の加算年金に保証期間が設けられているときは、当分の間、年金受給権者の選択により加算年金にかえて一時金（以下「選択一時金」という。）を支給することができること。

② 選択一時金の選択の時期は、加算適用加入員でなくなった後から加算年金の保証期間終了時までの年金受給権者が選択する任意の時期とすることができること。

③ 選択一時金の選択は、次のいずれかの方法によること。

ア 加算年金の額の全部に相当する部分を選択する方法

イ 加算年金の額の一部に相当する部分を選択する方法（以下「一部選択」という。）

④ 規約に定める選択一時金の選択肢には、必ず一部選択の選択肢を設けること。

⑤ 選択一時金の額の算定は、加算年金の額（一部選択のときは、当該一部選択により一時金払を行う加算年金の額）に一定の率を乗ずる方法又はこれに準ずる方法によること。

⑥ 選択一時金の額は、加算年金を年金として支給することとした場合の加算年

代行部分相当額に相当する部分として取り扱うことができること。この場合において、当該代行部分相当額に相当する部分として取り扱った部分については保証期間を設けることは差し支えないが、後記(10)の①に規定する選択一時金の選択はできないものであること。

ア 六十五歳（ただし、六十五歳前に法附則第八条の規定による老齢厚生年金の支給を受ける者については、その開始年齢）までの部分

イ 代行部分相当額を下回る額に相当する部分

(10) 選択一時金

① 代行部分相当額を上回る額に相当する部分の加算年金に保証期間が設けられているときは、当分の間、年金受給権者の選択により加算年金にかえて一時金（以下「選択一時金」という。）を支給することができること。

② 選択一時金の選択の時期は、加算適用加入員でなくなった後から加算年金の保証期間終了時までの年金受給権者が選択する任意の時期とすることができること。

③ 選択一時金の選択は、次のいずれかの方法によること。

ア 加算年金の額の全部に相当する部分を選択する方法

イ 加算年金の額の一部に相当する部分を選択する方法（以下「一部選択」という。）

④ 規約に定める選択一時金の選択肢には、必ず一部選択の選択肢を設けること。

⑤ 選択一時金の額の算定は、加算年金の額（一部選択のときは、当該一部選択により一時金払を行う加算年金の額）に一定の率を乗ずる方法又はこれに準ずる方法によること。

⑥ 選択一時金の額は、加算年金を年金として支給することとした場合の加算年

金のうち保証期間に相当する部分の現価相当額を限度とすること。この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、選択一時金を選択する日の直前の財政計算の基準日以降の日における下限予定利率又は加算年金支給開始要件を満たしたときの直前の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率（ただし、加算年金の額の算定において、加算適用加入員でなくなったときから、加算年金支給開始要件を満たすまでの期間の全部又は一部について、下限予定利率を下回る利率（当該期間に応ずる利子に相当する額を加算しない場合にあつては、零。以下この⑥において同じ。）を用いる場合は、当該下回る利率を用いる期間ごとにおける当該下回る利率）とすること。

- ⑦ 一部選択があつた場合に支給する加算年金（以下「一部選択後の加算年金」という。）は、終身にわたって支給されるものでなければならず、かつ、その支給開始時期は、当該一部選択がなかつたとした場合に支給する加算年金（以下「一部選択前の加算年金」という。）の支給開始時期（中途選択による一部選択のときは中途選択を行った時期）と同一でなければならないこと。
- ⑧ 一部選択後の加算年金の額の算定は、一部選択前の加算年金の額に一定の率を乗ずる方法、一定の額を加減する方法又はこれらに準ずる方法によること。
- ⑨ 選択一時金の額は、選択一時金を受け取る者の希望により、年賦払の方法により支給することができること。

四 グループ区分

同一基金内において、次により給付設計を異にするグループ区分を設けることができること。

- (1) 企業の労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等により、定年年齢、給

金のうち保証期間に相当する部分の現価相当額を限度とすること。この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、選択一時金を選択する日の直前の財政計算の基準日以降の日における下限予定利率又は加算年金支給開始要件を満たしたときの直前の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率（ただし、加算年金の額の算定において、加算適用加入員でなくなったときから、加算年金支給開始要件を満たすまでの期間の全部又は一部について、下限予定利率を下回る利率（当該期間に応ずる利子に相当する額を加算しない場合にあつては、零。以下この⑥において同じ。）を用いる場合は、当該下回る利率を用いる期間ごとにおける当該下回る利率）とすること。

- ⑦ 一部選択があつた場合に支給する加算年金（以下「一部選択後の加算年金」という。）は、終身にわたって支給されるものでなければならず、かつ、その支給開始時期は、当該一部選択がなかつたとした場合に支給する加算年金（以下「一部選択前の加算年金」という。）の支給開始時期（中途選択による一部選択のときは中途選択を行った時期）と同一でなければならないこと。
- ⑧ 一部選択後の加算年金の額の算定は、一部選択前の加算年金の額に一定の率を乗ずる方法、一定の額を加減する方法又はこれらに準ずる方法によること。
- ⑨ 選択一時金の額は、選択一時金を受け取る者の希望により、年賦払の方法により支給することができること。

五 グループ区分

同一基金内において、次により給付設計を異にするグループ区分を設けることができること。

- (1) 企業の労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等により、定年年齢、給

与、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を通じて一本の給付設計を行うことが困難な場合は、これらの労働条件の類似する加入員を構成員とするグループ区分を設けることができること。この場合であっても、総合設立の基金については、企業別によるグループ区分を原則とするが、各企業の労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等に照らして、当グループ区分の構成員の労働条件の類似性が客観的に認められる場合には、企業別によらないグループ区分を設けることができること。

- (2) いずれのグループ区分においても、プラスアルファは五割程度までは確保されていること。ただし、法第百三十八条第五項に規定する掛金の負担が困難なためやむを得ず給付設計の変更を行う場合にあっては、これに該当する設立事業所に関してはこの限りでないこと。
- (3) 総合設立の基金内でグループ間を移動する場合に発生する後発債務については、一括償却することができること。

五 遺族給付金の額の基準等については、次によるものであること。

- (1) 遺族給付金の額は、老齢年金給付(法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。以下この項及び次の六において同じ。)の受給権者となった者が受給権の取得と同時に死亡した場合においてその者の遺族に支給する遺族給付金の現価相当額(当該遺族給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあっては、年金として支給する遺族給付金の現価相当額と一時金として支給する遺族給付金の額とを合算した額)が、当該老齢年金給付の全部を年金として支給するとした場合の老齢年金給付の現価相当額を上回らないものであること。この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、前回の財政計算の基準日における下限予定利率と

与、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を通じて一本の給付設計を行うことが困難な場合は、これらの労働条件の類似する加入員を構成員とするグループ区分を設けることができること。この場合であっても、総合設立の基金については、企業別によるグループ区分を原則とするが、各企業の労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等に照らして、当グループ区分の構成員の労働条件の類似性が客観的に認められる場合には、企業別によらないグループ区分を設けることができること。

- (2) いずれのグループ区分においても、プラスアルファは五割程度までは確保されていること。ただし、法第百三十八条第五項に規定する掛金の負担が困難なためやむを得ず給付設計の変更を行う場合にあっては、これに該当する設立事業所に関してはこの限りでないこと。
- (3) 総合設立の基金内でグループ間を移動する場合に発生する後発債務については、一括償却することができること。

六 遺族給付金の額の基準等については、次によるものであること。

- (1) 遺族給付金の額は、老齢年金給付(法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。以下この項及び次の七において同じ。)の受給権者となった者が受給権の取得と同時に死亡した場合においてその者の遺族に支給する遺族給付金の現価相当額(当該遺族給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあっては、年金として支給する遺族給付金の現価相当額と一時金として支給する遺族給付金の額とを合算した額)が、当該老齢年金給付の全部を年金として支給するとした場合の老齢年金給付の現価相当額を上回らないものであること。この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、前回の財政計算の基準日における下限予定利率と

すること。

- (2) (1)の規定にかかわらず、遺族給付金の額を過大なものとしたために当該遺族給付金の支給が通常の予測を超えて発生することによって年金給付等積立金が急激に減少する等、財政の安定を損なうことがないよう、基礎率を実績等に基づき合理的に見込むこと等により、当該遺族給付金の額を適正かつ合理的なものとする場合には、当該遺族給付金の額は、基金の遺族給付金の給付現価が老齢年金給付（前記三(4)③脱退一時金及び支給開始年齢到達前に取得する前記三(10)選択一時金を除く。）の給付現価を財政運営基準第四における財政計算の計算基準日において上回らないこととなる額の範囲内で定めることができること。なお、給付現価の計算方法等については財政運営基準第十によること。

六 障害給付金の額の基準等については、次によるものであること。この号において、現価相当額の算定に用いる利率は、前回の財政計算の基準日における下限予定利率とすること。

- (1) 障害給付金の額については、次によるものであること。

① 障害給付金の額は、老齢年金給付の受給権者となった者が同時に障害給付金の受給権者となったときに支給する障害給付金の現価相当額（当該障害給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあっては、年金として支給する障害給付金の現価相当額と一時金として支給する障害給付金の額とを合算した額）が、当該老齢年金給付の全部を年金として支給するとした場合の老齢年金給付の現価相当額を上回らないものであること。

② ①の規定にかかわらず、障害給付金の額を過大なものとしたために当該障害給付金の支給が通常の予測を超えて発生することによって年金給付等積立金

すること。

- (2) (1)の規定にかかわらず、遺族給付金の額を過大なものとしたために当該遺族給付金の支給が通常の予測を超えて発生することによって年金給付等積立金が急激に減少する等、財政の安定を損なうことがないよう、基礎率を実績等に基づき合理的に見込むこと等により、当該遺族給付金の額を適正かつ合理的なものとする場合には、当該遺族給付金の額は、基金の遺族給付金の給付現価が老齢年金給付（前記四(4)③脱退一時金及び支給開始年齢到達前に取得する前記四(10)選択一時金を除く。）の給付現価を財政運営基準第四における財政計算の計算基準日において上回らないこととなる額の範囲内で定めることができること。なお、給付現価の計算方法等については財政運営基準第十によること。

七 障害給付金の額の基準等については、次によるものであること。この号において、現価相当額の算定に用いる利率は、前回の財政計算の基準日における下限予定利率とすること。

- (1) 障害給付金の額については、次によるものであること。

① 障害給付金の額は、老齢年金給付の受給権者となった者が同時に障害給付金の受給権者となったときに支給する障害給付金の現価相当額（当該障害給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあっては、年金として支給する障害給付金の現価相当額と一時金として支給する障害給付金の額とを合算した額）が、当該老齢年金給付の全部を年金として支給するとした場合の老齢年金給付の現価相当額を上回らないものであること。

② ①の規定にかかわらず、障害給付金の額を過大なものとしたために当該障害給付金の支給が通常の予測を超えて発生することによって年金給付等積立金

が急激に減少する等、財政の安定を損なうことがないよう、基礎率を実績等に基づき合理的に見込むこと等により、当該障害給付金の額を適正かつ合理的なものとする場合には、当該障害給付金の額は、基金の障害給付金の給付現価が老齢年金給付（前記三(4)③脱退一時金及び支給開始年齢到達前に取得する前記三(10)選択一時金を除く。）の給付現価を財政運営基準第四における財政計算の計算基準日において上回らないこととなる額の範囲内で定めることができること。なお、給付現価の計算方法等については財政運営基準第十一によること。

(2) 障害給付金を加算年金と調整してその支給を停止する場合の基準は、次の①～③に定めるものであること。

① まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が加算年金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。

② 加算年金の支給期間が終了したときに障害給付金の支給期間が終了していない場合には、当該加算年金の支給期間が終了した後の障害給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。

③ まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が脱退一時金の額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。

(3) 障害給付金を基金令第二十六条の四第二項第三号に規定する給付（以下「障害補償等」という。）と調整してその支給を停止する場合の基準は、次の①及び②に定めるものであること。

① 障害給付金の受給権者が障害補償等を受ける権利を取得したときに当該障害給付金の全部又は一部の支給を停止する場合において、まだ支給されていない当該障害給付金の現価相当額が当該障害補償等の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支

が急激に減少する等、財政の安定を損なうことがないよう、基礎率を実績等に基づき合理的に見込むこと等により、当該障害給付金の額を適正かつ合理的なものとする場合には、当該障害給付金の額は、基金の障害給付金の給付現価が老齢年金給付（前記四(4)③脱退一時金及び支給開始年齢到達前に取得する前記四(10)選択一時金を除く。）の給付現価を財政運営基準第四における財政計算の計算基準日において上回らないこととなる額の範囲内で定めることができること。なお、給付現価の計算方法等については財政運営基準第十一によること。

(2) 障害給付金を加算年金と調整してその支給を停止する場合の基準は、次の①～③に定めるものであること。

① まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が加算年金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。

② 加算年金の支給期間が終了したときに障害給付金の支給期間が終了していない場合には、当該加算年金の支給期間が終了した後の障害給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。

③ まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が脱退一時金の額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。

(3) 障害給付金を基金令第二十六条の四第二項第三号に規定する給付（以下「障害補償等」という。）と調整してその支給を停止する場合の基準は、次の①及び②に定めるものであること。

① 障害給付金の受給権者が障害補償等を受ける権利を取得したときに当該障害給付金の全部又は一部の支給を停止する場合において、まだ支給されていない当該障害給付金の現価相当額が当該障害補償等の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支

給を停止しないこと。

- ② 障害補償等の支給期間が終了したときに障害給付金の支給期間が終了していない場合は、当該障害補償等の支給期間が終了した後の障害給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。

七 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、(3)に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記三の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。

- (1) 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合
(2) 一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
(3) 各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合

なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって前記(1)から(3)のいずれにも該当しない場合は、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。

八 認可基準第三の七の(3)のイに定める同意及び(5)のア～ウの要件は、前記三の(1)の②により加算適用加入員を全加入者としていない場合、前記三の(2)により給付を分

給を停止しないこと。

- ② 障害補償等の支給期間が終了したときに障害給付金の支給期間が終了していない場合は、当該障害補償等の支給期間が終了した後の障害給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。

八 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、(3)に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記四の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。

- (1) 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合
(2) 一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
(3) 各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合

なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって前記(1)から(3)のいずれにも該当しない場合は、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。

九 認可基準第三の七の(3)のイに定める同意及び(5)のア～ウの要件は、前記四の(1)の②により加算適用加入員を全加入者としていない場合、前記四の(2)により給付を分

割している場合又は前記四によりグループ区分を行っている場合であって、給付の引下げの対象となる者が一部に限られるときには、「全加入員」を「引下げ対象となる全加入員」、「全受給者等」を「引下げ対象となる全受給者等」と読み替えて適用するものとする。

九 給付の引下げの対象となる者を同意した者に限るときは、当該同意した者と同意しない者について前記八のグループ区分を行っていたものとみなし、当該同意した者のグループについて前記八で読み替えて適用される認可基準第三の七の(3)のア及びイの要件、(5)のイの要件を満たすものとし、当該同意した者のグループについて前記八で読み替えて適用される認可基準第三の七の(5)のウの規定を適用できること。この場合において、給付の引下げの対象となる者を当該引下げに同意した者に限ることについて、事前に、十分な説明をした上で当該同意を得ている必要があること。

十 認可基準第三の七の(5)のウに「代行部分相当額に一定の額を加えた額」とあるが、例えば、給付設計の変更後の年金額はこれに該当するものであること。

十一 次のいずれか一の場合に該当するときは認可基準の第三の七の(1)のイ（括弧書きを除く。）に該当するものとして取り扱うこと。

- (1) 過去五年間程度のうち過半数の期において、設立事業所の事業主（以下この十一において「事業主」という。）の当期純利益がマイナス又はその見込みであること。
 - (2) 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去五年間程度の平均の概ね一割以上となっていること。
 - (3) 連合設立及び総合設立の基金については、(1)に該当する事業主が全事業主の概ね五割以上又は(2)に該当する事業主が全事業主の概ね二割以上となっていること。
- なお、一部の事業主が連結決算を行って

割している場合又は前記五によりグループ区分を行っている場合であって、給付の引下げの対象となる者が一部に限られるときには、「全加入員」を「引下げ対象となる全加入員」、「全受給者等」を「引下げ対象となる全受給者等」と読み替えて適用するものとする。

十 給付の引下げの対象となる者を同意した者に限るときは、当該同意した者と同意しない者について前記九のグループ区分を行っていたものとみなし、当該同意した者のグループについて前記九で読み替えて適用される認可基準第三の七の(3)のア及びイの要件、(5)のイの要件を満たすものとし、当該同意した者のグループについて前記九で読み替えて適用される認可基準第三の七の(5)のウの規定を適用できること。この場合において、給付の引下げの対象となる者を当該引下げに同意した者に限ることについて、事前に、十分な説明をした上で当該同意を得ている必要があること。

十一 認可基準第三の七の(5)のウに「代行部分相当額に一定の額を加えた額」とあるが、例えば、給付設計の変更後の年金額はこれに該当するものであること。

十二 次のいずれか一の場合に該当するときは認可基準の第三の七の(1)のイ（括弧書きを除く。）に該当するものとして取り扱うこと。

- (1) 過去五年間程度のうち過半数の期において、設立事業所の事業主（以下この十二において「事業主」という。）の当期純利益がマイナス又はその見込みであること。
 - (2) 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去五年間程度の平均の概ね一割以上となっていること。
 - (3) 連合設立及び総合設立の基金については、(1)に該当する事業主が全事業主の概ね五割以上又は(2)に該当する事業主が全事業主の概ね二割以上となっていること。
- なお、一部の事業主が連結決算を行って

いる場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができること。

十二 認可基準第三の七の(5)のウに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

(1) 給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額に相当する額(代行部分当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。)を一時金として支給する措置に加えて、次の①又は②その他の給付水準の引下げがないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法。

① 給付水準の引下げがないものとして、第二の三の(5)の②に規定する予定利率及び予定死亡率により算定する給付現価相当額(代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する額を除く。以下この十二において「給付現価相当額」という。)

② 給付水準の引下げがないものとして、規約の定めるところにより算定する選択一時金の額(以下この十二において「選択一時金」という。)

(2) 給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額から給付水準の引下げ後の最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、給付水準の引下げ後の年金を支給する方法。

(3) 前記(2)の措置に加えて、前記(2)中「最低積立基準額」を「給付現価相当額又は選択一時金の額その他合理的に算定した一時金の額」と読み替えて適用する選択肢を追加する方法。

第三 掛金の負担に関する事項

掛金の負担は、財政運営基準によるほか、次によること。

一 中途からの加入員負担

いる場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができること。

十三 認可基準第三の七の(5)のウに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるのは、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

(1) 給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額に相当する額(代行部分当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。)を一時金として支給する措置に加えて、次の①又は②その他の給付水準の引下げがないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法。

① 給付水準の引下げがないものとして、第二の四の(5)の②に規定する予定利率及び予定死亡率により算定する給付現価相当額(代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する額を除く。以下この十三において「給付現価相当額」という。)

② 給付水準の引下げがないものとして、規約の定めるところにより算定する選択一時金の額(以下この十三において「選択一時金」という。)

(2) 給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額から給付水準の引下げ後の最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、給付水準の引下げ後の年金を支給する方法。

(3) 前記(2)の措置に加えて、前記(2)中「最低積立基準額」を「給付現価相当額又は選択一時金の額その他合理的に算定した一時金の額」と読み替えて適用する選択肢を追加する方法。

第三 掛金の負担に関する事項

掛金の負担は、財政運営基準によるほか、次によること。

一 中途からの加入員負担

加算部分の掛金の一部を加入員が負担する場合に、若年加入員の負担能力が著しく低いと認められる場合、又は、調整する退職金規程等の内容の変更が困難な場合には、加入員が負担を開始する期間について、一定の待期を設け、待期期間中は全額事業主負担とすることができること。ただし、待期期間は年齢で設ける場合には三十五歳以下、加算適用加入員期間で設ける場合には十年以下とすること。

二 事業所が減少する場合における掛金の負担

(1) 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三四号）第三十二条の三の三第三項第二号に掲げる額を加算する場合とは、当該事業所の減少により財政運営上の不足が発生する場合であること。

(2) 法第百四十四条の二第一項の規定に基づき、甲基金が、設立事業所に使用される加入員又は加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を乙基金へ移転することを申し出ること又は法第百四十四条の五第一項の規定に基づき、甲基金が、年金給付等積立金の一部を設立事業所の事業主が実施する企業型年金における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産に充てることにより、甲基金の設立事業所が減少することとなる場合には、法第百三十八条第五項に規定する「基金の設立事業所が減少する場合」に該当するものであること。

三 休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の加算適用加入員について、「休職等期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより加算部分の給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該算定の基礎としていない部分の全部又は一部について、当該加算適用加入員に係る掛金を拠出しないことができること。

加算部分の掛金の一部を加入員が負担する場合に、若年加入員の負担能力が著しく低いと認められる場合、又は、調整する退職金規程等の内容の変更が困難な場合には、加入員が負担を開始する期間について、一定の待期を設け、待期期間中は全額事業主負担とすることができること。ただし、待期期間は年齢で設ける場合には三十五歳以下、加算適用加入員期間で設ける場合には十年以下とすること。

二 事業所が減少する場合における掛金の負担

(1) 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三四号）第三十二条の三の三第三項第二号に掲げる額を加算する場合とは、当該事業所の減少により財政運営上の不足が発生する場合であること。

(2) 法第百四十四条の二第一項の規定に基づき、甲基金が、設立事業所に使用される加入員又は加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を乙基金へ移転することを申し出ること又は法第百四十四条の五第一項の規定に基づき、甲基金が、年金給付等積立金の一部を設立事業所の事業主が実施する企業型年金における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産に充てることにより、甲基金の設立事業所が減少することとなる場合には、法第百三十八条第五項に規定する「基金の設立事業所が減少する場合」に該当するものであること。

三 休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の加算適用加入員について、「休職等期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより加算部分の給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該算定の基礎としていない部分の全部又は一部について、当該加算適用加入員に係る掛金を拠出しないことができること。

また、一定の年齢以上等の加算適用加入員については、「当該期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより加算部分の給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該算定の基礎としていない部分の全部又は一部について、当該加算適用加入員に係る掛金を拠出しないことができること。

第四 財政に関する事項

- 一 基金を設立しようとする被保険者の集団においては、運営の安定性のために雇用が安定していなければならず、過去三か年における年間退職者の割合（脱退率）が、概ね二五%以内であること。
- 二 日本標準産業分類の大分類を超える範囲で基金を設立する場合には、被保険者集団の数理的安定性を含め財政の安定に特段の配慮を行うこと。

また、年金数理人は、掛金の算出の基礎となる書類の確認を行う際に、基礎率の安定度、財政方式の選択等について、より一層の慎重を期すること。

第五 解散及び清算に関する事項

- 一 認可基準の第七でいう残余財産の分配方法は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める方法であること。

ア 残余財産の額が、基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」という。）を下回らない場合

上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十四条第四項に規定する者に分配し、残余財産の額から上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を控除した額を基金の規約に定める公平かつ合理的な基準により分配する方法。

また、一定の年齢以上等の加算適用加入員については、「当該期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより加算部分の給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該算定の基礎としていない部分の全部又は一部について、当該加算適用加入員に係る掛金を拠出しないことができること。

第四 財政に関する事項

- 一 基金を設立しようとする被保険者の集団においては、運営の安定性のために雇用が安定していなければならず、過去三か年における年間退職者の割合（脱退率）が、概ね二五%以内であること。
- 二 日本標準産業分類の大分類を超える範囲で基金を設立する場合には、被保険者集団の数理的安定性を含め財政の安定に特段の配慮を行うこと。

また、年金数理人は、掛金の算出の基礎となる書類の確認を行う際に、基礎率の安定度、財政方式の選択等について、より一層の慎重を期すること。

第五 解散及び清算に関する事項

- 一 認可基準の第七の一でいう残余財産の分配方法は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める方法であること。

ア 残余財産の額が、基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」という。）を下回らない場合

上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を法第四百四十七条第四項に規定する者に分配し、残余財産の額から上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を控除した額を基金の規約に定める公平かつ合理的な基準により分配する方法。

イ 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を下回る場合

残余財産を平成二十五年改正法附則第三十四条第四項に規定する者に係る上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額で按分した額を分配する方法。ただし、解散日における年金受給者及び受給待期脱退者に係る上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額、並びに加入員の上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額のうち、加入員拠出に基づいて行われる給付であって解散日までに発生しているとみなすことが合理的である給付の現価相当額（「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八三号）」に示す予定利率と予定死亡率に相当する率を用いて算定したもの。）については優先的に分配できること。

二 前記一の上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額の算定に必要となる標準的な退職年齢が規約に定められていること。

三 法第百四十四条の五第四項の規定により残余財産の全部又は一部を確定拠出年金法（平成十三年法律第八八号）第二条第二項に規定する企業型年金の同条第七項第一号口に規定する資産管理機関に移換する場合における残余財産の移換及び残余財産の分配は次によること。

イ 当該移換に係る解散基金加入員の範囲及び同条第十三項に規定する個人別管理資産に充てる額の算定方法が規約に定められていること。

ロ イの場合において、当該個人別管理資産に充てる額は、当該移換がなかったとした場合において前記一に基づき分配すべき額の範囲内であることとし、当該分配すべき額の計算の方法が規約に定められていること。

ハ 残余財産の分配は、ロに定める分配すべき額からイに定める個人別管理資産に充

イ 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額を下回る場合

残余財産を法第百四十七条第四項に規定する者に係る上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額で按分した額を分配する方法。ただし、解散日における年金受給者及び受給待期脱退者に係る上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額、並びに加入員の上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額のうち、加入員拠出に基づいて行われる給付であって解散日までに発生しているとみなすことが合理的である給付の現価相当額（「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（平成九年厚生省告示第八三号）」に示す予定利率と予定死亡率を用いて算定したもの。）については優先的に分配できること。

二 前記一の上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額の算定に必要となる標準的な退職年齢が規約に定められていること。

三 法第百四十四条の五第四項の規定により残余財産の全部又は一部を確定拠出年金法（平成十三年法律第八八号）第二条第二項に規定する企業型年金の同条第七項第一号口に規定する資産管理機関に移換する場合における残余財産の移換及び残余財産の分配は次によること。

イ 当該移換に係る解散基金加入員の範囲及び同条第十三項に規定する個人別管理資産に充てる額の算定方法が規約に定められていること。

ロ イの場合において、当該個人別管理資産に充てる額は、当該移換がなかったとした場合において前記一に基づき分配すべき額の範囲内であることとし、当該分配すべき額の計算の方法が規約に定められていること。

ハ 残余財産の分配は、ロに定める分配すべき額からイに定める個人別管理資産に充

てる額を控除した額を分配するものであること。

第六 経過措置

一 連合設立

平成十七年四月一日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割することにより設立された基金を含む。以下「十七年四月前設立基金」という。）については、第一の二にかかわらず次のとおりとすること。

(1) 認可基準第八の一により読み替えて適用する認可基準

第一の二の(1)に規定する「企業相互間に有機的連携性がある」とは、主力企業と関連企業が次に定めるいずれかの要件を満たすものであること。

① 主力企業の関連企業に対する持株の割合が二〇%以上あること。また一〇%以上二〇%未満の場合は、役員的人事交流若しくは兼任又は事業資金の融通等の関係があること。

② その他被保険者の過半数出向など企業間における諸状況から判断して、特別密接な関係にあり、有機的連携性があると認められること。

(2) 認可基準第八の一により読み替えて適用する認可基準第一の三の(2)に規定する「基金の安定的な運営が可能と認められる場合」とは、次の二つの要件を満たしている場合をいうこと。

① 主力企業の関連企業に対する持株の割合が一〇〇%であること。

② 関連企業の経営状況が健全であること。

(3) (1)に該当しない場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、基金の設立が認められるものであること。

① 主力企業がアに掲げる事由のいずれかに該当することにより、連合設立に参加することができない場合であっても、当該主力企業と関連企業との間に(1)に定める有機的連携性があり、

てる額を控除した額を分配するものであること。

第六 経過措置

一 連合設立

平成十七年四月一日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割することにより設立された基金を含む。以下「十七年四月前設立基金」という。）については、第一の二にかかわらず次のとおりとすること。

(1) 認可基準第八の一により読み替えて適用する認可基準

第一の二の(1)に規定する「企業相互間に有機的連携性がある」とは、主力企業と関連企業が次に定めるいずれかの要件を満たすものであること。

① 主力企業の関連企業に対する持株の割合が二〇%以上あること。また一〇%以上二〇%未満の場合は、役員的人事交流若しくは兼任又は事業資金の融通等の関係があること。

② その他被保険者の過半数出向など企業間における諸状況から判断して、特別密接な関係にあり、有機的連携性があると認められること。

(2) 認可基準第八の一により読み替えて適用する認可基準第一の三の(2)に規定する「基金の安定的な運営が可能と認められる場合」とは、次の二つの要件を満たしている場合をいうこと。

① 主力企業の関連企業に対する持株の割合が一〇〇%であること。

② 関連企業の経営状況が健全であること。

(3) (1)に該当しない場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、基金の設立が認められるものであること。

① 主力企業がアに掲げる事由のいずれかに該当することにより、連合設立に参加することができない場合であっても、当該主力企業と関連企業との間に(1)に定める有機的連携性があり、

かつ、当該主力企業と関連企業との間にイに掲げる関係が認められ、当該関連企業間において基金を設立する場合。

ア 主力企業が参加できない事由

(ア) 主力企業が共済組合制度に加入していること。その他これに準ずる事情により同一の基金の設立が困難であること。

(イ) 主力企業と関連企業との間における給与規程、定年制、年齢構成等の差異により、掛金率が著しく異なる等同一の基金の設立が極めて困難であること。

イ 主力企業と関連企業との関係

(ア) 主力企業は、関連企業に対して事業運営に係る指導監督並びに役員の推薦及び解任について関与しているほか、次に掲げる事業のいずれかを実施することにより指導統制力を有しているものと認められること。

i 事業育成強化のための教育指導及び研修の実施

ii 資材等の共同受注、管理、保管等

(イ) 主力企業は、基金設立の準備段階から設立後の基金の事業運営まで、次に掲げる事由に該当することにより全面的な支援協力体制がとられているものと認められること。

i 当該主力企業は、基金設立に当たって直接準備委員会に参画するなど、全面的に支援協力体制がとられていること。

ii 主力企業は、設立後の基金について健全な運営が図られるよう将来にわたって指導統制力を有することが確保されるものであること。

かつ、当該主力企業と関連企業との間にイに掲げる関係が認められ、当該関連企業間において基金を設立する場合。

ア 主力企業が参加できない事由

(ア) 主力企業が共済組合制度に加入していること。その他これに準ずる事情により同一の基金の設立が困難であること。

(イ) 主力企業と関連企業との間における給与規程、定年制、年齢構成等の差異により、掛金率が著しく異なる等同一の基金の設立が極めて困難であること。

イ 主力企業と関連企業との関係

(ア) 主力企業は、関連企業に対して事業運営に係る指導監督並びに役員の推薦及び解任について関与しているほか、次に掲げる事業のいずれかを実施することにより指導統制力を有しているものと認められること。

i 事業育成強化のための教育指導及び研修の実施

ii 資材等の共同受注、管理、保管等

(イ) 主力企業は、基金設立の準備段階から設立後の基金の事業運営まで、次に掲げる事由に該当することにより全面的な支援協力体制がとられているものと認められること。

i 当該主力企業は、基金設立に当たって直接準備委員会に参画するなど、全面的に支援協力体制がとられていること。

ii 主力企業は、設立後の基金について健全な運営が図られるよう将来にわたって指導統制力を有することが確保されるものであること。

② 特定の企業とその資本系列にある企業（以下「企業グループ」という）であって、当該企業グループの事業運営に関する指導監督等を行う企業（以下「管理企業」という。）があり、かつ、当該企業グループにおいて前記(1)と同等の有機的連携性が認められ、当該企業グループにより基金を設立する場合。

この場合において、管理企業は次の要件を満たしていなければならないこと。

ア 管理企業は、企業グループに対して事業育成強化のための教育指導及び研修を実施していること。

イ 管理企業は、基金の設立の準備から設立後の基金の健全な運営に至るまで企業グループに対する指導統制力を有することが確保されること。

③ 特定の行政機関の監督を受けている公益法人等が基金を設立する場合。

二 人員規模等

十七年四月前設立基金が合併し、又は分割し、連合設立による基金を設立する場合に必要な人員規模等については、第一の四によるほか、次によるものであること。

主力企業と有機的連携性がある特定の関連企業が一〇〇%の株式を保有している子会社については、当該基金に含めて差し支えないものであること。ただし、その場合にあっても、主力企業と有機的連携性がある関連企業において常時雇用される者が八百人以上でなければならないこと。

三 企業の事業状況等

十七年四月前設立基金が合併し、又は分割し、連合設立による基金を設立する場合においては、当該基金の主力企業以外の企業については、第一の五の(1)の規定は適用しないこと。

四 プラスアルファ部分の給付水準

十七年四月前設立基金については第二の

② 特定の企業とその資本系列にある企業（以下「企業グループ」という）であって、当該企業グループの事業運営に関する指導監督等を行う企業（以下「管理企業」という。）があり、かつ、当該企業グループにおいて前記(1)と同等の有機的連携性が認められ、当該企業グループにより基金を設立する場合。

この場合において、管理企業は次の要件を満たしていなければならないこと。

ア 管理企業は、企業グループに対して事業育成強化のための教育指導及び研修を実施していること。

イ 管理企業は、基金の設立の準備から設立後の基金の健全な運営に至るまで企業グループに対する指導統制力を有することが確保されること。

③ 特定の行政機関の監督を受けている公益法人等が基金を設立する場合。

二 人員規模等

十七年四月前設立基金が合併し、又は分割し、連合設立による基金を設立する場合に必要な人員規模等については、第一の四によるほか、次によるものであること。

主力企業と有機的連携性がある特定の関連企業が一〇〇%の株式を保有している子会社については、当該基金に含めて差し支えないものであること。ただし、その場合にあっても、主力企業と有機的連携性がある関連企業において常時雇用される者が八百人以上でなければならないこと。

三 企業の事業状況等

十七年四月前設立基金が合併し、又は分割し、連合設立による基金を設立場合においては、当該基金の主力企業以外の企業については、第一の五の(1)の規定は適用しないこと。

四 プラスアルファ部分の給付水準

十七年四月前設立基金については第二の

新	旧
<p data-bbox="92 152 774 235">厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について</p> <p data-bbox="92 295 774 1191">厚生年金基金(以下「基金」という。)の設立、合併及び分割並びに予算及び業務委託に係る認可事務については、従来より「厚生年金基金設立認可申請等の手続について(昭和四十一年九月三十日年企発第三四号)」、「厚生年金基金の分割の認可申請等の手続について(平成三年十月十七日企年発第八六号・年数発第一三号)」、「厚生年金基金における予算変更の取扱いについて(昭和四十六年二月一日年企発第一二号)」及び「厚生年金基金における業務委託の認可申請書の添付書類について(昭和五十年八月一日年企発第四九号)」により取り扱っているところであるが、今般、財政運営に関する基準の全面改正が行われたこと及び事務の効率化等の観点から、当該認可申請に必要な関係書類の様式等について所要の見直しを行い、平成九年度以降の設立認可等の手続については、下記により取り扱うこととしたのでよろしくお取り計らい願いたい。</p> <p data-bbox="92 1205 774 1288">なお、平成八年度以前の取扱いについては、従前の例による。</p> <p data-bbox="422 1348 454 1384">記</p> <p data-bbox="111 1444 215 1482"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="805 152 1487 235">厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について</p> <p data-bbox="805 295 1487 1191">厚生年金基金(以下「基金」という。)の設立、合併及び分割並びに予算及び業務委託に係る認可事務については、従来より「厚生年金基金設立認可申請等の手続について(昭和四十一年九月三十日年企発第三四号)」、「厚生年金基金の分割の認可申請等の手続について(平成三年十月十七日企年発第八六号・年数発第一三号)」、「厚生年金基金における予算変更の取扱いについて(昭和四十六年二月一日年企発第一二号)」及び「厚生年金基金における業務委託の認可申請書の添付書類について(昭和五十年八月一日年企発第四九号)」により取り扱っているところであるが、今般、財政運営に関する基準の全面改正が行われたこと及び事務の効率化等の観点から、当該認可申請に必要な関係書類の様式等について所要の見直しを行い、平成九年度以降の設立認可等の手続については、下記により取り扱うこととしたのでよろしくお取り計らい願いたい。</p> <p data-bbox="805 1205 1487 1288">なお、平成八年度以前の取扱いについては、従前の例による。</p> <p data-bbox="1136 1348 1168 1384">記</p> <p data-bbox="805 1444 1037 1482"><u>第一 設立関係</u></p> <p data-bbox="837 1496 1292 1534"><u>一 設立の認可申請等について</u></p> <p data-bbox="861 1545 1500 2049"><u>設立(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五〇号)第九條第一項の規定により同法第二條第四項に規定する企業年金基金(以下「企業年金基金」という。))が厚生年金基金(以下「基金」という。))になることを含む。)認可申請の手続については、事前報告を行うとともに、制度の年金数理、仕組み、企業の実態等に基づき、あらかじめ予備的な審査の方法(以下「予備審査」という。)を経て、設立認可申請(本申請)をするものであること。</u></p> <p data-bbox="869 2060 1085 2098"><u>(1) 事前報告</u></p>

新	旧
	<p><u>地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)は、基金設立について相談を受けたときは、速やかに、別添1の認可申請書類一覧(以下「認可申請書類一覧」という。)の事前報告書を当省年金局(企業年金国民年金基金課)(以下「当局」という。)へ提出すること。</u></p> <p>(2) <u>予備審査</u></p> <p><u>ア 基金を設立しようとする事業主又は基金になろうとする企業年金基金は、予備審査の関係書類(正副各一通)を作成し、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地を管轄する地方厚生局長等を経由して当局へ提出すること。</u></p> <p><u>イ 予備審査に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとすること。</u></p> <p><u>なお、掛金の算出の基礎を示した書類の様式については、「厚生年金基金の財政運営について(平成八年六月二十七日年発第三三二一号)」の厚生年金基金財政運営基準(以下「財政運営基準」という。)の別添2の様式一覧(以下「様式一覧」という。)によること。(以下、本申請、合併、分割及び予算関係においても同様とする。)</u></p> <p><u>ウ 予備審査の関係書類一受理した当該地方厚生局長等は、当該書類の内容を審査した後、当局あて進達すること。</u></p> <p><u>エ 予備審査終了後、その結果(指摘事項を含む。)を当該地方厚生局長等に通知するので、その内容を申請者に通知すること。</u></p> <p>(3) <u>事業所調査</u></p> <p><u>当該地方厚生局長等において予備審査の関係書類を受理したときは、直ちに当該基金を設立しようとする事業所につき、当該事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長に対して事業所の調査を依頼し、認可申請書類一覧表の「事業所調査表</u></p>

新	旧
	<p><u>(厚生年金基金用)」による回答を取りまとめるうえ当局へ、提出すること。</u></p> <p><u>(4) 本申請</u></p> <p><u>ア 前記(2)の予備審査を受けた後、基金を設立しようとする事業主又は基金になろうとする企業年金基金は、厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三四号。以下「基金規則」という。)第一条(企業年金基金が基金になろうとする場合にあつては、確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二二号)第二百五条)の規定に基づく認可申請に必要な関係書類(正一副各一通)を作成し、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</u></p> <p><u>イ 設立認可申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとすること。</u></p> <p><u>ウ 設立認可申請の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</u></p> <p><u>エ 設立認可書は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</u></p> <p><u>(5) 基金の新設に伴う設立事業所情報の地方社会保険事務局長への提供</u></p> <p><u>設立認可書の送付を受けた地方厚生局長等は、新たに基金の設立事業所となった事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長に対して基金の名称、基金番号、事業所の名称、事業所の所在地、設立事業所となった年月日及び事業所整理記号を通知すること。</u></p> <p><u>二 予算について</u></p> <p><u>(1) 設立初年度の予算は、前記設立認可申請と同様、予備審査を経て、設立認可申請書に添付するものであること。</u></p> <p><u>(2) 予算に関する関係書類及び様式等の取扱いについては、第四によること。</u></p>

新	旧
<p>第一 合併関係</p> <p>一 合併の認可申請について</p> <p>(1) 合併しようとする基金は、それぞれの基金の代議員会において合併の議決を行うとともに、<u>厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三四号。以下「基金規則」という。)</u> 第四条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、当該基金の主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)</u>を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2) 認可の申請に必要な関係書類及びその様式は、<u>別添1の認可申請書類一覧(以下「認可申請書類一覧」という。)</u>のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、合併の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>なお、<u>掛金の算出の基礎を示した書類の様式については、「厚生年金基金の財政運営について(平成八年六月二十七日年発第三三二一号)」の厚生年金基金財政運営基準(以下「財政運営基準」という。)</u>の別添2の様式一覧(以下「様式一覧」という。)<u>によること(以下、分割及び予算関係においても同様とする。)</u>とし、責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類等の様式については、<u>財政運営基準の様式一覧によること。(以下、分割関係においても同様とする。)</u></p> <p>(3) 財産目録及び貸借対照表は、<u>経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</u></p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。ここで、「基準日」とは認可申請前一月以内の日をいう。</p> <p>(4) 合併後存続する基金(以下「合併存続基金」という。)の合併に伴う規約変更の認可申請及び合併に伴う予算変更の届出は、合併の認可申請と同時に行うこと。</p> <p>なお、合併により設立される基金(以下「合併設立基金」という。)の初年度の予</p>	<p>第二 合併関係</p> <p>一 合併の認可申請について</p> <p>(1) 合併しようとする基金は、それぞれの基金の代議員会において合併の議決を行うとともに、<u>基金規則</u>第四条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、当該基金の主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方厚生局長等</u>を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2) 認可の申請に必要な関係書類及びその様式は、<u>認可申請書類一覧</u>のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、合併の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>なお、責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類等の様式については、<u>財政運営基準の様式一覧によること。(以下、分割関係においても同様とする。)</u></p> <p>(3) 財産目録及び貸借対照表は、<u>経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</u></p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。ここで、「基準日」とは認可申請前一月以内の日をいう。</p> <p>(4) 合併後存続する基金(以下「合併存続基金」という。)の合併に伴う規約変更の認可申請及び合併に伴う予算変更の届出は、合併の認可申請と同時に行うこと。</p> <p>なお、合併により設立される基金(以下「合併設立基金」という。)の初年度の予</p>

新	旧
<p>算は、合併の認可申請書に添付すること。</p> <p>(5) 合併認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、<u>厚生労働省年金局(企業年金国民年金基金課)</u>(以下「<u>当局</u>」という。)あて進達すること。</p> <p>(6) 合併認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(7) 合併認可書(存続基金に係るものをいう。)の送付を受けた地方厚生局長等は、合併に伴い消滅する基金の設立事業所の所在地を管轄する<u>日本年金機構ブロック本部長</u>に対して、合併前後の基金の名称及び基金番号、事業所の名称、事業所の所在地並びに合併年月日を通知すること。</p> <p>なお、当該事業所に係る事業所整理記号が明らかとなっているときは、当該記号を併せて通知すること。</p> <p>二 合併に伴う関係書類の引継ぎについて</p> <p>合併により消滅する基金(以下「<u>消滅基金</u>」という。)は、合併に関する以下の関係書類の引継目録を作成のうえ当該関係書類を合併存続基金又は合併設立基金に引き継ぐこと。</p> <p>(1) 加入員及び受給権者等の記録に関する書類</p> <p>加入員台帳、加入員番号払出簿、受給権者台帳、年金証書記号番号払出簿等</p> <p>(2) 事業主あるいは加入員等から提出された届書等</p> <p>加入員資格取得届、加入員資格喪失届、加入員報酬標準給与月額算定基礎届、加入員報酬標準給与月額変更届、加入員賞与標準給与支払届、厚生年金保険法第二百二十八条の規定による届等</p> <p>(3) 給付の裁定に関する書類</p> <p>年金給付裁定請求書、給付関係諸届等</p> <p>(4) その他の関係書類</p> <p>第二 分割関係</p> <p>一 分割の認可申請について</p>	<p>算は、合併の認可申請書に添付すること。</p> <p>(5) 合併認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、<u>当局</u>あて進達すること。</p> <p>(6) 合併認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(7) 合併認可書(存続基金に係るものをいう。)の送付を受けた地方厚生局長等は、合併に伴い消滅する基金の設立事業所の所在地を管轄する<u>地方社会保険事務局長</u>に対して、合併前後の基金の名称及び基金番号、事業所の名称、事業所の所在地並びに合併年月日を通知すること。</p> <p>なお、当該事業所に係る事業所整理記号が明らかとなっているときは、当該記号を併せて通知すること。</p> <p>二 合併に伴う関係書類の引継ぎについて</p> <p>合併により消滅する基金(以下「<u>消滅基金</u>」という。)は、合併に関する以下の関係書類の引継目録を作成のうえ当該関係書類を合併存続基金又は合併設立基金に引き継ぐこと。</p> <p>(1) 加入員及び受給権者等の記録に関する書類</p> <p>加入員台帳、加入員番号払出簿、受給権者台帳、年金証書記号番号払出簿等</p> <p>(2) 事業主あるいは加入員等から提出された届書等</p> <p>加入員資格取得届、加入員資格喪失届、加入員報酬標準給与月額算定基礎届、加入員報酬標準給与月額変更届、加入員賞与標準給与支払届、厚生年金保険法第二百二十八条の規定による届等</p> <p>(3) 給付の裁定に関する書類</p> <p>年金給付裁定請求書、給付関係諸届等</p> <p>(4) その他の関係書類</p> <p>第三 分割関係</p> <p>一 分割の認可申請について</p>

新	旧
<p>(1) 分割しようとする基金(以下「分割基金」という。)は、代議員会において分割の議決及び分割により設立される基金(以下「分割設立基金」という。)が承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第五条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、分割基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2) 分割設立基金が承継する権利義務の限度については、別添3の「分割に伴って承継する権利義務の限度の説明」によること。</p> <p>(3) 認可の申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、分割の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(4) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。 なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。 ここで、「基準日」とは認可申請前一月以内の日をいう。</p> <p>(5) 分割後存続する基金(以下「分割存続基金」という。)の分割に伴う規約変更の認可申請及び分割に伴う予算変更の届出は、分割の認可申請と同時に行うこと。 なお、分割設立基金の初年度の予算は、分割の認可申請書に添付すること。</p> <p>(6) 分割認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(7) 分割認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(8) 分割に伴い新設される基金に係る分割認可書の送付を受けた地方厚生局長等は、分割に伴い新設される基金の設立事業所となる事業所の所在地を管轄する日本年</p>	<p>(1) 分割しようとする基金(以下「分割基金」という。)は、代議員会において分割の議決及び分割により設立される基金(以下「分割設立基金」という。)が承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第五条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、分割基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2) 分割設立基金が承継する権利義務の限度については、別添3の「分割に伴って承継する権利義務の限度の説明」によること。</p> <p>(3) 認可の申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、分割の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(4) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。 なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。 ここで、「基準日」とは認可申請前一月以内の日をいう。</p> <p>(5) 分割後存続する基金(以下「分割存続基金」という。)の分割に伴う規約変更の認可申請及び分割に伴う予算変更の届出は、分割の認可申請と同時に行うこと。 なお、分割設立基金の初年度の予算は、分割の認可申請書に添付すること。</p> <p>(6) 分割認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(7) 分割認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(8) 分割に伴い新設される基金に係る分割認可書の送付を受けた地方厚生局長等は、分割に伴い新設される基金の設立事業所となる事業所の所在地を管轄する地方社</p>

新	旧
<p>金機構ブロック本部長に対して、分割前後の基金の名称及び基金番号、事業所の名称、事業所の所在地並びに分割年月日を通知すること。</p> <p>なお、当該事業所に係る事業所整理記号が明らかとなっているときは、当該記号を併せて通知すること。</p> <p>二 分割に関する関係書類の引継ぎについて</p> <p>(1) 分割基金は、分割に関する関係書類の引継目録を作成のうえ当該関係書類を分割設立基金に引き継ぐこと。</p> <p>(2) 分割に関する関係書類は、前記<u>第一の二</u>と同様とすること。</p> <p>第二の二 権利義務の移転承継関係</p> <p>一 基金間の権利義務の移転承継の認可申請について</p> <p>(1) 権利義務の移転をしようとする基金(以下「移転基金」という。)は、代議員会において権利義務の移転の議決及び権利義務が承継される基金(以下「承継基金」という。)へ移転する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第五条の二第一項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、移転基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2) 承継基金は、代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第五条の二第三項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、承継基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(3) 承継基金が承継する権利義務の限度については、別添3の2の「基金間の権利義務の移転に伴って承継する権利義務の限度の説明」によること。</p> <p>(4) 認可申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当</p>	<p>会保険事務局長に対して、分割前後の基金の名称及び基金番号、事業所の名称、事業所の所在地並びに分割年月日を通知すること。</p> <p>なお、当該事業所に係る事業所整理記号が明らかとなっているときは、当該記号を併せて通知すること。</p> <p>二 分割に関する関係書類の引継ぎについて</p> <p>(1) 分割基金は、分割に関する関係書類の引継目録を作成のうえ当該関係書類を分割設立基金に引き継ぐこと。</p> <p>(2) 分割に関する関係書類は、前記<u>第二の二</u>と同様とすること。</p> <p>第三の二 権利義務の移転承継関係</p> <p>一 基金間の権利義務の移転承継の認可申請について</p> <p>(1) 権利義務の移転をしようとする基金(以下「移転基金」という。)は、代議員会において権利義務の移転の議決及び権利義務が承継される基金(以下「承継基金」という。)へ移転する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第五条の二第一項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、移転基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2) 承継基金は、代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第五条の二第三項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、承継基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(3) 承継基金が承継する権利義務の限度については、別添3の2の「基金間の権利義務の移転に伴って承継する権利義務の限度の説明」によること。</p> <p>(4) 認可申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当</p>

新	旧
<p>該関係書類の作成期日は、移転承継の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(5) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。</p> <p>ここで、「基準日」とは認可申請前の一月以内の日をいう。</p> <p>(6) 権利義務の移転及び承継に伴う規約変更の認可申請及び移転承継に伴う予算変更の届出は、移転承継の認可申請と同時にを行うこと。</p> <p>(7) 移転承継の認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(8) 移転承継の認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(9) 権利義務の移転承継に伴い設立事業所の増加又は減少がある場合にあっては、次の<u>第二の三の二</u>及び<u>第二の四</u>の連絡を併せて行うこと。</p> <p>二 移転承継に関する関係書類の引継ぎについて</p> <p>(1) 移転基金は、移転承継に関する関係書類の引継目録を作成のうえ当該関係書類を承継基金に引き継ぐこと。</p> <p>(2) 移転承継に関する書類は、前記<u>第一の二</u>と同様とすること。</p> <p>二の二 確定給付企業年金への権利義務の移転の認可申請について</p> <p>(1) 確定給付企業年金への権利義務の移転の認可申請を行うためには、基金において当該権利義務の移転を行う加入員及び加入員であった者に係る必要な記録の整備(以下「記録整理」という。)が仮完了している(連合会における基金が管理する記録と<u>日本年金機構</u>が管理する記録との突合の結果、不備がない)ことが必要であること。</p>	<p>該関係書類の作成期日は、移転承継の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(5) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。</p> <p>ここで、「基準日」とは認可申請前の一月以内の日をいう。</p> <p>(6) 権利義務の移転及び承継に伴う規約変更の認可申請及び移転承継に伴う予算変更の届出は、移転承継の認可申請と同時にを行うこと。</p> <p>(7) 移転承継の認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(8) 移転承継の認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(9) 権利義務の移転承継に伴い設立事業所の増加又は減少がある場合にあっては、次の<u>第三の三の二</u>及び<u>第三の四</u>の連絡を併せて行うこと。</p> <p>二 移転承継に関する関係書類の引継ぎについて</p> <p>(1) 移転基金は、移転承継に関する関係書類の引継目録を作成のうえ当該関係書類を承継基金に引き継ぐこと。</p> <p>(2) 移転承継に関する書類は、前記<u>第二の二</u>と同様とすること。</p> <p>二の二 確定給付企業年金への権利義務の移転の認可申請について</p> <p>(1) 確定給付企業年金への権利義務の移転の認可申請を行うためには、基金において当該権利義務の移転を行う加入員及び加入員であった者に係る必要な記録の整備(以下「記録整理」という。)が仮完了している(連合会における基金が管理する記録と<u>社会保険庁</u>が管理する記録との突合の結果、不備がない)ことが必要であること。</p>

新	旧
<p>(2) 移転基金は、代議員会において権利義務の移転の議決及び権利義務が承継される確定給付企業年金へ移転する権利義務の限度の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第二百五条の二第一項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正一通、副一通)を作成し、移転基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(3) 認可申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、移転の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(4) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。</p> <p>ここで、「基準日」とは認可申請前の一月以内の日をいう。</p> <p>(5) 権利義務の移転に伴う規約変更の認可申請及び移転に伴う予算変更の届出は、移転の認可申請と同時に行うこと。</p> <p>(6) 移転の認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(7) 移転の認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(8) 権利義務の移転に伴い設立事業所の減少がある場合にあつては、次の第二の四の連絡を併せて行うこと。</p> <p>二の三 権利義務の移転に係る受給者等への周知</p> <p>基金は、確定給付企業年金へ当該権利義務を移転する受給者等に対し、あらかじめ、十分次の事項を周知すること。</p> <p>ただし、当該周知する事項の全部あるいは一部について、権利義務の移転を受ける確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年</p>	<p>(2) 移転基金は、代議員会において権利義務の移転の議決及び権利義務が承継される確定給付企業年金へ移転する権利義務の限度の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第二百五条の二第一項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正一通、副一通)を作成し、移転基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(3) 認可申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、移転の認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(4) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定項目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。</p> <p>ここで、「基準日」とは認可申請前の一月以内の日をいう。</p> <p>(5) 権利義務の移転に伴う規約変更の認可申請及び移転に伴う予算変更の届出は、移転の認可申請と同時に行うこと。</p> <p>(6) 移転の認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(7) 移転の認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(8) 権利義務の移転に伴い設立事業所の減少がある場合にあつては、次の第三の四の連絡を併せて行うこと。</p> <p>二の三 権利義務の移転に係る受給者等への周知</p> <p>基金は、確定給付企業年金へ当該権利義務を移転する受給者等に対し、あらかじめ、十分次の事項を周知すること。</p> <p>ただし、当該周知する事項の全部あるいは一部について、権利義務の移転を受ける確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年</p>

新	旧
<p>金基金が行っても差し支えないが、その際には、基金は周知内容について事前の確認の必要があること、また、(2)のイについては、基金の記録整理の状況等を勘案し、各基金の判断により必要に応じ周知することとしても差し支えないこと。</p> <p>(1) 権利義務の移転の仕組み等 権利義務移転の仕組み及び移転後の確定給付企業年金の内容</p> <p>(2) 代行相当給付の支給及び支給遅延の可能性 ア 代行相当給付の支給 権利義務移転の認可の日の属する月の翌月分から、代行相当給付が国から支給されることとなること。 イ 代行相当給付の支給遅延の可能性 基金の記録整理の状況等により記録整理の完了が遅延し、額改定処理に間に合わず、代行相当給付の国からの支給が遅れることがあり得ること。</p> <p>(3) 権利義務移転に関する問合せ先 受給者等からの問合せ先については、各基金(権利義務移転の認可後は移転後の確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金)とすること。</p> <p>二の四 給付の取扱いについて (1) 基本部分の上乗せの取扱い 確定給付企業年金法第百十条の二第三項の規定に基づき、基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金の事業主又は企業年金基金は、当該権利義務の承継に係る給付のうち厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三二四号)第二十三条第一号及び第二号に規定する方法により算定される額に相当する給付(代行相当給付を除く。)についても、当該給付を除く当該権利義務の承継に係る給付と同様に、法令に基づき規約で定めるところにより、年金に代えて一時金を支給することができ</p>	<p>金基金が行っても差し支えないが、その際には、基金は周知内容について事前の確認の必要があること、また、(2)のイについては、基金の記録整理の状況等を勘案し、各基金の判断により必要に応じ周知することとしても差し支えないこと。</p> <p>(1) 権利義務の移転の仕組み等 権利義務移転の仕組み及び移転後の確定給付企業年金の内容</p> <p>(2) 代行相当給付の支給及び支給遅延の可能性 ア 代行相当給付の支給 権利義務移転の認可の日の属する月の翌月分から、代行相当給付が<u>連合会</u>から支給されることとなること。 イ 代行相当給付の支給遅延の可能性 基金の記録整理の状況等により記録整理の完了が遅延し、<u>連合会</u>における<u>裁定処理</u>に間に合わず、代行相当給付の<u>連合会</u>からの支給が遅れることがあり得ること。</p> <p>(3) 権利義務移転に関する問合せ先 受給者等からの問合せ先については、各基金(権利義務移転の認可後は移転後の確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金)とすること。</p> <p>二の四 給付の取扱いについて (1) 基本部分の上乗せの取扱い 確定給付企業年金法第百十条の二第三項の規定に基づき、基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金の事業主又は企業年金基金は、当該権利義務の承継に係る給付のうち厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三二四号)第二十三条第一号及び第二号に規定する方法により算定される額に相当する給付(代行相当給付を除く。)についても、当該給付を除く当該権利義務の承継に係る給付と同様に、法令に基づき規約で定めるところにより、年金に代えて一時金を支給することができ</p>

新	旧
<p>ること。この場合において、次のア及びイに留意すること。</p> <p>ア 当該権利義務を承継したときにおける加入者(受給権者等(確定給付企業年金法施行規則第五条に規定する受給権者等をいう。))を除く。)について代行返上に伴い当該一時金を支給することを規約に定める場合であって、「確定給付企業年金制度について(平成十四年三月二十九日年発第〇三二九〇〇八号)」の第一の二の(2)に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。</p> <p>イ 当該権利義務を承継したときにおける受給権者等(確定給付企業年金法施行規則第五条に規定する受給権者等をいう。)について当該一時金を支給することを規約に定める場合にあつては、当該一時金の支給は、当該受給権者の選択により行われるものであること。</p> <p>なお、この場合において、保証期間等の設定等について、当該承継したときを給付の支給を開始したときとみなして差し支えないこと。</p> <p>(2) 国から脱退手当金が支給されている者の取扱い</p> <p>国から脱退手当金を支給された者に対し、基金から老齢年金給付の支給を行っている場合、法令上脱退手当金を受給した者については、当該脱退手当金の計算の基礎となった期間は厚生年金の被保険者でなかったものとみなされるため、当該期間に係る基金からの給付は当該基金の独自給付とし、代行返上後も引き続き企業年金基金から給付を行うこととし、当該期間は代行返上の対象とはせず、国からの給付は行われないものであること。</p> <p>二の五 移転基金から日本年金機構への関係書類の引継ぎについて</p> <p>(1) <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係</u></p>	<p>ること。この場合において、次のア及びイに留意すること。</p> <p>ア 当該権利義務を承継したときにおける加入者(受給権者等(確定給付企業年金法施行規則第五条に規定する受給権者等をいう。))を除く。)について代行返上に伴い当該一時金を支給することを規約に定める場合であって、「確定給付企業年金制度について(平成十四年三月二十九日年発第〇三二九〇〇八号)」の第一の二の(2)に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。</p> <p>イ 当該権利義務を承継したときにおける受給権者等(確定給付企業年金法施行規則第五条に規定する受給権者等をいう。)について当該一時金を支給することを規約に定める場合にあつては、当該一時金の支給は、当該受給権者の選択により行われるものであること。</p> <p>なお、この場合において、保証期間等の設定等について、当該承継したときを給付の支給を開始したときとみなして差し支えないこと。</p> <p>(2) 国から脱退手当金が支給されている者の取扱い</p> <p>国から脱退手当金を支給された者に対し、基金から老齢年金給付の支給を行っている場合、法令上脱退手当金を受給した者については、当該脱退手当金の計算の基礎となった期間は厚生年金の被保険者でなかったものとみなされるため、当該期間に係る基金からの給付は当該基金の独自給付とし、代行返上後も引き続き企業年金基金から給付を行うこととし、当該期間は代行返上の対象とはせず、国からの給付は行われないものであること。</p> <p>二の五 移転基金から<u>連合会</u>への関係書類の引継ぎについて</p> <p>(1) <u>確定給付企業年金法施行規則第二百五条の三第一項の規定により連合会に提出する書類又はこれらの事項を記載した</u></p>

新	旧
<p><u>省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二〇号)第四十七条第三項の規定により日本年金機構に提出する書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクは、次により作成して行うこと。</u></p> <p>① <u>移転加入員一覧表</u> 厚生年金基金がその支給に関する権利義務を移転する者について、「厚生年金基金の解散等及び清算について(昭和五十年二月十九日年発第二一一六号)」(以下「昭和五十年通知」という。)の様式第四号を参考に作成し、加入員台帳及び受給権者台帳を添えて提出すること。</p> <p>② <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七四号)第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定により政府が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類</u> 昭和五十年通知の様式第三号の(その1)及び(その4)の5の(6)により、「<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生</u></p>	<p>磁気ディスクは、次により作成して行うこと。</p> <p>① <u>移転加入員一覧表</u> 厚生年金基金がその支給に関する権利義務を移転する者について、「厚生年金基金の解散等及び清算について(昭和五十年二月十九日年発第二一一六号)」(以下「昭和五十年通知」という。)の様式第四号を参考に作成し、加入員台帳及び受給権者台帳を添えて提出すること。</p> <p>② <u>確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた法第百六十一条第一項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類</u> 昭和五十年通知の様式第三号の(その1)及び(その4)の5の(6)により、「<u>確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の現価相当額の計算方法(平成十七年六月厚生労働省告示第二六六号)</u>」により算出し作成すること。なお、算出の基礎と</p>

新	旧
<p><u>年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する現価相当額の計算方法(平成二十六年厚生労働省告示第九四号)</u>」により算出し作成すること。なお、算出の基礎となる数値については、連合会における厚生年金基金が管理する記録と日本年金機構が管理する記録との突合の結果、不備がないこととする。</p> <p>三 確定給付企業年金又は適格退職年金の給付の支給に関する権利義務の承継の認可申請について</p> <p>(1) 基金が<u>確定給付企業年金法第百七条第二項又は附則第二十六条第一項の規定による確定給付企業年金又は適格退職年金の給付の支給に関する権利義務の承継の認可申請を行う場合</u>にあつては、次の手続を経ること。</p> <p>① 代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第百二十三条第四項又は附則第十二条第一項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、基金の主たる事務所の所在地(基金がまだ設立されていない場合にあつては、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地)を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>② 基金が承継する限度については、別添3の3の「確定給付企業年金又は適格退</p>	<p>なる数値については、連合会における厚生年金基金が管理する記録と社会保険庁が管理する記録との突合の結果、不備がないこととする。</p> <p>三 確定給付企業年金又は適格退職年金の給付の支給に関する権利義務の承継の認可申請について</p> <p>(1) 基金が確定給付企業年金又は適格退職年金の給付の支給に関する権利義務の承継の認可申請を行う場合にあつては、次の手続を経ること。</p> <p>① 確定給付企業年金法第百七条第二項又は附則第二十六条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請を行う場合</p> <p>(7) 代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第百二十三条第四項又は附則第十二条第一項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、基金の主たる事務所の所在地(基金がまだ設立されていない場合にあつては、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地)を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(4) 基金が承継する限度については、別添3の3の「確定給付企業年</p>

新	旧
<p>職年金からの権利義務の移転に伴って承継する権利義務の限度の説明」によること。</p> <p>(2) 認可申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(3) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。</p> <p>ここで、「基準日」とは認可申請前の一月以内の日をいう。</p> <p>(4) 権利義務の承継に伴う基金の規約変更の認可申請及び承継に伴う基金の予算変更の届出は、認可申請と同時に行うこと。</p> <p>(5) 権利義務の承継の認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(6) 権利義務の承継の認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(7) 権利義務の承継に伴い基金の設立事業所の増加がある場合にあつては、次の<u>第二の三の二</u>の連絡を併せて行うこと。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>金又は適格退職年金からの権利義務の移転に伴って承継する権利義務の限度の説明」によること。</p> <p><u>② 確定給付企業年金法第百八条第二項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請を行う場合</u> <u>代議員会において権利義務の承継の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第二百二十四条第三項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各一通)を作成し、基金の主たる事務所の所在地(基金がまだ設立されていない場合にあつては、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地)を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</u></p> <p>(2) 認可申請に必要な関係書類及びその様式は、認可申請書類一覧のとおりとし、当該関係書類の作成期日は、認可の申請前一月以内の日とすること。</p> <p>(3) 財産目録及び貸借対照表は、経理単位ごとの勘定科目の大分類及び中分類ごとに作成すること。</p> <p>なお、勘定科目は、別添2の「勘定科目説明」によること。</p> <p>ここで、「基準日」とは認可申請前の一月以内の日をいう。</p> <p>(4) 権利義務の承継に伴う基金の規約変更の認可申請及び承継に伴う基金の予算変更の届出は、認可申請と同時に行うこと。</p> <p>(5) 権利義務の承継の認可申請等の関係書類を受理した地方厚生局長等は、その内容を審査した後、当局あて進達すること。</p> <p>(6) 権利義務の承継の認可書等は、当該地方厚生局長等を経由して、申請者に交付されるものであること。</p> <p>(7) 権利義務の承継に伴い基金の設立事業所の増加がある場合にあつては、次の<u>第三の三の二</u>の連絡を併せて行うこと。</p> <p><u>(8) 権利義務の承継の認可申請時に、まだ基金が設立されていない場合にあつては、</u></p>

新	旧
<p>第二の三 設立事業所の増加関係</p> <p>一 認可申請書を受理した地方厚生局長等は、当該認可申請書に事業所調査表(様式第四号)が添付されていない場合は、新たに基金の設立事業所となる事業所の所在地を管轄する<u>日本年金機構ブロック本部長</u>に対して調査の依頼を行い、調査結果に基づき認可申請書の審査を行うこと。</p> <p>なお、事業所調査票は、基金が当該事業所の所在する都道府県の地方日本年金機構<u>ブロック本部長</u>に直接依頼して差し支えないこと。</p> <p>二 地方厚生局長等は、認可申請書を認可したときは、新たに基金の設立事業所となる事業所の所在地を管轄する<u>日本年金機構ブロック本部長</u>に、基金番号、基金の名称、事業所の名称、事業所の所在地、設立事業所となった年月日及び事業所整理記号を連絡すること。</p> <p>三 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項又は法附則第三十二条第一項(以下「法附則第三十二条第一項等」という。)の認可を受けた基金における当該認可日の属する月以降の設立事業所の増加については、前記一及び二の規定に関わらず、前記一の規定に基づく事業所調査及び前記二の規定に基づく連絡は不要とすること。</p> <p>第二の四 設立事業所の減少関係</p> <p>一 地方厚生局長等は、基金から設立事業所の減少に係る規約の認可申請の提出があり、認可したときは、基金を脱退した事業所の所在地を管轄する<u>日本年金機構ブロック本部長</u>に、基金番号、基金の名称、事業所の名称、事業所の所在地及び基金を脱退した年月日を通知すること。</p> <p>なお、事業所整理記号が判明している場合は、当該記号を併せて通知すること。</p> <p>二 法附則第三十二条第一項等の認可を受け</p>	<p><u>第一の規定に基づく手続を経ること。</u></p> <p>第三の三 設立事業所の増加関係</p> <p>一 認可申請書を受理した地方厚生局長等は、当該認可申請書に事業所調査表(様式第七号)が添付されていない場合は、新たに基金の設立事業所となる事業所の所在地を管轄する<u>地方社会保険事務局長</u>に対して調査の依頼を行い、調査結果に基づき認可申請書の審査を行うこと。</p> <p>なお、事業所調査票は、基金が当該事業所の所在する都道府県の<u>地方社会保険事務局長</u>に直接依頼して差し支えないこと。</p> <p>二 地方厚生局長等は、認可申請書を認可したときは、新たに基金の設立事業所となる事業所の所在地を管轄する<u>地方社会保険事務局長</u>に、基金番号、基金の名称、事業所の名称、事業所の所在地、設立事業所となった年月日及び事業所整理記号を連絡すること。</p> <p>三 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項又は法附則第三十二条第一項(以下「法附則第三十二条第一項等」という。)の認可を受けた基金における当該認可日の属する月以降の設立事業所の増加については、前記一及び二の規定に関わらず、前記一の規定に基づく事業所調査及び前記二の規定に基づく連絡は不要とすること。</p> <p>第三の四 設立事業所の減少関係</p> <p>一 地方厚生局長等は、基金から設立事業所の減少に係る規約の認可申請の提出があり、認可したときは、基金を脱退した事業所の所在地を管轄する<u>地方社会保険事務局長</u>に、基金番号、基金の名称、事業所の名称、事業所の所在地及び基金を脱退した年月日を通知すること。</p> <p>なお、事業所整理記号が判明している場合は、当該記号を併せて通知すること。</p> <p>二 法附則第三十二条第一項等の認可を受け</p>

新	旧
<p>た基金における当該認可日の属する月以降の設立事業所の減少については、前記一の規定に基づく通知は不要とすること。</p>	<p>た基金における当該認可日の属する月以降の設立事業所の減少については、前記一の規定に基づく通知は不要とすること。</p>
<p>第二の五 基金の名称及び事務所所在地の変更関係</p>	<p>第三の五 基金の名称及び事務所所在地の変更関係</p>
<p>地方厚生局長等は、基金から、基金の名称及び事務所の所在地の変更に係る規約の認可申請等があった場合は、次により処理すること。</p>	<p>地方厚生局長等は、基金から、基金の名称及び事務所の所在地の変更に係る規約の認可申請等があった場合は、次により処理すること。</p>
<p>一 基金の名称の変更について</p>	<p>一 基金の名称の変更について</p>
<p>地方厚生局長等は、基金の名称変更に係る規約の変更を認可したときは、基金番号、新旧名称及び変更年月日について当局あて報告すること。</p>	<p>地方厚生局長等は、基金の名称変更に係る規約の変更を認可したときは、基金番号、新旧名称及び変更年月日について当局あて報告すること。</p>
<p>二 基金の事務所の所在地の変更について</p>	<p>二 基金の事務所の所在地の変更について</p>
<p>地方厚生局長等は、基金の事務所の所在地変更に係る規約の変更届を受理した場合は、次により取り扱うこと。</p>	<p>地方厚生局長等は、基金の事務所の所在地変更に係る規約の変更届を受理した場合は、次により取り扱うこと。</p>
<p>(1) 同一都道府県内での所在地変更の場合</p>	<p>(1) 同一都道府県内での所在地変更の場合</p>
<p>当該基金に係る基金番号、基金の名称、事務所の新旧所在地及び変更年月日を当局に報告すること。</p>	<p>当該基金に係る基金番号、基金の名称、事務所の新旧所在地及び変更年月日を当局に報告すること。</p>
<p>(2) 他の都道府県への所在地変更の場合</p>	<p>(2) 他の都道府県への所在地変更の場合</p>
<p>① 当該基金に係る基金番号、基金の名称、事務所の新旧所在地及び変更年月日を当局に報告すること。</p>	<p>① 当該基金に係る基金番号、基金の名称、事務所の新旧所在地及び変更年月日を当局に報告すること。</p>
<p>② 当局から通知される当該基金に係る新しい基金番号を当該基金に通知すること。</p>	<p>② 当局から通知される当該基金に係る新しい基金番号を当該基金に通知すること。</p>
<p>③ 当該基金の事務所の所在地が他の地方厚生局長等の管轄となる場合は、基金の事務所の旧所在地を管轄していた地方厚生局長等は、事務所の新所在地を管轄することとなる地方厚生局長等に対して、当該基金に係る基金台帳等当該基金に係る書類を移管すること。</p>	<p>③ 当該基金の事務所の所在地が他の地方厚生局長等の管轄となる場合は、基金の事務所の旧所在地を管轄していた地方厚生局長等は、事務所の新所在地を管轄することとなる地方厚生局長等に対して、当該基金に係る基金台帳等当該基金に係る書類を移管すること。</p>
<p>第三 予算関係</p>	<p>第四 予算関係</p>
<p>一 予算の届出について</p>	<p>一 予算の届出について</p>
<p>(1) 基金は、別添4の「予算作成書類一覧」による書類を作成し、地方厚生局長等を経由して、毎事業年度開始前までに当局に届</p>	<p>(1) 基金は、別添4の「予算作成書類一覧」による書類を作成し、地方厚生局長等を経由して、毎事業年度開始前までに当局に届</p>

新	旧
<p>け出ること。</p> <p>(2) 年金経理から業務経理への繰入れを行おうとするときは、予算又は予算変更の届書に財政運営基準の様式一覧に定める繰入計画書を添えること。</p> <p>(3) 福祉施設の実施に関する事前協議は、事業開始の二月前までに地方厚生局長等を通じて当局あてに行うこと。</p> <p>二 予算編成に関する作成要領については、別途通知するものであること。</p> <p>三 予算を編成したのち、予算に関する重要な変更を加えた場合又は年度途中において予算総則に定める事務費の限度額を増額する必要を生じた場合は、基金令第三十八条第三項に規定する予算に重要な変更を加えたときに該当することになるので、以下の点に留意し、地方厚生局長等を経由して当局に届け出ること。</p> <p>(1) 予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表の様式は、別添5によること。</p> <p>(2) 予算変更の原因となった理由を簡単に記載したものを添付すること。</p> <p>(3) 当初(又は変更)予算の届出をした後、予算変更の届出をするまでの間に、基金内部で事務費の限度額内の予算変更(流用処理)したものがあるときは、今回の予算変更の変更前の予算額には流用後の額を予算額として記入すること。</p>	<p>け出ること。</p> <p>(2) 年金経理から業務経理への繰入れを行おうとするときは、予算又は予算変更の届書に財政運営基準の様式一覧に定める繰入計画書を添えること。</p> <p>(3) 福祉施設の実施に関する事前協議は、事業開始の二月前までに地方厚生局長等を通じて当局あてに行うこと。</p> <p>二 予算編成に関する作成要領については、別途通知するものであること。</p> <p>三 予算を編成したのち、予算に関する重要な変更を加えた場合又は年度途中において予算総則に定める事務費の限度額を増額する必要を生じた場合は、基金令第三十八条第一項に規定する予算に重要な変更を加えたときに該当することになるので、以下の点に留意し、地方厚生局長等を経由して当局に届け出ること。</p> <p>(1) 予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表の様式は、別添5によること。</p> <p>(2) 予算変更の原因となった理由を簡単に記載したものを添付すること。</p> <p>(3) 当初(又は変更)予算の届出をした後、予算変更の届出をするまでの間に、基金内部で事務費の限度額内の予算変更(流用処理)したものがあるときは、今回の予算変更の変更前の予算額には流用後の額を予算額として記入すること。</p>
<p>第四 業務委託関係</p> <p>一 業務委託及び委託の変更の届出は、地方厚生局長等に提出すること。</p> <p>二 業務委託及び委託の変更の届出の様式は、別添6のとおりとすること。</p> <p>三 基金の合併及び分割時の業務委託の届出は、認可申請と同時に行うこと。</p> <p>四 電子計算機組織によって事務処理を行おうとする基金又は電子計算機組織によって事務処理を行っている基金が業務委託の内容を変更したときは、届出書類に、それぞれ別添7の「電子計算機組織に係る概要」を添付すること。</p>	<p>第五 業務委託関係</p> <p>一 業務委託及び委託の変更の届出は、地方厚生局長等に提出すること。</p> <p>二 業務委託及び委託の変更の届出の様式は、別添6のとおりとすること。</p> <p>三 基金の<u>設立、合併及び分割</u>時の業務委託の届出は、認可申請と同時に行うこと。</p> <p>四 電子計算機組織によって事務処理を行おうとする基金又は電子計算機組織によって事務処理を行っている基金が業務委託の内容を変更したときは、届出書類に、それぞれ別添7の「電子計算機組織に係る概要」を添付すること。</p>

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新											旧																	
別添1 認可申請書類一覧											別添1 認可申請書類一覧																	
様式 番号	添付書類	合併			分割			義務の 移転承継		確定 給付 企業 年金 から の権 利義 務の 承継	適格 退職 年金 の権 利義 務の 承継	様式 番号	添付書類	設立			企業年金基金 からの移行		合併			分割			義務の 移転承継		確定 給付 企業 年金 から の権 利義 務の 承継	適格 退職 年金 の権 利義 務の 承継
		合併 しよう とする 基金	合併 存続 基金	合併 設立 基金	分割 しよう とする 基金	分割 存続 基金	分割 設立 基金	移転 しよう とす る基 金	承継 しよう とす る基 金					事 前 報 告	予 備 審 査	本 申 請	予 備 審 査	本 申 請	合 併 し よ う と す る 基 金	合 併 存 続 基 金	合 併 設 立 基 金	分 割 し よ う と す る 基 金	分 割 存 続 基 金	分 割 設 立 基 金	移 転 し よ う と す る基 金	承 継 し よ う と す る基 金		
1	合併認可申請書	○										1	事前報告書	○														
2	分割認可申請書				○							2	予備審査		○		○											
2の2	権利義務移転承継認可申請書							○	○	○	○	3	設立認可申請書															
3	企業等及び基金の概況表			○				○	○	○	○	3の2	移行認可申請書															
4	事業所調査表											4	合併認可申請書						○									
5	被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類			○				○	○	○	○	5の2	権利義務移転承継認可申請書									○	○	○	○			
—	代議員会の会議録	○			○			○	○	○	○	6	企業等及び基金の概況表		○		○			○		○	○	○	○			
—	規約案			○				○	○	○	○	—	商業登記簿謄本		○		○											
—	規約の変更に関する書類			○				○	○	○	○	—	組織母体の決算に関する書類		○		○											
—	初年度の予算に関する書類			○								—	前年度の法人税納付状況証明書		○		○											
—	予算の変更に関する書類			○				○	○	○	○	—	その他参考となる書類(就労規則・労働協約・給与規程・退職金規程)		○		○											
6	財産目録	○			○			○	○	○	○	—	組織母体の定款規約		○		○											
—	貸借対照表	○			○			○	○	○	○	—	基金設立に係る決議等に関する書類		○													
—	掛金の算出の基礎を示した書類			○	○			○	○			7	事業所調査表		○		○											
—	責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類	○			○			○	○	○	○	8	被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類							○		○	○	○	○			
—	年金数理に関する確認書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	代議員会の会議録						○		○	○	△	△				
—	年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約に関する書類			○								—	企業年金基金の代議員会の会議録															
—	業務委託に関する書類			○								—	規約案		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
—	代行保険料等算定届出書			○	○			○	○			—	規約の変更に関する書類						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
												—	初年度の予算に関する書類		○	○	○	○			○							
												—	予算の変更に関する書類						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
												9	財産目録						○		○							
												—	貸借対照表						○		○							
												—	掛金の算出の基礎を示した書類		○	○	○	○		○	○							
												—	責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類						○		○							
												—	年金数理に関する確認書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
												—	年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約に関する書類							○								
												—	業務委託に関する書類			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
												—	代行保険料等算定届出書		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) △については、権利義務の承継の認可申請時にまだ基金が設立されていない場合は添付しないものとする。

新	旧																																					
<p>(削除)</p>	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">事前報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代 表 者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">企 業 団 体 の 概 要</td> <td style="text-align: center;">創 立 年 月</td> <td></td> <td style="text-align: center;">資 本 金</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活 動 範 囲 等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">企 業 数</td> <td style="text-align: center;">事 業 所 数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被 保 険 者 数</td> <td style="text-align: center;">男 子 人</td> <td style="text-align: center;">女 子 人</td> <td style="text-align: center;">計 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定 年</td> <td style="text-align: center;">男 子 _____ 歳 女 子 _____ 歳</td> <td style="text-align: center;">健 保 組 合 の 有 無</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">退 職 金 の 概 要 及 び 標 準 金 額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">勤 続 20 年 _____ 千 円、 勤 続 30 年 _____ 千 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[主要製品及び業界での地位等]</td> </tr> </table>	名 称				所 在 地				代 表 者				企 業 団 体 の 概 要	創 立 年 月		資 本 金	百万円	活 動 範 囲 等		企 業 数	事 業 所 数	被 保 険 者 数	男 子 人	女 子 人	計 人	定 年	男 子 _____ 歳 女 子 _____ 歳	健 保 組 合 の 有 無	有・無	退 職 金 の 概 要 及 び 標 準 金 額	勤 続 20 年 _____ 千 円、 勤 続 30 年 _____ 千 円			[主要製品及び業界での地位等]			
	名 称																																					
	所 在 地																																					
	代 表 者																																					
	企 業 団 体 の 概 要	創 立 年 月		資 本 金	百万円																																	
		活 動 範 囲 等		企 業 数	事 業 所 数																																	
		被 保 険 者 数	男 子 人	女 子 人	計 人																																	
		定 年	男 子 _____ 歳 女 子 _____ 歳	健 保 組 合 の 有 無	有・無																																	
		退 職 金 の 概 要 及 び 標 準 金 額	勤 続 20 年 _____ 千 円、 勤 続 30 年 _____ 千 円																																			
		[主要製品及び業界での地位等]																																				

新	旧	
	(平成 年 月 日)	
	設立形態	単 独 ・ 連 合 ・ 総 合
	受託機関名	
	設立準備 責任者等	責任者の氏名及び 母体での役職名
		実務担当者の氏名 及び母体での役職名
	現在までの 進捗状況	<p>[会社(業界)等における基金設立決議(予定)]</p> <p style="text-align: right;">【基金設立目途:平成 年 月】</p>
	地方厚生局又は 地方厚生支局に おける相談内容 の概要	

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>様式第2号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省年金局長 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者</p> <p style="text-align: center;"><u>厚生年金基金の設立に係る予備審査の関係書類の提出について</u></p> <p><u>標記について、次の関係書類を提出します。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>企業等及び基金の概況表</u>2. <u>規約案</u>3. <u>掛金の算出の基礎を示した書類</u>4. <u>初年度の予算に関する書類</u>5. _____ <u>の商業登記簿謄本</u>6. _____ <u>の直近3年間の決算に関する書類</u>7. _____ <u>の前年度の法人税納付状況証明書</u>8. <u>その他参考となる書類(就業規則、労働協約、給与規程、退職金規程)</u>

新	旧
	<p data-bbox="1498 262 1810 346" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総合設立</p> <p data-bbox="2537 357 2878 399" style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="1662 430 2240 472" style="text-align: center;">厚生労働省年金局長 殿</p> <p data-bbox="2404 567 2507 609" style="text-align: right;">提出者</p> <p data-bbox="1765 703 2611 745" style="text-align: center;"><u>厚生年金基金の設立に係る予備審査の関係書類の提出について</u></p> <p data-bbox="1484 850 2092 892"><u>標記について、次の関係書類を提出します。</u></p> <ol data-bbox="1484 913 2122 1375" style="list-style-type: none">1. <u>企業等及び基金の概況表</u>2. <u>規約案</u>3. <u>掛金の算出の基礎を示した書類</u>4. <u>初年度の予算に関する書類</u>5. <u>組織母体の定款規約</u>6. <u>基金設立に係る決議等に関する書類</u>7. <u>組織母体の直近1年間の決算に関する書類</u>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>様式第3号</u></p> <p style="text-align: right;">No. _____ 平成 年 月 日</p> <p><u>厚生労働大臣 殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>申請者</u></p> <p style="text-align: center;"><u>厚生年金基金設立認可申請書</u></p> <p><u>厚生年金基金の設立について、厚生年金保険法第111条第1項の規定による認可を次の関係書類を添えて申請します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 規約案</u><u>2. 掛金の算出の基礎を示した書類</u><u>3. 初年度の予算に関する書類</u><u>4. 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類</u>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>様式第3号の2</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 (企業年金基金の基金番号)</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇企業年金基金 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>厚生年金基金への移行認可申請書</u></p> <p><u>確定給付企業年金法第109条第1項の規定に基づき、当企業年金基金が厚生年金基金になることについての認可を下記の関係書類を添えて申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 規約案</u><u>2. 掛金の算出の基礎を示した書類</u><u>3. 初年度の予算及び当該予算作成の基礎となった事業計画の概要</u><u>4. 企業年金基金の代議員会の会議録</u>

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新	旧
<p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金合併認可申請書</p> <p>次に掲げる厚生年金基金の合併について、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 142 条第 1 項の規定による認可を下記の関係書類を添えて申請します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 合併しようとする基金の名称及び加入員の数 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称 <p style="text-align: center;">記</p> <p>合併する厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 規約変更に関する書類 掛金の算出の基礎を示した書類 予算変更に関する書類 代議員会の会議録 <p>合併により設立される厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 企業等及び基金の概況表 規約案 掛金の算出の基礎を示した書類 年金数理に関する確認 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類 初年度の予算に関する書類 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会又は厚生労働大臣が指定した法人との業務委託に関する書類 	<p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金合併認可申請書</p> <p>次に掲げる厚生年金基金の合併について、厚生年金保険法第 142 条第 1 項の規定による認可を下記の関係書類を添えて申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 合併しようとする基金の名称及び加入員の数 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称 <p style="text-align: center;">記</p> <p>合併する厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 規約変更に関する書類 掛金の算出の基礎を示した書類 予算変更に関する書類 代議員会の会議録 <p>合併により設立される厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 企業等及び基金の概況表 規約案 掛金の算出の基礎を示した書類 年金数理に関する確認 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類 初年度の予算に関する書類 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会又は厚生労働大臣が指定した法人との業務委託に関する書類

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新		旧																							
<p>様式第 2 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>基金番号 認定番号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">基金名</p> <p style="text-align: right;">理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金分割等認可申請書</p> <p>次に掲げる厚生年金基金の分割について、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 143 条第 1 項及び第 6 項の規定による認可を下記の関係書類を添えて申請します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 分割しようとする基金の名称 分割により設立される基金の名称、住所及び加入員数 分割後存続する基金の名称及び加入員数 分割により設立される基金が承継する権利義務の限度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 80%;">承継する権利義務の限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金 経理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">業務 経理</td> <td>業務 会計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉 施設 会計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	事項	承継する権利義務の限度	年金 経理			業務 経理	業務 会計		福祉 施設 会計		<p>様式第 5 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>基金番号 認定番号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">基金名</p> <p style="text-align: right;">理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金分割等認可申請書</p> <p>次に掲げる厚生年金基金の分割について、厚生年金保険法第 143 条第 1 項及び第 6 項の規定による認可を下記の関係書類を添えて申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 分割しようとする基金の名称 分割により設立される基金の名称、住所及び加入員数 分割後存続する基金の名称及び加入員数 分割により設立される基金が承継する権利義務の限度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 80%;">承継する権利義務の限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金 経理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">業務 経理</td> <td>業務 会計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉 施設 会計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	事項	承継する権利義務の限度	年金 経理			業務 経理	業務 会計		福祉 施設 会計	
区分	事項	承継する権利義務の限度																							
年金 経理																									
業務 経理	業務 会計																								
	福祉 施設 会計																								
区分	事項	承継する権利義務の限度																							
年金 経理																									
業務 経理	業務 会計																								
	福祉 施設 会計																								

新	旧
<p data-bbox="756 216 795 243">記</p> <p data-bbox="83 407 715 434">分割しようとする厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol data-bbox="83 478 1205 852" style="list-style-type: none">1. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計)2. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計)3. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類)4. 規約の変更に関する書類5. 掛金の算出の基礎を示した書類6. 予算の変更に関する書類7. 代議員会の会議録 <p data-bbox="83 909 774 936">分割により設立される厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol data-bbox="83 980 1466 1398" style="list-style-type: none">1. 企業等及び基金の概況表2. 規約案3. 掛金の算出の基礎を示した書類4. 年金数理に関する確認5. 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類6. 初年度の予算に関する書類7. 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会又は厚生労働大臣が指定した法人との業務委託に関する書類	<p data-bbox="2169 216 2208 243">記</p> <p data-bbox="1495 407 2128 434">分割しようとする厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol data-bbox="1495 478 2617 852" style="list-style-type: none">1. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計)2. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計)3. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類)4. 規約の変更に関する書類5. 掛金の算出の基礎を示した書類6. 予算の変更に関する書類7. 代議員会の会議録 <p data-bbox="1495 909 2187 936">分割により設立される厚生年金基金に係る関係書類</p> <ol data-bbox="1495 980 2878 1398" style="list-style-type: none">1. 企業等及び基金の概況表2. 規約案3. 掛金の算出の基礎を示した書類4. 年金数理に関する確認5. 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類6. 初年度の予算に関する書類7. 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会又は厚生労働大臣が指定した法人との業務委託に関する書類

新	旧
<p>様式第 2 号の 2—ア</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金権利義務移転(承継)認可申請書</p> <p><u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 144 条の 2 第 4 項(第 7 項)の規定に基づき、当基金の設立事業所(の一部)に使用される者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務の移転(承継)についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務の移転を申し出ようとする基金の名称 2. 権利義務を承継しようとする基金の名称 3. 移転する権利義務の限度 4. 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類(権利義務の移転の場合に限る。) 5. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 6. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 7. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 8. 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 9. 掛金の算出の基礎を示した書類 10. 予算変更に関する書類 11. 代議員会の会議録 	<p>様式第 5 号の 2—ア</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金権利義務移転(承継)認可申請書</p> <p>厚生年金保険法第 144 条の 2 第 4 項(第 7 項)の規定に基づき、当基金の設立事業所(の一部)に使用される者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務の移転(承継)についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務の移転を申し出ようとする基金の名称 2. 権利義務を承継しようとする基金の名称 3. 移転する権利義務の限度 4. 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類(権利義務の移転の場合に限る。) 5. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 6. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 7. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 8. 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 9. 掛金の算出の基礎を示した書類 10. 予算変更に関する書類 11. 代議員会の会議録

新	旧
<p>様式第 2 号の 2—イ</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金権利義務移転認可申請書</p> <p><u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 条の規定による改正前の確定給付企業年金法第 110 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当基金の設立事業所(の一部)に使用される者に係る給付の支給に関する権利義務の移転についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務の移転を申し出ようとする基金の名称 2. 権利義務の承継に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、企業年金基金の名称及び基金番号) 3. 移転する権利義務の限度 4. 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類 5. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 6. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 7. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 8. 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 9. 掛金の算出の基礎を示した書類 10. 予算変更に関する書類 11. 代議員会の会議録 	<p>様式第 5 号の 2—イ</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">厚生年金基金権利義務移転認可申請書</p> <p>確定給付企業年金法第 110 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当基金の設立事業所(の一部)に使用される者に係る給付の支給に関する権利義務の移転についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務の移転を申し出ようとする基金の名称 2. 権利義務の承継に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、企業年金基金の名称及び基金番号) 3. 移転する権利義務の限度 4. 被保険者及び労働組合の同意を得たことを証する書類 5. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 6. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 7. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 8. 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 9. 掛金の算出の基礎を示した書類 10. 予算変更に関する書類 11. 代議員会の会議録

新	旧
<p>様式第 2 号の 2—ウ</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">確定給付企業年金に係る権利義務承継認可申請書</p> <p><u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 条の規定による改正前の確定給付企業年金法第 107 条第 2 項の規定に基づき、確定給付企業年金の実施事業所(の一部)に使用される者に係る給付の支給に関する権利義務の承継についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 権利義務を承継しようとする基金の名称 権利義務の移転に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、企業年金基金の名称及び基金番号) 承継する権利義務の限度 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 掛金の算出の基礎を示した書類 予算変更に関する書類 代議員会の会議録 	<p>様式第 5 号の 2—ウ</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">確定給付企業年金に係る権利義務承継認可申請書</p> <p>確定給付企業年金法第 107 条第 2 項の規定に基づき、確定給付企業年金の実施事業所(の一部)に使用される者に係る給付の支給に関する権利義務の承継についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 権利義務を承継しようとする基金の名称 権利義務の移転に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、企業年金基金の名称及び基金番号) 承継する権利義務の限度 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) <u>(基金既設の場合)</u> 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 掛金の算出の基礎を示した書類 予算変更に関する書類 代議員会の会議録 <u>(基金新設の場合)</u> 被保険者又は労働組合の同意を得たことを証する書類 <p><u>(注) 基金新設の場合にあっては、基金名は予定名称を記入し、基金番号は記入しないものとする。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>様式第5号の2—エ</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基金名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">規約型企業年金に係る権利義務承継認可申請書</p> <p>確定給付企業年金法第108条第2項の規定に基づき、規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>権利義務を承継しようとする基金の名称</u>2. <u>権利義務の移転に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号</u>3. <u>基金の財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計)</u>4. <u>基金の貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計)</u>5. <u>年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類)</u> <p>(基金既設の場合)</p> <ol style="list-style-type: none">6. <u>規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ)</u>7. <u>掛金の算出の基礎を示した書類</u>8. <u>予算変更に関する書類</u>9. <u>代議員会の会議録</u> <p>(基金新設の場合)</p> <ol style="list-style-type: none">6. <u>被保険者又は労働組合の同意を得たことを証する書類</u> <p>(注) <u>基金新設の場合にあっては、基金名は予定名称を記入し、基金番号は記入しないものとする。</u></p>

新	旧
<p>様式第 <u>2</u> 号の 2—<u>エ</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基 金 名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">適格退職年金に係る権利義務承継認可申請書</p> <p>確定給付企業年金法附則第 26 条第 1 項の規定に基づき、適格退職年金の受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務を承継しようとする基金の名称 2. 権利義務の移転に係る適格退職年金を実施している事業主の名称 3. 承継する権利義務の限度 4. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 5. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 6. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) 7. 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 8. 掛金の算出の基礎を示した書類 9. 予算変更に関する書類 10. 代議員会の会議録 	<p>様式第 <u>5</u> 号の 2—<u>オ</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金番号 認定番号 基 金 名 理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">適格退職年金に係る権利義務承継認可申請書</p> <p>確定給付企業年金法附則第 26 条第 1 項の規定に基づき、適格退職年金の受益者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継についての認可を、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利義務を承継しようとする基金の名称 2. 権利義務の移転に係る適格退職年金を実施している事業主の名称 3. 承継する権利義務の限度 4. 財産目録(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 5. 貸借対照表(年金経理、業務会計、福祉施設会計) 6. 年金数理に関する確認(責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類) <p>(基金既設の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 規約変更に関する書類(規約変更を行う場合のみ) 8. 掛金の算出の基礎を示した書類 9. 予算変更に関する書類 10. 代議員会の会議録 <p>(基金新設の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 被保険者又は労働組合の同意を得たことを証する書類 <p>(注) 基金新設の場合にあっては、基金名は予定名称を記入し、基金番号は記入しないものとする。</p>

新					旧				
様式第 3 号					様式第 6 号				
No. _____					No. _____				
企業等及び基金の概況表(単独及び連合設立用)					企業等及び基金の概況表(単独及び連合設立用)				
基金の名称		基金の形態	単独・連合		基金の名称		基金の形態	単独・連合	
基金の住所					基金の住所				
1. 設立企業の概況					1. 設立企業の概況				
名 称					名 称				
代 表 者 名					代 表 者 名				
所 在 地					所 在 地				
業 態					業 態				
設立年月日		資本金	百万円		設立年月日		資 本 金	百万円	
事 業 内 容					事 業 内 容				
従 業 員	(内訳) 人				従 業 員	(内訳) 人			
定 年					定 年				
主要取引銀行					主要取引銀行				
主要取引先					主要取引先				
企 業 の 状 況		前 3 年 度	前 2 年 度	前 年 度	企 業 の 状 況		前 3 年 度	前 2 年 度	前 年 度
	売 上 高					売 上 高			
	営 業 利 益					営 業 利 益			
	経 常 利 益					経 常 利 益			
	当 期 利 益					当 期 利 益			
	利 益 率					利 益 率			
	当該企業の業界における地位等の現況					当該企業の業界における地位等の現況			
	将来の見通し					将来の見通し			

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
			No. _____		
業界の状況	現況		業界の状況	現況	
	将来の見通し			将来の見通し	
健保組合の状況	設立の有無	有・無	健保組合の状況	設立の有無	有・無
	名称			名称	
	適用範囲			適用範囲	
備考			備考		

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新							旧								
No. _____							No. _____								
企業 の 名称 (住所)	業種	加入員数		資本関係		人事関係		企業 の 名称 (住所)	業種	加入員数		資本関係		人事関係	
		加算対象人員		資本金	主たる企業の出資比率	派遣役員(うち兼務) 役員総数	出向社員			加算対象人員		資本金	主たる企業の出資比率	派遣役員(うち兼務) 役員総数	出向社員
(主たる企業)								(主たる企業)							
(従たる企業)								(従たる企業)							

加入員数	名	加算適用加入員数	名	加算適用率	%
------	---	----------	---	-------	---

加入員数	名	加算適用加入員数	名	加算適用率	%
------	---	----------	---	-------	---

新					旧					
No. _____					No. _____					
企業等及び基金の概況表(総合設立用)					企業等及び基金の概況表(総合設立用)					
基金の名称					基金の名称					
基金の住所					基金の住所					
1. 設立企業の概況					1. 設立企業の概況					
(1) 設立母体の概況					(1) 設立母体の概況					
名 称					名 称					
代 表 者 名					代 表 者 名					
所 在 地					所 在 地					
設 立 目 的					設 立 目 的					
設 立 年 月 日		出 資 額			設 立 年 月 日		出 資 額			
事業内容及びその変遷					事業内容及びその変遷					
構成員の資格					構成員の資格					
組 織 母 体 の 状 況	構成員に対する指導統制の具体的方法				組 織 母 体 の 状 況		構成員に対する指導統制の具体的方法			
	業界内における母体の役割等				組 織 母 体 の 状 況		業界内における母体の役割等			
構 成 員 の 状 況	事業所数		従業員数		構 成 員 の 状 況		事業所数		従業員数	
	業界全体 (A)		人		構 成 員 の 状 況		業界全体 (A)		人	
	会員 (B)		人		構 成 員 の 状 況		会員 (B)		人	
	組織率 (B/A)		%		構 成 員 の 状 況		組織率 (B/A)		%	

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
		No. _____			No. _____
業界の状況	現 況		業界の状況	現 況	
	将来の見通し			将来の見通し	
健保組合の状況	設 立 の 有 無	有 ・ 無	健保組合の状況	設 立 の 有 無	有 ・ 無
	名 称 ・ 設 立 年 月 日			名 称 ・ 設 立 年 月 日	
	適 用 範 囲			適 用 範 囲	
備 考			備 考		

新					旧						
No. _____					No. _____						
(2) 基金への参加					(2) 基金への参加						
設立事業所の範囲					設立事業所の範囲						
基金への参加状況	区分		事業所数	従業員数	備考	区分		事業所数	従業員数	備考	
	1 会員					1 会員					
	2 対象外事業所	(ア) 非適用事業所					(ア) 非適用事業所				
		(イ) 基金加入済					(イ) 基金加入済				
		(ウ) 一括適用事業所					(ウ) 一括適用事業所				
		小計					小計				
	3 対象事業所合計 (1-2)					3 対象事業所合計 (1-2)					
	4 非参加事業所	(ア) 確定給付企業年金実施					(ア) 確定給付企業年金実施				
		(イ) 確定拠出年金(企業型)実施					(イ) 確定拠出年金(企業型)実施				
		(ウ) 適格退職年金実施					(ウ) 適格退職年金実施				
		(エ) 中退共、特退共加入					(エ) 中退共、特退共加入				
		(オ) 親会社関連					(オ) 親会社関連				
		(カ) 基金設立予定					(カ) 基金設立予定				
	小計					小計					
5 対象事業所合計 (3-4)					5 対象事業所合計 (3-4)						
6 設立事業所					6 設立事業所						
7 非会員の設立事業所					7 非会員の設立事業所						
8 設立事業所合計 (6+7)					8 設立事業所合計 (6+7)						
9 母体所属率 (6/8)					9 母体所属率 (6/8)						
母体役員の参加状況	役職名	定員	参加	不参加	不参加理由	役職名	定員	参加	不参加	不参加理由	
	計					計					

新					旧						
No. _____					No. _____						
(2) 基金への参加					(2) 基金への参加						
設立事業所の範囲					設立事業所の範囲						
基金への参加状況	区分		事業所数	従業員数	備考	区分		事業所数	従業員数	備考	
	1 会員					1 会員					
	2 対象外事業所	(ア) 非適用事業所					(ア) 非適用事業所				
		(イ) 基金加入済					(イ) 基金加入済				
		(ウ) 一括適用事業所					(ウ) 一括適用事業所				
		小計					小計				
	3 対象事業所合計 (1-2)					3 対象事業所合計 (1-2)					
	4 非参加事業所	(ア) 確定給付企業年金実施					(ア) 確定給付企業年金実施				
		(イ) 確定拠出年金(企業型)実施					(イ) 確定拠出年金(企業型)実施				
		(ウ) 適格退職年金実施					(ウ) 適格退職年金実施				
		(エ) 中退共、特退共加入					(エ) 中退共、特退共加入				
		(オ) 親会社関連					(オ) 親会社関連				
		(カ) 基金設立予定					(カ) 基金設立予定				
	小計					小計					
5 対象事業所合計 (3-4)					5 対象事業所合計 (3-4)						
6 設立事業所					6 設立事業所						
7 非会員の設立事業所					7 非会員の設立事業所						
8 設立事業所合計 (6+7)					8 設立事業所合計 (6+7)						
9 母体所属率 (6/8)					9 母体所属率 (6/8)						
母体役員の参加状況	役職名	定員	参加	不参加	不参加理由	役職名	定員	参加	不参加	不参加理由	
	計					計					

新							旧							
No. _____							No. _____							
企業等及び基金の概況表(総合設立用)							企業等及び基金の概況表(総合設立用)							
基金の名称							基金の名称							
基金の住所							基金の住所							
1. 健康保険組合の概況							1. 健康保険組合の概況							
名 称							名 称							
所 在 地							所 在 地							
設立認可年月日							設立認可年月日							
地 域							地 域							
業 種							業 種							
健 保 組 合 の 状 況		年度	年度	年度	年度	年 月 日現在		年度	年度	年度	年度	年 月 日現在		
	適用事業所数						適用事業所数							
	被保険者数	人	人	人	人	人	被保険者数	人	人	人	人	人		
	保険料の収納状況	%	%	%	%	%	保険料の収納状況	%	%	%	%	%		
	年月日現在における保険料滞納の有無	有・無	「有」の場合の状況					年月日現在における保険料滞納の有無	有・無	「有」の場合の状況				
そ の 他	役職員の状況	理事長						役職員の状況	理事長					
		常務理事							常務理事					
		役員数	役員	名(うち常勤	名)		役員数		役員	名(うち常勤	名)			
		職員	名(うち専従	名)			職員	名(うち専従	名)					
事務執行の状況							事務執行の状況							
事業主の協力							事業主の協力							
業 界 の 状 況	現 況						業 界 の 状 況	現 況						
	将来の見通し							将来の見通し						
備考							備考							

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新										旧													
No. _____										No. _____													
2. 基金の概要(共通)										2. 基金の概要(共通)													
企業数										企業数													
事業所数										事業所数													
加入員	人数	人	男子	人	女子	人					人数	人	男子	人	女子	人							
	平均年齢	歳	男子	歳	女子	歳					平均年齢	歳	男子	歳	女子	歳							
	加算適用加入員	人数	人	平均年齢	歳					加算適用加入員	人数	人	平均年齢	歳									
給付設計	給付水準	プラスアルファ	%								プラスアルファ	%											
		内訳									内訳												
		基本部分	%								基本部分	%											
		加算部分	%								加算部分	%											
			(過去勤務分 % その他 %)										(過去勤務分 % その他 %)										
	モデル年金	モデル()										モデル()											
		勤続	基本部分				加算部分	合計					勤続	基本部分				加算部分	合計				
			代行部分	プラスアルファ					代行部分	プラスアルファ													
		年										年											
		年										年											
年										年													
基本部分	給付乗率	/1000								給付乗率	/1000												
	支給開始									支給開始													
加算部分	〔老齢年金給付〕										〔老齢年金給付〕												
	支給要件									支給要件													
	支給開始									支給開始													
	支給期間									支給期間													
		年金額										年金額											

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新					旧							
					No. _____							
給付設計	加算部分	〔脱退一時金等〕			給付設計	加算部分	〔脱退一時金等〕					
		脱退一時金(支給要件)					脱退一時金(支給要件)					
		選択一時金(支給要件)					選択一時金(支給要件)					
		(選択割合)					(選択割合)					
		〔障害給付金・遺族給付金〕					〔障害給付金・遺族給付金〕					
		障害給付金(支給要件)					障害給付金(支給要件)					
		(支給方法)					(支給方法)					
		(支給額)					(支給額)					
		遺族給付金(支給要件)					遺族給付金(支給要件)					
		(支給方法)					(支給方法)					
		(支給額)					(支給額)					
掛金			加入員	事業主	合計	掛金		加入員	事業主	合計		
		普通掛金						普通掛金				
		加算掛金						加算掛金				
		特別掛金						特別掛金				
		特例掛金						特例掛金				
		事務費掛金						事務費掛金				
		代行部分に要する掛金率	% (男 %、女 %)						代行部分に要する掛金率	% (男 %、女 %)		
		過去勤務債務償却期間	年						過去勤務債務償却期間	年		

新				旧			
No. _____				No. _____			
3. 事務組織(共通)				3. 事務組織(共通)			
代議員数		理事数		代議員数		理事数	
選挙区				選挙区			
役職員	役職名	氏名	企業内における地位等	役職員	役職名	氏名	企業内における地位等
事務執行に要する費用の調達方法	1 掛金負担 2 事業主負担 3 その他 ()			事務執行に要する費用の調達方法	1 掛金負担 2 事業主負担 3 その他 ()		
事務室等業務執行上必要な施設の状況				事務室等業務執行上必要な施設の状況			

新							旧						
No. _____							No. _____						
4. その他(共通)							4. その他(共通)						
資産の受託割合	名 称						資産の受託割合	名 称					
	シェア							シェア					
被保険者の同意関係等	経 過						被保険者の同意関係等	経 過					
労働組合の同意関係等	有 ・ 無						労働組合の同意関係等	有 ・ 無					
	名 称							名 称					
	人 数							人 数					
	上部団体							上部団体					
	経 過							経 過					
現行他制度の実施内容						現行他制度の実施内容							

新					
様式第 4 号					
事業所調査表(厚生年金基金用)					
健康保険被保険者証の記号		平成 年 月 日			
都 道 府 県 名		社会保険事務所名			
事業所	名 称	事業主	氏 名		
	所在地		住 所		
業 態		適 用 年 月 日			
被保険者に関する事項	区 分	男		女	計
		一種	三種		
	被 保 険 者 数	人	人	人	人
平均標準報酬額		円	円	円	円
過去1年間の保険料納入状況	納期限内に納付している月数				
	督促状の指定期限内に納付している月数				
	督促状の指定期限を経過して納付している月数				
	未納している月数				
諸届の状況	指定期限内に提出されているか		遅滞なし・やや遅い・遅い		
	記載内容は正確であるか		正確・やや不正確・不正確		
社会保険委員の状況	委員の設置		有(人)・無		
	活動状況		積極的・普通・消極的		
健康保険組合	有・無	名 称			
		所在地			
		当該事業所が編入された年月日			
所 見					
(注) 所見欄には、基金設立(編入)に対する意見、編入すべき時期、その他特記すべき事項があるときは、その事項を記入すること。					

旧					
様式第 7 号					
事業所調査表(厚生年金基金用)					
健康保険被保険者証の記号		平成 年 月 日			
都 道 府 県 名		社会保険事務所名			
事業所	名 称	事業主	氏 名		
	所在地		住 所		
業 態		適 用 年 月 日			
被保険者に関する事項	区 分	男		女	計
		一種	三種		
	被 保 険 者 数	人	人	人	人
平均標準報酬額		円	円	円	円
過去1年間の保険料納入状況	納期限内に納付している月数				
	督促状の指定期限内に納付している月数				
	督促状の指定期限を経過して納付している月数				
	未納している月数				
諸届の状況	指定期限内に提出されているか		遅滞なし・やや遅い・遅い		
	記載内容は正確であるか		正確・やや不正確・不正確		
社会保険委員の状況	委員の設置		有(人)・無		
	活動状況		積極的・普通・消極的		
健康保険組合	有・無	名 称			
		所在地			
		当該事業所が編入された年月日			
所 見					
(注) 所見欄には、基金設立(編入)に対する意見、編入すべき時期、その他特記すべき事項があるときは、その事項を記入すること。					

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
様式第 6 号			様式第 9 号		
財産目録			財産目録		
年金経理 平成 年 月 日現在			年金経理 平成 年 月 日現在		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
(資産勘定)	円		(資産勘定)	円	
流動資産			流動資産		
現金			現金		
預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。	預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。
未収掛金		決算事務取扱基準の別添 2 の様式⑤の 1. 未収金明細書に準じて記入すること。	未収掛金		決算事務取扱基準の別添 2 の様式⑤の 1. 未収金明細書に準じて記入すること。
未收受換金		外 名	未收受換金		外 名
未収制度間受換金			未収制度間受換金		
未収脱退一時金相当額受入金			未収脱退一時金相当額受入金		
未収政府負担金			未収政府負担金		
未収給付現価負担金			未収給付現価負担金		
未収未納掛金等交付金					
未収返納金		厚年法第 136 条において準用する厚年法第 40 条の 2 の規定による徴収金 円 保険給付費過誤払返納金 円	未収返納金		厚年法第 136 条において準用する厚年法第 40 条の 2 の規定による徴収金 円 保険給付費過誤払返納金 円
最低責任準備金前納金					
固定資産			固定資産		
信託資産		受託金融機関の残高証明書を添付すること。	信託資産		受託金融機関の残高証明書を添付すること。
保険資産		同上	保険資産		同上
共済資産		同上	共済資産		同上
投資		同上	投資		同上
(負債勘定)			(負債勘定)		
流動負債			流動負債		
未払拠出金		決算事務取扱基準の別添 2 の様式⑤の 3. 未払金明細書に準じて記入すること。	未払拠出金		決算事務取扱基準の別添 2 の様式⑤の 3. 未払金明細書に準じて記入すること。
未払運用報酬等		同上	未払運用報酬等		同上
未払業務委託費		同上	未払業務委託費		同上
未払コンサルティング料		同上	未払コンサルティング料		同上
未払指定年金数理人費		同上	未払指定年金数理人費		同上
未払機械処理経費等		同上	未払機械処理経費等		同上
政府負担金返納金未払金		同上	政府負担金返納金未払金		同上
給付現価負担金返納金未		同上	給付現価負担金返納金未		同上

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
払金 未払特別法人税 預り金 支払備金 未払給付費 未払移換金 未払制度間移換金 未払の資産管理機関への 移換金 未払離婚分割移換金	円	同上 決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の4. 預り金明細書に準じて記入すること。 決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の5. 支払備金明細書に準じて記入すること。	払金 未払特別法人税 預り金 支払備金 未払給付費 未払移換金 未払制度間移換金 未払の資産管理機関への 移換金 未払離婚分割移換金	円	同上 決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の4. 預り金明細書に準じて記入すること。 決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の5. 支払備金明細書に準じて記入すること。

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
財産目録			財産目録		
業務経理業務会計			業務経理業務会計		
平成 年 月 日現在			平成 年 月 日現在		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
	円			円	
(資産勘定)			(資産勘定)		
流動資産			流動資産		
現金			現金		
預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。	預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。
未収事務費掛金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の1.未収金明細書に準じて記入すること。	未収事務費掛金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の1.未収金明細書に準じて記入すること。
未収金		同上	未収金		同上
未収事務費交付金			未収事務費交付金		
有価証券		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(3)有価証券に準じて記入すること。	有価証券		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(3)有価証券に準じて記入すること。
固定資産			固定資産		
土地		登記謄本等を添付すること。	土地		登記謄本等を添付すること。
建物及び工作物		同上	建物及び工作物		同上
車両		自動車検査証等を添付すること。	車両		自動車検査証等を添付すること。
器具及び備品			器具及び備品		
電話加入権			電話加入権		
権利金敷金		(相手方)氏名、住所 円	権利金敷金		(相手方)氏名、住所 円
前払金		同上	前払金		同上
(負債勘定)			(負債勘定)		
流動資産			流動資産		
預り金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。	預り金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。
引当金			引当金		
未払金		(相手方)氏名、住所 円	未払金		(相手方)氏名、住所 円
未払業務委託費		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。	未払業務委託費		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。
未払コンサルティング料		同上	未払コンサルティング料		同上
未払指定年金数理人費		同上	未払指定年金数理人費		同上
短期借入金		(相手方)氏名、住所 円	短期借入金		(相手方)氏名、住所 円

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
財産目録			財産目録		
業務経理福祉施設会計			業務経理福祉施設会計		
平成 年 月 日現在			平成 年 月 日現在		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
(資産勘定)	円		(資産勘定)	円	
流動資産			流動資産		
現金			現金		
預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。	預貯金		取引金融機関の残高証明書を添付すること。
未収福祉施設掛金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の1.未収金明細書に準じて記入すること。	未収福祉施設掛金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑤の1.未収金明細書に準じて記入すること。
未収金		同上	未収金		同上
有価証券		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(3)有価証券に準じて記入すること。	有価証券		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(3)有価証券に準じて記入すること。
仮払金		(相手方)氏名、住所 円	仮払金		(相手方)氏名、住所 円
未収貸付金利息		同上	未収貸付金利息		同上
固定資産			固定資産		
土地		登記謄本等を添付すること。	土地		登記謄本等を添付すること。
建物及び工作物		同上	建物及び工作物		同上
車両		自動車検査証等を添付すること。	車両		自動車検査証等を添付すること。
器具及び備品			器具及び備品		
電話加入権			電話加入権		
権利金敷金		(相手方)氏名、住所 円	権利金敷金		(相手方)氏名、住所 円
貸付金		同上	貸付金		同上
前払金			前払金		
(負債勘定)			(負債勘定)		
流動負債			流動負債		
預り金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。	預り金		決算事務取扱基準の別添2の様式⑦の7の(8)未払金及び預り金に準じて記入すること。
引当金			引当金		
未払金		(相手方)氏名、住所 円	未払金		(相手方)氏名、住所 円
前受金		同上	前受金		同上
短期借入金		同上	短期借入金		同上
固定負債			固定負債		
長期借入金		同上	長期借入金		同上

新				旧			
別添2 勘定科目説明				別添2 勘定科目説明			
貸借対照表				貸借対照表			
(年金経理)				(年金経理)			
(平成 年 月 日現在)				(平成 年 月 日現在)			
資産勘定				資産勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要	大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
1. 純資産				1. 純資産			
流動資産				流動資産			
	現金	現金	年金経理に属する現金		現金	現金	年金経理に属する現金
	預貯金	普通預金 当座預金	年金経理に属する預貯金		預貯金	普通預金 当座預金	年金経理に属する預貯金
	未収掛金	未収普通掛金 未収加算掛金 未収特別掛金 未収特例掛金 未収徴収金	基準日までに納入告知を行った掛金及び徴収金のうち未収となっているもの及び基準日の翌日の属する月の前月分(定期分)の掛金及び徴収金のうちで納入告知を行っていないもの		未収掛金	未収普通掛金 未収加算掛金 未収特別掛金 未収特例掛金 未収徴収金	基準日までに納入告知を行った掛金及び徴収金のうち未収となっているもの及び基準日の翌日の属する月の前月分(定期分)の掛金及び徴収金のうちで納入告知を行っていないもの
	未收受換金	未收受換金	基準日までに基金に加入した者について連合会から移換されることとなる年金給付費等積立金若しくは積立金のうち未移換のもの		未收受換金	未收受換金	基準日までに基金に加入した者について連合会から移換されることとなる年金給付費等積立金若しくは積立金のうち未移換のもの
	未収制度間受換金	未収制度間受換金	基準日までに基金に年金たる給付又は一時金たる給付に係る権利義務が承継された者について他の基金、確定給付企業年金又は適格退職年金から移換されることとなる額のうち未収のもの		未収制度間受換金	未収制度間受換金	基準日までに基金に年金たる給付又は一時金たる給付に係る権利義務が承継された者について他の基金、確定給付企業年金又は適格退職年金から移換されることとなる額のうち未収のもの
	未収脱退一時金相当額受入金	未収脱退一時金相当額受入金	基準日までに行われた脱退一時金相当額受入れに係る資産のうち未収のもの		未収脱退一時金相当額受入金	未収脱退一時金相当額受入金	基準日までに行われた脱退一時金相当額受入れに係る資産のうち未収のもの
	未収政府負担金	未収政府負担金	基準日の属する月までの期間に係る政府負担金のうち未交付のもの		未収政府負担金	未収政府負担金	基準日の属する月までの期間に係る政府負担金のうち未交付のもの
	未収給付現価負担金	未収給付現価負担金	基準日までの期間に係る給付現価負担金のうち未交付のもの		未収給付現価負担金	未収給付現価負担金	基準日までの期間に係る給付現価負担金のうち未交付のもの
	未収未納掛金						

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
固定資産	等交付金	未収未納掛金等 交付金	基準日までの期間に係る未納掛金等交付 金のうち未交付のもの	固定資産	未収未納掛金	未収未納掛金 未収未納還金	法第136条において準用する法第40条の 2の規定による徴収金並びに保険給付費の過 誤払い返納金その他各種返納金で未収とな っているもの
	最低責任準備 金前納金	最低責任準備金 前納金	基準日までに平成25年改正法附則第10 条第1項の規定に基づき最低責任準備金の 額の全部又は一部について前納した額の合 計額		最低責任準備金	最低責任準備金 前納金	基準日までに平成25年改正法附則第10 条第1項の規定に基づき最低責任準備金の 額の全部又は一部について前納した額の合 計額
	信託資産	年金信託 投資一任	基準日における信託資産の時価評価額		信託資産	年金信託 投資一任	基準日における信託資産の時価評価額
	保険資産	一般勘定 特別勘定	基準日における保険資産の時価評価額		保険資産	一般勘定 特別勘定	基準日における保険資産の時価評価額
	共済資産	一般勘定 特別勘定	基準日における共済資産の時価評価額		共済資産	一般勘定 特別勘定	基準日における共済資産の時価評価額
	投資	年金特定信託 有価証券 預貯金	基準日における投資資産の時価評価額		投資	年金特定信託 有価証券 預貯金	基準日における投資資産の時価評価額
2. 負債				2. 負債			
3. 基本金 基本金	繰越不足金	繰越不足金	前事業年度末において、流動資産及び固 定資産の合計額が、流動負債、支払備金、責 任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準 備金、給付改善準備金、繰入準備金及び承 継事業所償却積立金の合計額を下回ってい た額から、当事業年度において処理した繰越 不足金額を控除した額	3. 基本金 基本金	繰越不足金	繰越不足金	前事業年度末において、流動資産及び固 定資産の合計額が、流動負債、支払備金、責 任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準 備金、最低責任準備金調整額、給付改善準 備金、繰入準備金及び承継事業所償却積立 金の合計額を下回っていた額から、当事業年 度において処理した繰越不足金額を控除した 額
	当期不足金	当期不足金	基準日において、流動資産、固定資産及び		当期不足金	当期不足金	基準日において、流動資産、固定資産及び

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
			繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、責任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金、承継事業所償却積立金及び別途積立金の合計額を下回る額				繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、責任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準備金、最低責任準備金調整額、給付改善準備金、繰入準備金、承継事業所償却積立金及び別途積立金の合計額を下回る額

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
負債勘定				負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要	大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
1. 純資産 流動負債	未払拠出金	未払拠出金		1. 純資産 流動負債	未払拠出金	未払拠出金	
	未払運用報酬等	未払固有信託報酬	年金信託契約及び年金特定信託契約に係る基準日までの期間の固有の信託報酬のうち未払のもの		未払運用報酬等	未払固有信託報酬	年金信託契約及び年金特定信託契約に係る基準日までの期間の固有の信託報酬のうち未払のもの
		未払固有保険事務費	基金保険契約(一般勘定)、第一特約及び第二特約に係る基準日までの期間の固有の保険事務費のうち未払のもの			未払固有保険事務費	基金保険契約(一般勘定)、第一特約及び第二特約に係る基準日までの期間の固有の保険事務費のうち未払のもの
		未払投資顧問料	投資一任契約に係る基準日までの期間の投資顧問料のうち未払のもの			未払投資顧問料	投資一任契約に係る基準日までの期間の投資顧問料のうち未払のもの
		未払保護預り手数料	基準日までの期間の保護預り手数料のうち未払のもの			未払保護預り手数料	基準日までの期間の保護預り手数料のうち未払のもの
	未払業務委託費	未払業務委託費	業務委託に係る基準日までの期間の業務委託費(信託会社、指定法人及び連合会に係る業務委託費並びに業務委託の保険事務費及び共済事務費)で年金経理から支出するもののうち未払のもの		未払業務委託費	未払業務委託費	業務委託に係る基準日までの期間の業務委託費(信託会社、指定法人及び連合会に係る業務委託費並びに業務委託の保険事務費及び共済事務費)で年金経理から支出するもののうち未払のもの
	未払コンサルティング料	未払運用コンサルティング料	基準日までの期間の運用コンサルティング料で年金経理から支出するもののうち未払のもの		未払コンサルティング料	未払運用コンサルティング料	基準日までの期間の運用コンサルティング料で年金経理から支出するもののうち未払のもの
		未払年金財政コンサルティング料	基準日までの期間の年金財政コンサルティング料で年金経理から支出するもののうち未払のもの			未払年金財政コンサルティング料	基準日までの期間の年金財政コンサルティング料で年金経理から支出するもののうち未払のもの
	未払指定年金数理人費	未払指定年金数理人費	基準日までの期間の指定年金数理人費で年金経理から支出するもののうち未払のもの		未払指定年金数理人費	未払指定年金数理人費	基準日までの期間の指定年金数理人費で年金経理から支出するもののうち未払のもの
	未払機械処理経費等	未払機械処理経費等	基準日までの期間の機械処理経費等で年金経理から支出するもののうち未払のもの		未払機械処理経費等	未払機械処理経費等	基準日までの期間の機械処理経費等で年金経理から支出するもののうち未払のもの
	政府負担金返				政府負担金返		

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
支 払 備 金	納金未払金	政府負担金返納金未払金	交付請求により負担金を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの		納金未払金	政府負担金返納金未払金	交付請求により負担金を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの
	給付現価負担金返納金未払金	給付現価負担金返納金未払金	交付請求により交付を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの		給付現価負担金返納金未払金	給付現価負担金返納金未払金	交付請求により交付を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの
	未払特別法人税預り金	未払特別法人税			未払特別法人税預り金	未払特別法人税	
		年金給付費預り金	宛先不明又は該当口座なし等で戻った給付金			年金給付費預り金	宛先不明又は該当口座なし等で戻った給付金
		一時金給付費預り金				一時金給付費預り金	
		前受金				前受金	
	未払給付費	未払年金給付費 未払一時金給付費	当事業年度末までの期間に係る給付のうち支払期日(一時金については裁定日)が翌事業年度の4月以降であるもの及び支払期日を経過したが未払であるものの合計額(ただし、脱退一時金相当額として他制度等へ移換した場合の移換額のうち未払であるものを除く。)		未払給付費	未払年金給付費 未払一時金給付費	当事業年度末までの期間に係る給付のうち支払期日(一時金については裁定日)が翌事業年度の4月以降であるもの及び支払期日を経過したが未払であるものの合計額(ただし、脱退一時金相当額として他制度等へ移換した場合の移換額のうち未払であるものを除く。)
	未払移換金	未払移換金	基準日までに基金を脱退した者について連合会に交付することとなる脱退一時金相当額のうち未払のもの		未払移換金	未払移換金	基準日までに基金を脱退した者について連合会に交付することとなる現価相当額及び脱退一時金相当額のうち未払のもの
未払制度間移換金	未払制度間移換金	基準日までに他の基金に年金たる給付又は一時金たる給付に係る権利義務を移転及び他の基金又は他の制度へ脱退一時金相当額を移換した者について他の基金に移換されることとなる額のうち未払のもの		未払制度間移換金	未払制度間移換金	基準日までに他の基金に年金たる給付又は一時金たる給付に係る権利義務を移転及び他の基金又は他の制度へ脱退一時金相当額を移換した者について他の基金に移換されることとなる額のうち未払のもの	
未払の資産管理機関への移換金	未払の資産管理機関への移換金	基準日までに確定拠出年金(企業型)の資産管理機関に移換されることとなる額のうち未払のもの(ただし、脱退一時金相当額を移換した場合の移換金のうち未払であるものを除く。)		未払の資産管理機関への移換金	未払の資産管理機関への移換金	基準日までに確定拠出年金(企業型)の資産管理機関に移換されることとなる額のうち未払のもの(ただし、脱退一時金相当額を移換した場合の移換金のうち未払であるものを除く。)	
未払離婚分割移換金	未払離婚分割移	第一号改定者及び特定被保険者に係る年		未払離婚分割移換金	未払離婚分割移	第一号改定者に係る年金原資で、当該事	

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
		換金	金原資で、当該事業年度中に納入告知された額のうち未払のもの			換金	業年度中に納入告知された額のうち未払のもの
2. 負債 責任準備金	責任準備金 (プラスアルファ部分) 最低責任準備金	責任準備金(プラスアルファ部分) 最低責任準備金	当事業年度末における責任準備金(プラスアルファ部分)の額 当該事業年度末において解散したものとみなして計算される平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額	2. 負債 責任準備金	責任準備金 (プラスアルファ部分) 最低責任準備金 最低責任準備金調整額	責任準備金(プラスアルファ部分) 最低責任準備金 最低責任準備金調整額	当事業年度末における責任準備金(プラスアルファ部分)の額 当該事業年度末において解散したものとみなして計算される法第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額 直前の事業年度の前事業年度における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り(以下「厚生年金運用利回り」という。)に1を加えた率を12分の9乗して得た率に直前の事業年度における厚生年金運用利回りに1を加えた率を乗じて得た率を1.0723で除して得た率から1を減じた率を、当該事業年度末の最低責任準備金に乗じて得た額
3. 基本金 基本金	給付改善準備金 繰入準備金 承継事業所償却積立金 別途積立金	給付改善準備金 繰入準備金 承継事業所償却積立金 別途積立金	将来の給付改善の費用として積み立てている額 業務経理への繰入れのための準備金 前事業年度末の承継事業所償却積立金に当事業年度において積み増した額と当事業年度に係る利子を加え、取り崩した額を控除した額 前事業年度末において、流動資産及び固定資産の合計額が、流動負債、支払備金、責任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び承継事業所償却積立金の合計額を上回っていた額に当事業年度において積み増した額を加	3. 基本金 基本金	給付改善準備金 繰入準備金 承継事業所償却積立金 別途積立金	給付改善準備金 繰入準備金 承継事業所償却積立金 別途積立金	将来の給付改善の費用として積み立てている額 業務経理への繰入れのための準備金 前事業年度末の承継事業所償却積立金に当事業年度において積み増した額と当事業年度に係る利子を加え、取り崩した額を控除した額 前事業年度末において、流動資産及び固定資産の合計額が、流動負債、支払備金、責任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準備金、繰入準備金及び承継事業所償却積立金の合計額を上回っていた額に当事業年度に

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
	当期剰余金	当期剰余金	え、取り崩した額を控除した額 基準日において、流動資産、固定資産及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、責任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金、承継事業所償却積立金及び別途積立金の合計額を上回る額		当期剰余金	当期剰余金	において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額 基準日において、流動資産、固定資産及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、責任準備金(プラスアルファ部分)、最低責任準備金、最低責任準備金調整額、給付改善準備金、繰入準備金、承継事業所償却積立金及び別途積立金の合計額を上回る額

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧					
貸借対照表				貸借対照表					
(業務経理業務会計) (平成 年 月 日現在)				(業務経理業務会計) (平成 年 月 日現在)					
資産勘定				資産勘定					
大分類	中分類	小分類	摘要	大分類	中分類	小分類	摘要		
科目	科目			科目	科目				
流動資産	現金	現金	基金の業務上保有現金	現金	現金	現金	基金の業務上保有現金		
		預貯金	基金の業務上保有する預貯金			預貯金	基金の業務上保有する預貯金		
	未収事務費掛金	未収事務費掛金	未収事務費掛金	基準日の前日までに納入告知を行った事務費掛金のうち未収となっているもの及び基準日が月末の場合には基準日の属する月の前月分の事務費掛金	未収事務費掛金	未収事務費掛金	未収事務費掛金	基準日の前日までに納入告知を行った事務費掛金のうち未収となっているもの及び基準日が月末の場合には基準日の属する月の前月分の事務費掛金	
			未収金	未収延滞金			納期を過ぎて納入のあった掛金、徴収金について徴収すべき延滞金で未収となっているもの	未収金	未収延滞金
	固定資産	有価証券	電話債券	基金が保有する有価証券	有価証券	電話債券	電話債券	基金が保有する有価証券	
			土地	基金が保有する土地			土地	基金が保有する土地	
		建物及び工作物	建物	建物	基金が保有する事務所、倉庫等の建物、門、塀、上下水道、照明装置等の工作物、樹林等の立木竹	建物	建物	建物	基金が保有する事務所、倉庫等の建物、門、塀、上下水道、照明装置等の工作物、樹林等の立木竹
				工作物	基金が保有する事務所、倉庫等の建物、門、塀、上下水道、照明装置等の工作物、樹林等の立木竹			工作物	基金が保有する事務所、倉庫等の建物、門、塀、上下水道、照明装置等の工作物、樹林等の立木竹
		車両	乗用自動車	乗用自動車	耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の車両	乗用自動車	乗用自動車	乗用自動車	耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の車両
				器具及び備品	電動計算機			耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の器具及び備品	器具及び備品
電話加入権		電話加入権	基金が保有する電話加入権	電話加入権	電話加入権	基金が保有する電話加入権	電話加入権	基金が保有する電話加入権	
権利金敷金		権利金敷金	基金事務所の賃貸借契約に必要とした権利金・保証金、敷金等であって契約の解除等に	権利金敷金	権利金敷金	基金事務所の賃貸借契約に必要とした権利金・保証金、敷金等であって契約の解除等に	権利金敷金	基金事務所の賃貸借契約に必要とした権利金・保証金、敷金等であって契約の解除等に	

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
繰延勘定	前払金	前払賃借料	よって返済されることになっている額 基金事務所の賃借料等で基準日以降の前 払い賃借料	繰延勘定	前払金	前払賃借料	よって返済されることになっている額 基金事務所の賃借料等で基準日以降の前 払い賃借料
基本金	繰越不足金	繰越不足金		基本金	繰越不足金	繰越不足金	
	当期不足金	当期不足金			当期不足金	当期不足金	

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
負債勘定				負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要	大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
流動負債	預り金	所得税預り金	基準日の前日において納期未到来所得税	流動負債	預り金	所得税預り金	基準日の前日において納期未到来所得税
		社会保険料預り金	及び社会保険料等の預り金			社会保険料預り金	及び社会保険料等の預り金
		引当金				引当金	
	引当金	減価償却引当金	建物、工作物、器具及び備品、車両等の減価償却引当金		減価償却引当金	建物、工作物、器具及び備品、車両等の減価償却引当金	
		納税引当金	地方税等の引当金		納税引当金	地方税等の引当金	
		退職手当引当金	役員に対する退職手当の引当金		退職手当引当金	役員に対する退職手当の引当金	
	未払金	未払賃借料			未払賃借料		
		未払借入金利息	借入金に対する利息で未払となっているもの(基準日の前日において支払期の到来していないものを含む。)		未払借入金利息	借入金に対する利息で未払となっているもの(基準日の前日において支払期の到来していないものを含む。)	
		未払業務委託費	業務委託に係る基準日までの期間の業務委託費(信託会社、指定法人及び連合会に係る業務委託費並びに業務委託の保険事務費及び共済事務費)で業務経理から支出するもののうち未払のもの		未払業務委託費	業務委託に係る基準日までの期間の業務委託費(信託会社、指定法人及び連合会に係る業務委託費並びに業務委託の保険事務費及び共済事務費)で業務経理から支出するもののうち未払のもの	
	未払コンサルティング料	未払運用コンサルティング料	基準日までの期間の運用コンサルティング料で業務経理から支出するもののうち未払のもの		未払運用コンサルティング料	基準日までの期間の運用コンサルティング料で業務経理から支出するもののうち未払のもの	
未払年金財政コンサルティング料		基準日までの期間の年金財政コンサルティング料で業務経理から支出するもののうち未払のもの	未払年金財政コンサルティング料	基準日までの期間の年金財政コンサルティング料で業務経理から支出するもののうち未払のもの			
未払指定年金数理人費		基準日までの期間の指定年金数理人費で業務経理から支出するもののうち未払のもの	未払指定年金数理人費	基準日までの期間の指定年金数理人費で業務経理から支出するもののうち未払のもの			
固定負債	短期借入金	短期借入金	短期借入金	短期借入金			
	長期借入金	長期借入金	長期借入金	長期借入金			
	長期借入金	償却年度を次年度以降とした当年度借入金	長期借入金	償却年度を次年度以降とした当年度借入金			

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
基本金	基本金	固定資産見返基本 金		基本金	基本金	固定資産見返基 本金	
	繰越剰余金	繰越剰余金			繰越剰余金	繰越剰余金	
	当期剰余金	当期剰余金			当期剰余金	当期剰余金	

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧				
貸借対照表				貸借対照表				
(業務経理福祉施設会計)				(業務経理福祉施設会計)				
(平成 年 月 日現在)				(平成 年 月 日現在)				
資産勘定				資産勘定				
大分類	中分類	小分類	摘要	大分類	中分類	小分類	摘要	
科目	科目			科目	科目			
流動資産	現金	現金	基金が福祉施設の実施に関し保有する現金	現金	現金	現金	基金が福祉施設の実施に関し保有する現金	
		預貯金	基金が福祉施設の実施に関し保有する預貯金			預貯金	基金が福祉施設の実施に関し保有する預貯金	
	未収福祉施設掛金	未収福祉施設掛金	基準日の前日までに納入告知を行った福祉施設掛金のうち未収となっているもの及び基準日が月末の場合には基準日の属する月の前月分の福祉施設掛金	未収福祉施設掛金	未収福祉施設掛金	未収福祉施設掛金	基準日の前日までに納入告知を行った福祉施設掛金のうち未収となっているもの及び基準日が月末の場合には基準日の属する月の前月分の福祉施設掛金	
		未収金	宿泊料、飲食料等で未収となっているもの			未収金	宿泊料、飲食料等で未収となっているもの	
	有価証券	電話債券	基金が保有する有価証券	有価証券	電話債券	電話債券	基金が保有する有価証券	
		仮払金	旅費、飲食料等の概算払い			仮払金	旅費、飲食料等の概算払い	
	未収貸付金利息	未収貸付金利息	貸付金に対する利息で未収となっているもの(基準日の前日において支払期の到来していないものを含む。)	未収貸付金利息	未収貸付金利息	貸付金に対する利息で未収となっているもの(基準日の前日において支払期の到来していないものを含む。)		
	固定資産	土地	土地	基金が福祉施設に関し保有する土地	土地	土地	土地	基金が福祉施設に関し保有する土地
			建物及び工作物	基金が福祉施設に関し保有する事務所、倉庫等の建物、門、塀、上下水道、照明装置等の工作物、樹林等の立木竹			建物及び工作物	基金が福祉施設に関し保有する事務所、倉庫等の建物、門、塀、上下水道、照明装置等の工作物、樹林等の立木竹
		車両	乗用自動車	耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の車両	車両	乗用自動車	乗用自動車	耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の車両
器具及び備品			耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の器具及び備品	器具及び備品			耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の器具及び備品	
電話加入権				電話加入権				

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧					
繰延勘定 基本金	権利金敷金	電話加入権	基金が福祉施設に関し保有する電話加入権	繰延勘定 基本金	権利金敷金	電話加入権	基金が福祉施設に関し保有する電話加入権		
		権利金敷金	基金が福祉施設の実施に関し賃借契約を必要とした権利金・保証金、敷金等であって契約の解除等によって返済されることになっている額			権利金敷金	権利金敷金	基金が福祉施設の実施に関し賃借契約を必要とした権利金・保証金、敷金等であって契約の解除等によって返済されることになっている額	
		貸付金	貸付金			貸付金	貸付金		
		前払金	前払賃借料		基金が福祉施設の実施に関して要した賃借料等で基準日以降の前払い賃借料		前払金	前払賃借料	基金が福祉施設の実施に関して要した賃借料等で基準日以降の前払い賃借料
		繰越不足金	繰越不足金			繰越不足金	繰越不足金		
	当期不足金	当期不足金		当期不足金	当期不足金				

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新				旧			
負債勘定				負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要	大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
流動負債	預り金	所得税預り金	基準日の前日において納期未到来所得税及び社会保険料等の預り金、契約により得た権利金、敷金、保険金で契約の解除等により返済することとなっている額	流動負債	預り金	所得税預り金	基準日の前日において納期未到来所得税及び社会保険料等の預り金、契約により得た権利金、敷金、保険金で契約の解除等により返済することとなっている額
		社会保険料預り金				社会保険料預り金	
		権利金・敷金				権利金・敷金	
	引当金	減価償却引当金	建物、工作物、器具及び備品、車両等の減価償却引当金		引当金	減価償却引当金	建物、工作物、器具及び備品、車両等の減価償却引当金
		納税引当金	地方税等の引当金			納税引当金	地方税等の引当金
		退職手当引当金	役職員に対する退職手当の引当金			退職手当引当金	役職員に対する退職手当の引当金
	未払金	未払賃借料	借入金に対する利息で未払いとなっているもの(基準日の前日において支払期の到来していないものを含む。)		未払金	未払賃借料	借入金に対する利息で未払いとなっているもの(基準日の前日において支払期の到来していないものを含む。)
		未払材料費				未払材料費	
		未払借入金利息				未払借入金利息	
	前受金	前受金	宿泊料、飲食料等の前受金		前受金	前受金	宿泊料、飲食料等の前受金
固定負債	短期借入金	短期借入金	固定負債	短期借入金	短期借入金		
	長期借入金	長期借入金		長期借入金	長期借入金		
	長期借入金	長期借入金		長期借入金	長期借入金		
基本金	基本金	固定資産見返基本金	福祉施設建設等のための積立金 福祉施設の安定化のための積立金	基本金	固定資産見返基本金		
		施設建設積立金			施設建設積立金		
		福祉施設安定化資金			福祉施設安定化資金		
	繰越剰余金	繰越剰余金		繰越剰余金			
	当期剰余金	当期剰余金			当期剰余金		

新			旧		
別添3 分割に伴って承継する権利義務の限度の説明			別添3 分割に伴って承継する権利義務の限度の説明		
区分	事項	承継する権利義務の限度	区分	事項	承継する権利義務の限度
年金 経 理	1 加入員に関する事項	分割日の前日における分割基金の加入員のうち分割設立基金の加入員となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものを定めること。	年金 経 理	1 加入員に関する事項	分割日の前日における分割基金の加入員のうち分割設立基金の加入員となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものを定めること。
	2 年金たる給付の受給権者(支給中の者)に関する事項	分割日の前日における分割基金の年金たる給付の受給権者のうち分割設立基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものを定めること。		2 年金たる給付の受給権者(支給中の者)に関する事項	分割日の前日における分割基金の年金たる給付の受給権者のうち分割設立基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものを定めること。
	3 前記2以外の年金たる給付の受給権者に関する事項	分割日の前日における分割基金の前記2以外の年金たる給付の受給権者のうち分割設立基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものを定めること。		3 前記2以外の年金たる給付の受給権者に関する事項	分割日の前日における分割基金の前記2以外の年金たる給付の受給権者のうち分割設立基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものを定めること。
	4 中途脱退者に関する事項	分割日前に中途脱退者となっている者のうち、将来、分割設立基金の加入者となった場合、連合会又は他の基金から年金たる給付の支給の義務を移転できる者の範囲を定めること。		4 中途脱退者に関する事項	分割日前に中途脱退者となっている者のうち、将来、分割設立基金の加入者となった場合、連合会又は他の基金から年金たる給付の支給の義務を移転できる者の範囲を定めること。
	5 未収普通掛金等に関する事項	分割日の前日までに納入告知を行った普通掛金等で未収となっているもの及び分割日の属する月の前月分普通掛金等のうち、分割設立基金に属するものに係る権利義務を定めること。		5 未収普通掛金等に関する事項	分割日の前日までに納入告知を行った普通掛金等で未収となっているもの及び分割日の属する月の前月分普通掛金等のうち、分割設立基金に属するものに係る権利義務を定めること。
	6 未收受換金に関する事項	分割日の前日までに連合会に対し交付請求すべき受換金のうち分割設立基金に属する受換金についての権利義務を定めること。		6 未收受換金に関する事項	分割日の前日までに連合会に対し交付請求すべき受換金のうち分割設立基金に属する受換金についての権利義務を定めること。
	7 未収返納金に関する事項	分割日の前日までに未収となっている返納金等のうち分割設立基金が徴収することとなるものに関する権利義務について、その種別及び範囲を定めること。		7 未収返納金に関する事項	分割日の前日までに未収となっている返納金等のうち分割設立基金が徴収することとなるものに関する権利義務について、その種別及び範囲を定めること。

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
区分	事項	承継する権利義務の限度	区分	事項	承継する権利義務の限度
業務 会 計	1 現金、預貯金、有価証券に関する事項	分割日の前日における分割基金の業務上保有する現金等のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものに係る権利義務について、その算出方法及び額を定めること。	業務 会 計	1 現金、預貯金、有価証券に関する事項	分割日の前日における分割基金の業務上保有する現金等のうち分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものに係る権利義務について、その算出方法及び額を定めること。
	2 土地、建物及び工作物等に関する事項	分割基金が保有する土地等のうち現物を資産評価し現金に換価して分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものに係る権利義務について、その種類と算出方法及び額を定めること。 なお、現物で引き継ぐものに係る権利義務については、その種類及び資産評価額等を定めること。		2 土地、建物及び工作物等に関する事項	分割基金が保有する土地等のうち現物を資産評価し現金に換価して分割基金から分割設立基金へ引き継ぐものに係る権利義務について、その種類と算出方法及び額を定めること。 なお、現物で引き継ぐものに係る権利義務については、その種類及び資産評価額等を定めること。
	3 未収事務費掛金等に関する事項	分割日の前日までに未収となっている事務費掛金等のうち分割設立基金がその一部を引き継ぐ場合は、当該未収事務費掛金等に係る権利義務について、その種類と範囲及び額等を定めること。		3 未収事務費掛金等に関する事項	分割日の前日までに未収となっている事務費掛金等のうち分割設立基金がその一部を引き継ぐ場合は、当該未収事務費掛金等に係る権利義務について、その種類と範囲及び額等を定めること。
	業務 経 理	1 現金、預貯金、有価証券に関する事項		前記業務会計と同様	業務 経 理
福祉 施 設 会 計	2 土地、建物及び工作物等に関する事項	同上	2 土地、建物及び工作物等に関する事項	同上	
	3 未収福祉施設掛金等に関する事項	分割日の前日までに未収となっている福祉施設掛金のうち分割設立基金がその一部を引き継ぐ場合は、当該未収福祉施設掛金に係る権利義務について、その範囲及び額等を定めること。	3 未収福祉施設掛金等に関する事項	分割日の前日までに未収となっている福祉施設掛金のうち分割設立基金がその一部を引き継ぐ場合は、当該未収福祉施設掛金に係る権利義務について、その範囲及び額等を定めること。	
	4 福祉施設の利用等に関する事項	分割日以降において、分割設立基金の加入員及び年金たる給付の受給権者等が存続基金の福祉施設を利用することができることとする場合には、当該福祉施設についての権利義務を定めること。	4 福祉施設の利用等に関する事項	分割日以降において、分割設立基金の加入員及び年金たる給付の受給権者等が存続基金の福祉施設を利用することができることとする場合には、当該福祉施設についての権利義務を定めること。	

新			旧		
別添3の2 基金間の権利義務の移転承継に伴って承継する権利義務の限度の説明			別添3の2 基金間の権利義務の移転承継に伴って承継する権利義務の限度の説明		
区分	事項	承継する権利義務の限度	区分	事項	承継する権利義務の限度
年金 経 理	1 加入員に関する事項	移転承継日の前日における移転基金の加入員のうち承継基金の加入員となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転基金から承継基金へ引き継ぐものを定めること。	年金 経 理	1 加入員に関する事項	移転承継日の前日における移転基金の加入員のうち承継基金の加入員となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転基金から承継基金へ引き継ぐものを定めること。
	2 年金たる給付の受給権者(支給中の者)に関する事項	移転承継日の前日における移転基金の年金たる給付の受給権者のうち承継基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転基金から承継基金へ引き継ぐものを定めること。		2 年金たる給付の受給権者(支給中の者)に関する事項	移転承継日の前日における移転基金の年金たる給付の受給権者のうち承継基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転基金から承継基金へ引き継ぐものを定めること。
	3 前記2以外の年金たる給付の受給権者に関する事項	移転承継日の前日における移転基金の前記2以外の年金たる給付の受給権者のうち承継基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転基金から承継基金へ引き継ぐものを定めること。		3 前記2以外の年金たる給付の受給権者に関する事項	移転承継日の前日における移転基金の前記2以外の年金たる給付の受給権者のうち承継基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転基金から承継基金へ引き継ぐものを定めること。
	4 中途脱退者に関する事項	移転承継日前に中途脱退者となっている者のうち、将来、承継基金の加入者となった場合、連合会又は他の基金から年金たる給付の支給の義務を移転できる者の範囲を定めること。		4 中途脱退者に関する事項	移転承継日前に中途脱退者となっている者のうち、将来、承継基金の加入者となった場合、連合会又は他の基金から年金たる給付の支給の義務を移転できる者の範囲を定めること。
	5 未収普通掛金等に関する事項	移転承継日の前日までに納入告知を行った普通掛金等で未収となっているもの及び移転承継日の属する月の前月分普通掛金等のうち、承継基金に属するものに係る権利義務を定めること。		5 未収普通掛金等に関する事項	移転承継日の前日までに納入告知を行った普通掛金等で未収となっているもの及び移転承継日の属する月の前月分普通掛金等のうち、承継基金に属するものに係る権利義務を定めること。
	6 未收受換金に関する事項	移転承継日の前日までに連合会に対し交付請求すべき受換金のうち承継基金に属する受換金についての権利義務を定めること。		6 未收受換金に関する事項	移転承継日の前日までに連合会に対し交付請求すべき受換金のうち承継基金に属する受換金についての権利義務を定めること。
	7 未収返納金に関する事項	移転承継日の前日までに未収となっている返納金等のうち、承継基金が徴収することとなるものに係る権利義務について、その種別及び範囲を定めること。		7 未収返納金に関する事項	移転承継日の前日までに未収となっている返納金等のうち、承継基金が徴収することとなるものに係る権利義務について、その種別及び範囲を定めること。

新			旧		
別添3の3 確定給付企業年金又は適格退職年金からの権利義務の承継に伴って承継する権利義務の限度の説明			別添3の3 確定給付企業年金又は適格退職年金からの権利義務の承継に伴って承継する権利義務の限度の説明		
区分	事項	承継する権利義務の限度	区分	事項	承継する権利義務の限度
年金経理	1 加入者に関する事項	移転承継日の前日における移転制度の加入者のうち承継基金の加入員となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転制度から承継基金に引き継ぐものを定めること。ただし、適格退職年金の権利義務を承継する場合にあっては、権利義務の全部を引き継ぐものとなっていること。	年金経理	1 加入者に関する事項	移転承継日の前日における移転制度の加入者のうち承継基金の加入員となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転制度から承継基金に引き継ぐものを定めること。ただし、適格退職年金の権利義務を承継する場合にあっては、権利義務の全部を引き継ぐものとなっていること。
	2 年金たる給付の受給権者(支給中の者)に関する事項	移転承継日の前日における移転制度の年金たる給付の受給権者のうち承継する基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転制度から承継基金へ引き継ぐものを定めること。ただし、適格退職年金の権利義務を承継する場合にあっては、権利義務の全部を引き継ぐものとなっていること。		2 年金たる給付の受給権者(支給中の者)に関する事項	移転承継日の前日における移転制度の年金たる給付の受給権者のうち承継する基金の年金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転制度から承継基金へ引き継ぐものを定めること。ただし、適格退職年金の権利義務を承継する場合にあっては、権利義務の全部を引き継ぐものとなっていること。
	3 前記2以外の年金たる給付の受給権者に関する事項	移転承継日の前日における移転制度の前記2以外の受給権者のうち承継する基金の年金たる給付又は一時金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転制度から承継基金へ引き継ぐものを定めること。ただし、適格退職年金の権利義務を承継する場合にあっては、権利義務の全部を引き継ぐものとなっていること。		3 前記2以外の年金たる給付の受給権者に関する事項	移転承継日の前日における移転制度の前記2以外の受給権者のうち承継する基金の年金たる給付又は一時金たる給付の受給権者となる者の範囲及びその者に係る権利義務のうち移転制度から承継基金へ引き継ぐものを定めること。ただし、適格退職年金の権利義務を承継する場合にあっては、権利義務の全部を引き継ぐものとなっていること。
	4 未収掛金等に関する事項	移転承継日の前日までの掛金等で未収となっているもののうち承継基金に属するものに係る権利義務を定めること。		4 未収掛金等に関する事項	移転承継日の前日までの掛金等で未収となっているもののうち承継基金に属するものに係る権利義務を定めること。

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新			旧		
別添4 予算作成書類一覧			別添4 予算作成書類一覧		
様式番号	添付書類	対象基金	様式番号	添付書類	対象基金
1	予算総則	全基金	1	予算総則	全基金
2	予定損益計算書	全基金	2	予定損益計算書	全基金
3	予定貸借対照表	全基金	3	予定貸借対照表	全基金
二	事業計画書	全基金	4	事業計画書	合併、分割等により 設立される基金
一	代議員会の会議録 (謄本又は抄本)	全基金	一	代議員会の会議録 (謄本又は抄本)	全基金
一	繰入れ計画書	年金経理から業務 経理へ繰入れを行 う基金	一	繰入れ計画書	年金経理から業務 経理へ繰入れを行 う基金
一	年金数理に関する確認書 (所見を含む)	年金経理から業務 経理へ繰入れを行 う基金	一	年金数理に関する確認書 (所見を含む)	年金経理から業務 経理へ繰入れを行 う基金
一	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	年金経理から業務 経理へ繰入れを行 う基金	一	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	年金経理から業務 経理へ繰入れを行 う基金

新	旧																																																																																																																																										
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">予算総則</p> <p>平成 年度収入支出予算の各経理における収入及び支出の総額並びに各会計における事務費の支出額、繰入金及び借入金の限度額を次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">事項</th> <th style="width:35%;">平成 年度推計額</th> <th style="width:35%;">平成 年度決算見込額又は推計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 収入及び支出額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(1) 年金経理</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 業務経理</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> ア 業務会計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 収入</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> イ 福祉施設会計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 収入</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 限度額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(1) 業務会計(事務費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉施設会計(事務費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 繰入金</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 年金経理から業務会計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 年金経理から福祉施設会計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 業務会計から福祉施設会計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 借入金</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 業務会計(短期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設会計</td> <td style="text-align: center;">短期</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">長期</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意) 1 業務経理の平成 年度予算の収入財源に繰越剰余金及び前年度剰余金見込額を充てる場合は、この充当額を()内に記入し、平成 年度収入財源とは別に計上すること。</p> <p>2 平成 年度決算見込額又は推計額の記入は、収入及び支出額には決算見込額を、限度額には認可を受けた予算額を記入すること。</p>	事項	平成 年度推計額	平成 年度決算見込額又は推計額	1. 収入及び支出額	—	—	(1) 年金経理	—	—	収入			支出			(2) 業務経理	—	—	ア 業務会計	—	—	収入	()		支出			イ 福祉施設会計	—	—	収入	()		支出			2. 限度額	—	—	(1) 業務会計(事務費)			(2) 福祉施設会計(事務費)			(3) 繰入金	—	—	年金経理から業務会計			年金経理から福祉施設会計			業務会計から福祉施設会計			(4) 借入金	—	—	業務会計(短期)			福祉施設会計	短期			長期		<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">予算総則</p> <p>平成 年度収入支出予算の各経理における収入及び支出の総額並びに各会計における事務費の支出額、繰入金及び借入金の限度額を次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">事項</th> <th style="width:35%;">平成 年度推計額</th> <th style="width:35%;">平成 年度決算見込額又は推計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 収入及び支出額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(1) 年金経理</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 業務経理</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> ア 業務会計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 収入</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> イ 福祉施設会計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 収入</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 限度額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(1) 業務会計(事務費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉施設会計(事務費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 繰入金</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 年金経理から業務会計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 年金経理から福祉施設会計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 業務会計から福祉施設会計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 借入金</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 業務会計(短期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設会計</td> <td style="text-align: center;">短期</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">長期</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意) 1 業務経理の平成 年度予算の収入財源に繰越剰余金及び前年度剰余金見込額を充てる場合は、この充当額を()内に記入し、平成 年度収入財源とは別に計上すること。</p> <p>2 平成 年度決算見込額又は推計額の記入は、収入及び支出額には決算見込額を、限度額には認可を受けた予算額を記入すること。</p>	事項	平成 年度推計額	平成 年度決算見込額又は推計額	1. 収入及び支出額	—	—	(1) 年金経理	—	—	収入			支出			(2) 業務経理	—	—	ア 業務会計	—	—	収入	()		支出			イ 福祉施設会計	—	—	収入	()		支出			2. 限度額	—	—	(1) 業務会計(事務費)			(2) 福祉施設会計(事務費)			(3) 繰入金	—	—	年金経理から業務会計			年金経理から福祉施設会計			業務会計から福祉施設会計			(4) 借入金	—	—	業務会計(短期)			福祉施設会計	短期			長期	
事項	平成 年度推計額	平成 年度決算見込額又は推計額																																																																																																																																									
1. 収入及び支出額	—	—																																																																																																																																									
(1) 年金経理	—	—																																																																																																																																									
収入																																																																																																																																											
支出																																																																																																																																											
(2) 業務経理	—	—																																																																																																																																									
ア 業務会計	—	—																																																																																																																																									
収入	()																																																																																																																																										
支出																																																																																																																																											
イ 福祉施設会計	—	—																																																																																																																																									
収入	()																																																																																																																																										
支出																																																																																																																																											
2. 限度額	—	—																																																																																																																																									
(1) 業務会計(事務費)																																																																																																																																											
(2) 福祉施設会計(事務費)																																																																																																																																											
(3) 繰入金	—	—																																																																																																																																									
年金経理から業務会計																																																																																																																																											
年金経理から福祉施設会計																																																																																																																																											
業務会計から福祉施設会計																																																																																																																																											
(4) 借入金	—	—																																																																																																																																									
業務会計(短期)																																																																																																																																											
福祉施設会計	短期																																																																																																																																										
	長期																																																																																																																																										
事項	平成 年度推計額	平成 年度決算見込額又は推計額																																																																																																																																									
1. 収入及び支出額	—	—																																																																																																																																									
(1) 年金経理	—	—																																																																																																																																									
収入																																																																																																																																											
支出																																																																																																																																											
(2) 業務経理	—	—																																																																																																																																									
ア 業務会計	—	—																																																																																																																																									
収入	()																																																																																																																																										
支出																																																																																																																																											
イ 福祉施設会計	—	—																																																																																																																																									
収入	()																																																																																																																																										
支出																																																																																																																																											
2. 限度額	—	—																																																																																																																																									
(1) 業務会計(事務費)																																																																																																																																											
(2) 福祉施設会計(事務費)																																																																																																																																											
(3) 繰入金	—	—																																																																																																																																									
年金経理から業務会計																																																																																																																																											
年金経理から福祉施設会計																																																																																																																																											
業務会計から福祉施設会計																																																																																																																																											
(4) 借入金	—	—																																																																																																																																									
業務会計(短期)																																																																																																																																											
福祉施設会計	短期																																																																																																																																										
	長期																																																																																																																																										

新						
様式第2号						
予定損益計算書 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)						
(経理)			(単位：千円)			
費用勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						
(単位：千円)						
収益勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						

旧						
様式第2号						
予定損益計算書 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)						
(経理)			(単位：千円)			
費用勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						
(単位：千円)						
収益勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						

新						
様式第3号						
予定貸借対照表 (平成 年 月 日現在)						
(経理) (単位：千円)						
資産勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						
(単位：千円)						
負債勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						

旧						
様式第3号						
予定貸借対照表 (平成 年 月 日現在)						
(経理) (単位：千円)						
資産勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						
(単位：千円)						
負債勘定						
科目		平成	年度	平成	年度	平成 年度 決 算 額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減	決 算 見込額	対前年度 増△減	
計						

新	旧																																																																							
<p>(削除)</p>	<p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">平成 年度事業計画書</p> <p>① 加入員に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">基本部分</th> <th colspan="3">加算部分</th> </tr> <tr> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>坑内員</th> <th>計</th> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 年度 平均加入員数</td> <td>()人</td> <td>()人</td> <td>()人</td> <td>()人</td> <td>()人</td> <td>()人</td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()内には、育児休業により掛金が免除されている者を再掲すること。</p> <p>② 給与に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">基本部分</th> <th colspan="3">加算部分</th> </tr> <tr> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>坑内員</th> <th>平均</th> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 年度 平均給与月額</td> <td>()円</td> <td>()円</td> <td>()円</td> <td>()円</td> <td>()円</td> <td>()円</td> <td>()円</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()内には、育児休業により掛金が免除されている者のみの平均を記入すること。</p> <p>③ 設立事業所に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>企業数</th> <th>設立事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 年度末</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本部分				加算部分			男子	女子	坑内員	計	男子	女子	計	平成 年度 平均加入員数	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	摘 要								区分	基本部分				加算部分			男子	女子	坑内員	平均	男子	女子	平均	平成 年度 平均給与月額	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	摘 要								区 分	企業数	設立事業所	平成 年度末			摘 要		
区分	基本部分				加算部分																																																																			
	男子	女子	坑内員	計	男子	女子	計																																																																	
平成 年度 平均加入員数	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人																																																																	
摘 要																																																																								
区分	基本部分				加算部分																																																																			
	男子	女子	坑内員	平均	男子	女子	平均																																																																	
平成 年度 平均給与月額	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円																																																																	
摘 要																																																																								
区 分	企業数	設立事業所																																																																						
平成 年度末																																																																								
摘 要																																																																								

新	旧																																																																																	
	<p>④ 老齢年金給付に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">件数</th> <th style="text-align: center;">年金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成 年度末受給 権者数</td> <td style="text-align: center;">ア 総数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ アのうち支給停止数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 支給数(ア-イ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成 年度 年度 中増 加減 少受 給権 者数</td> <td style="text-align: center;">エ 新規裁定者数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オ エのうち支給停止数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カ イのうち支給開始数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">キ ウのうち失権数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ク 支給数(エ-オ+カ-キ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケ 総数(ア+エ-キ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">年度 末受 給権 者数</td> <td style="text-align: center;">コ 支給停止数(イ+オ-カ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ 支給数(ケ-コ)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 脱退一時金・選択一時金に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">件数</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">脱退一時金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選択一時金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 障害給付金・遺族給付金に関する事項</p> <p>(年金たる給付)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">件数</th> <th style="text-align: center;">年金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 年度末受給権者数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成 年度</td> <td style="text-align: center;">年度中増 加減少受 給権者数</td> <td style="text-align: center;">新規裁定者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">失 権 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年度末受給権者数</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(一時金たる給付)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">件数</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 障害給付金、遺族給付金ごとに記載すること。</p>	区分		件数	年金額	摘要	平成 年度末受給 権者数	ア 総数		千円		イ アのうち支給停止数			ウ 支給数(ア-イ)			平成 年度 年度 中増 加減 少受 給権 者数	エ 新規裁定者数			オ エのうち支給停止数			カ イのうち支給開始数			キ ウのうち失権数			ク 支給数(エ-オ+カ-キ)			ケ 総数(ア+エ-キ)			年度 末受 給権 者数	コ 支給停止数(イ+オ-カ)			サ 支給数(ケ-コ)			区分	件数	金額	摘要	脱退一時金		千円		選択一時金				区分		件数	年金額	摘要	平成 年度末受給権者数			千円		平成 年度	年度中増 加減少受 給権者数	新規裁定者			失 権 者		年度末受給権者数				件数	金額	摘要		千円	
区分		件数	年金額	摘要																																																																														
平成 年度末受給 権者数	ア 総数		千円																																																																															
	イ アのうち支給停止数																																																																																	
	ウ 支給数(ア-イ)																																																																																	
平成 年度 年度 中増 加減 少受 給権 者数	エ 新規裁定者数																																																																																	
	オ エのうち支給停止数																																																																																	
	カ イのうち支給開始数																																																																																	
	キ ウのうち失権数																																																																																	
	ク 支給数(エ-オ+カ-キ)																																																																																	
	ケ 総数(ア+エ-キ)																																																																																	
年度 末受 給権 者数	コ 支給停止数(イ+オ-カ)																																																																																	
	サ 支給数(ケ-コ)																																																																																	
	区分	件数	金額	摘要																																																																														
脱退一時金		千円																																																																																
選択一時金																																																																																		
区分		件数	年金額	摘要																																																																														
平成 年度末受給権者数			千円																																																																															
平成 年度	年度中増 加減少受 給権者数	新規裁定者																																																																																
		失 権 者																																																																																
	年度末受給権者数																																																																																	
件数	金額	摘要																																																																																
	千円																																																																																	

新	旧																		
	<p>⑦ 中途脱退者及び再取得加入者等に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区分</th> <th style="width:15%;">件数</th> <th style="width:30%;">現価相当額</th> <th style="width:35%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中途脱退者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再取得加入者等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 中途脱退者は、連合会又は他の基金へ年金たる給付の支給の権利義務を移転した者に限る。 2. 再取得加入者等とは、連合会又は他の基金から年金たる給付の支給の権利を承継した者である。</p> <p>⑧ 運用積立金の管理に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区分</th> <th style="width:35%;">平成 年度末</th> <th style="width:35%;">平成 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用積立金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨ 事務組織に関する事項</p> <p>(1) 事務組織</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%; margin-bottom: 10px;"></div> <p>(2) 業務委託</p> <p style="margin-left: 40px;">業務委託の形態 _____ 型</p> <p style="margin-left: 40px;">幹事会社名</p> <p style="margin-left: 80px;">他信託銀行 _____ 社</p> <p style="margin-left: 80px;">生命保険会社 _____ 社</p> <p style="margin-left: 80px;">農業協同組合連合会 _____ 社</p> <p style="margin-left: 40px;">指定法人名</p> <p>⑩ 事業運営に関する事項</p> <p>(1) 事業運営の重点事項</p> <p>(2) 代議員会の開催</p> <p style="margin-left: 100px;">_____ 回(実施予定月 _____)</p> <p>(3) 理事会の開催</p>	区分	件数	現価相当額	摘要	中途脱退者		千円		再取得加入者等				区分	平成 年度末	平成 年度末	運用積立金		
区分	件数	現価相当額	摘要																
中途脱退者		千円																	
再取得加入者等																			
区分	平成 年度末	平成 年度末																	
運用積立金																			

新	旧																				
	<p>回(実施予定月)</p> <p>(4) 加入員に対する説明会</p> <p>回(実施予定月 場所)</p> <p>(5) 広報活動の実施</p> <p>(6) 職員、担当者の研修会の実施</p> <p>(7) 事務処理の合理化対策</p>																				
	<p>⑪ 福祉施設に関する事項</p> <p>(1) 会館、保養所等の設置・運営</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:20%;">種目</th> <th style="width:15%;">実施時期</th> <th style="width:30%;">事業概要</th> <th style="width:25%;">所要経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の福祉施設の実施</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:20%;">種目</th> <th style="width:15%;">実施時期</th> <th style="width:30%;">事業概要</th> <th style="width:25%;">所要経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	種目	実施時期	事業概要	所要経費						区分	種目	実施時期	事業概要	所要経費					
区分	種目	実施時期	事業概要	所要経費																	
区分	種目	実施時期	事業概要	所要経費																	
	<p>⑫ その他</p> <p>特記事項</p> <p>(注)自家運用を予定している場合には、実施予定月等必要事項を記載すること。</p>																				

新				旧			
別添5 様式第1号 予算総則 (単位：千円)				別添5 様式第1号 予算総則 (単位：千円)			
	平成	年度	推計額		平成	年度	推計額
事項	変更後(1)	変更後(2)	差引増減(△)額 (1) - (2)	事項	変更後(1)	変更後(2)	差引増減(△)額 (1) - (2)

新

様式第2号

予定損益計算書

(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

(経理) (単位: 千円)

費用勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後	変更前	差引増減 (△) 額	
		(1)	(2)	(1) - (2)	

(単位: 千円)

収益勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後	変更前	差引増減 (△) 額	
		(1)	(2)	(1) - (2)	

旧

様式第2号

予定損益計算書

(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

(経理) (単位: 千円)

費用勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後	変更前	差引増減 (△) 額	
		(1)	(2)	(1) - (2)	

(単位: 千円)

収益勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後	変更前	差引増減 (△) 額	
		(1)	(2)	(1) - (2)	

新					
様式第3号					
予定貸借対照表 (平成 年 月 日現在)					
(経理)			(単位：千円)		
資産勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後 (1)	変更前 (2)	差引増減 (△) 額 (1) - (2)	
(単位：千円)					
負債勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後 (1)	変更前 (2)	差引増減 (△) 額 (1) - (2)	

旧					
様式第3号					
予定貸借対照表 (平成 年 月 日現在)					
(経理)			(単位：千円)		
資産勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後 (1)	変更前 (2)	差引増減 (△) 額 (1) - (2)	
(単位：千円)					
負債勘定					
科目		平成 年度 推計額			前年度決算額 又は 決算見込額
大分類	中分類	変更後 (1)	変更前 (2)	差引増減 (△) 額 (1) - (2)	

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新		旧											
別添6		別添6											
平成 年 月 日		平成 年 月 日											
基金番号		基金番号											
地方厚生(支)局長 殿		厚生労働大臣 殿											
厚生年金基金		厚生年金基金											
理事長 印		理事長 印											
厚生年金基金業務委託(変更)届		厚生年金基金業務委託(変更)届											
次に掲げる業務の委託(変更)について届け出ます。		次に掲げる業務の委託(変更)について届け出ます。											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">委託(変更)した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、<u>企業年金連合会</u>又は指定法人の名称及び住所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">委託(変更)した業務の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td></td> </tr> </table>	委託(変更)した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、 <u>企業年金連合会</u> 又は指定法人の名称及び住所		委託(変更)した業務の内容		備 考		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">委託(変更)した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、<u>厚生年金基金連合会</u>又は指定法人の名称及び住所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">委託(変更)した業務の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td></td> </tr> </table>	委託(変更)した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、 <u>厚生年金基金連合会</u> 又は指定法人の名称及び住所		委託(変更)した業務の内容		備 考	
委託(変更)した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、 <u>企業年金連合会</u> 又は指定法人の名称及び住所													
委託(変更)した業務の内容													
備 考													
委託(変更)した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、 <u>厚生年金基金連合会</u> 又は指定法人の名称及び住所													
委託(変更)した業務の内容													
備 考													
(注) この届書には、業務委託契約書の写しを添付すること。		(注) この届書には、業務委託契約書の写しを添付すること。											

(別添3)「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」(様式)の新旧対照表

新		旧	
別添7 電子計算機組織に係る概要		別添7 電子計算機組織に係る概要	
1 電子計算機組織の所有者(賃貸借契約の場合はその契約者)の氏名及び企業等における役職名(賃貸借契約の場合は契約書の写しを添付すること。)	所有者 _____ 役職名 _____	1 電子計算機組織の所有者(賃貸借契約の場合はその契約者)の氏名及び企業等における役職名(賃貸借契約の場合は契約書の写しを添付すること。)	所有者 _____ 役職名 _____
2 電子計算機組織の所有者又は賃貸借契約者と厚生年金基金理事長との関係		2 電子計算機組織の所有者又は賃貸借契約者と厚生年金基金理事長との関係	
3 電子計算機組織(本体)の設置場所及び設置年月日	設置場所 _____ 設置年月日 _____	3 電子計算機組織(本体)の設置場所及び設置年月日	設置場所 _____ 設置年月日 _____
4 電子計算機組織の機種		4 電子計算機組織の機種	
5 電子計算機組織による業務処理内容及び月間平均稼働時間数 例:人事、給与、在庫管理、基金業務等	_____ 業務 _____ 時間 _____ 業務 _____ 時間 _____ 業務 _____ 時間 _____ 業務 _____ 時間	5 電子計算機組織による業務処理内容及び月間平均稼働時間数 例:人事、給与、在庫管理、基金業務等	_____ 業務 _____ 時間 _____ 業務 _____ 時間 _____ 業務 _____ 時間 _____ 業務 _____ 時間
6 電子計算機組織による厚生年金基金業務の運営状況等 (1) 届書と同時に原始データが提出されるときは、原始データの作成者及びその媒体 (磁気テープ、パンチカード等) (2) 加入員記録更新処理等における事故データの整理体制 (3) 業務処理要員	作成者 _____ 媒体 _____ _____ 人	6 電子計算機組織による厚生年金基金業務の運営状況等 (1) 届書と同時に原始データが提出されるときは、原始データの作成者及びその媒体 (磁気テープ、パンチカード等) (2) 加入員記録更新処理等における事故データの整理体制 (3) 業務処理要員	作成者 _____ 媒体 _____ _____ 人

(別添4)「厚生年金基金が支給する年金の支給停止を行う場合等の厚生年金保険の
年金額等の確認方法について」の新旧対照表

新	旧
<p>厚生年金基金が支給する年金の支給停止を行う場合等の厚生年金保険の年金額等の確認方法について</p> <p>(厚生省年金局企業年金国民年金基金課長から都道府県民生主管部(局)長あて通知)</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九五号)、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第一八号)及び確定給付企業年金法(平成十三年法律第五〇号)により、在職老齢厚生年金制度の仕組み及び解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例が規定されているところである。</p> <p>この改正に伴い、厚生年金基金(以下「基金」という。)が支給する老齢年金給付については、在職老齢年金の支給停止を行う基金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一一五号。以下「法」という。)附則第三十二条第一項の認可を受けた基金並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法(平成二十六年厚生労働省告示第九五号。以下「平成二十六年責任準備金告示」という。)第一項第七号の方法により代行給付費を算定する場合、老齢厚生年金の支給停止に関する情報が必要となる場合があることから、<u>日本年金機構</u>(以下「<u>機構</u>」という。)で管理する支給停止に必要な情報を<u>企業年金連合会</u>(以下「<u>連合会</u>」という。)を経由してこれらの基金へ提供することとしたので、貴管下の各基金に対して周知徹底されたい。</p> <p>一 情報提供を受ける基金 (1) 支給停止に関する情報提供を受ける</p>	<p>厚生年金基金が支給する年金の支給停止を行う場合等の厚生年金保険の年金額等の確認方法について</p> <p>(厚生省年金局企業年金国民年金基金課長から都道府県民生主管部(局)長あて通知)</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九五号)、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第一八号)及び確定給付企業年金法(平成十三年法律第五〇号)により、在職老齢厚生年金制度の仕組み及び解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例が規定されているところである。</p> <p>この改正に伴い、厚生年金基金(以下「基金」という。)が支給する老齢年金給付については、在職老齢年金の支給停止を行う基金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一一五号。以下「法」という。)附則<u>第三十条</u>第一項の認可を受けた基金の場合、老齢厚生年金の支給停止に関する情報が必要となる場合があることから、<u>社会保険業務センター</u>(以下「<u>業務センター</u>」という。)で管理する支給停止に必要な情報を厚生年金基金連合会(以下「<u>連合会</u>」という。)を経由して在職老齢年金の、支給停止を行う基金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一一五号。以下「法」という。)、附則<u>第三十条</u>第一項の認可を受けた基金へ提供することとしたので、貴管下の各基金に対して周知徹底されたい。</p> <p>一 情報提供を受ける基金 (1) 支給停止に関する情報提供を受ける</p>

基金

ア 支給停止に関する情報提供を受ける基金は、基金規約に機構からの情報提供を必要とする支給停止の規定を設けている基金又は法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金であること。

イ 支給停止に関する情報提供を受ける基金は、事前に様式第1号の依頼書に基金規約変更認可書又は法附則第三十二条第一項の認可書の写を添えて連合会へ登録すること。

ウ 老齢厚生年金の支給停止に関する情報は、厚生年金基金受給者に対する厚生年金保険の支給停止対象者等に関する照会依頼について（様式第2号。以下「照会依頼書」という。）に年金受給者登録票（様式第3号。以下「登録票」という。）を添え、連合会を經由して機構に対し照会すること。

エ 提供されたデータは、規約に基づく給付の支給を行うことのみを使用することとし、第三者へ譲渡し、転貸し、又は閲覧させないこと。

(2) 死亡に関する情報提供を受ける基金

ア 老齢厚生年金等の死亡に関する情報は、照会依頼書に登録票を添え、連合会を經由して機構に対し照会すること。

イ 提供されたデータは、死亡の調査を行うことのみを使用することとし、第三者へ譲渡し、転貸し、又は閲覧させないこと。

(3) 解散計画又は代行返上計画の作成等にあたり平成二十六年責任準備金告示第一項第七号の方法により代行給付費を算定するための情報提供を受

基金

ア 支給停止に関する情報提供を受ける基金は、基金規約に業務センターからの情報提供を必要とする支給停止の規定を設けている基金又は法附則第三十条第一項の認可を受けた基金であること。

イ 支給停止に関する情報提供を受ける基金は、事前に様式第1号の依頼書に基金規約変更認可書又は法附則第三十条第一項の認可書の写を添えて連合会へ登録すること。

ウ 老齢厚生年金の支給停止に関する情報は、厚生年金基金受給者に対する厚生年金保険の支給停止対象者等に関する照会依頼について（様式第2号。以下「照会依頼書」という。）に年金受給者登録票（様式第3号。以下「登録票」という。）を添え、連合会を經由して業務センターに対し照会すること。

エ 提供されたデータは、規約に基づく給付の支給を行うことのみを使用することとし、第三者へ譲渡し、転貸し、又は閲覧させないこと。

(2) 死亡に関する情報提供を受ける基金

ア 老齢厚生年金等の死亡に関する情報は、照会依頼書に登録票を添え、連合会を經由して業務センターに対し照会すること。

イ 提供されたデータは、死亡の調査を行うことのみを使用することとし、第三者へ譲渡し、転貸し、又は閲覧させないこと。

ける基金

ア 解散計画又は代行返上計画の作成等にあたり、平成二十六年責任準備金告示第一項第七号の方法により代行給付費を算定するための情報提供を受ける基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二〇号）第四十三条第一項に規定する解散計画又は第四十五条第一項に規定する代行返上計画の作成等にあたり、責任準備金相当額の算出において平成二十六年責任準備金告示第一項第七号の方法により代行給付費を算定する基金であること。

イ 上記アに該当する基金は、様式第4号の依頼書に、代行給付費を算出する旨を示した書類及び照会する者を収録したCD-Rを添えて、連合会を経由して機構へ照会すること。

ウ 代行給付費を算出するための情報（老齢厚生年金の支給停止に関する情報、支給繰上げに関する情報、支給繰下げに関する情報及び裁定に関する情報をいう。）は、CD-R又はDVD-Rにより提供されるものであること。

エ 提供されたデータは、責任準備金相当額の算出のみに使用することとし、第三者へ譲渡し、転貸し、又は閲覧させないこと。

二 情報提供の照会方法

(1) 登録票の作成は、次により行うこと。

ア 「基金番号」欄には、基金設立認可の際に通知された基金番号（基金

二 情報提供の照会方法

(1) 照会票の作成は、次により行うこと。

ア 「基金番号」欄には、基金設立認可の際に通知された基金番号（基金

番号が四桁に満たない場合は、0を補う。)を記入すること(例、「東基第98号」の場合は「0098」とする。)

イ 「基礎年金番号」欄には基礎年金番号を記入すること。

ウ 「照会区分」欄には、基金規約で、基金の加入員を支給停止対象者とする基金又は法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金で、支給停止情報が必要な者は「1」を記入し、それ以外の者は「スペース」と記入すること。

エ 「生年月日」欄には、明治は「1」、大正「3」、昭和「5」、平成「7」と記入すること。また、「年」、「月」、「日」の数字が二桁に満たない場合は、上位に「0」を補ってそれぞれ二桁にして記入すること。

オ 「氏名」欄には、漢字又はカナ文字により記入すること。

(2) 様式第4号の依頼書に添えるCD-Rの作成は、次により行うこと。

照会する者の基金番号、基礎年金番号、照会区分、生年月日、氏名を別途連合会が指定する方法により収録すること。

(3) 機構からの回答は、連合会を經由して行われるものであること。

番号が四桁に満たない場合は、0を補う。)を記入すること(例、「東基第98号」の場合は「0098」とする。)

イ 「基礎年金番号」欄には基礎年金番号を記入すること。

ウ 「照会区分」欄には、基金規約で、基金の加入員を支給停止対象者とする基金又は法附則第三十条第一項の認可を受けた基金で、支給停止情報が必要な者は「1」を記入し、それ以外の者は「スペース」と記入すること。

エ 「生年月日」欄には、明治は「1」、大正「3」、昭和「5」、平成「7」と記入すること。また、「年」、「月」、「日」の数字が二桁に満たない場合は、上位に「0」を補ってそれぞれ二桁にして記入すること。

オ 「氏名」欄には、漢字又はかな文字により記入すること。

(2) 業務センターからの回答は、連合会を經由して行われるものであること。

様式第1号

平成 年 月 日

企業年金連合会殿

厚生年金基金
理事長 印

情報提供に係る依頼書

老齢厚生年金等の支給停止情報提供の登録及び中止について、規約変更（又は法附則第32条第1項）の認可書の写しを添えて依頼します。

なお、提供されたデータは、当基金が責任をもって管理し、規約に基づく給付の支給を行うことについてのみ使用し、第三者への譲渡、転貸又は閲覧は致しません。また、保存期間を経過したときは、速やかに焼却その他確実な措置により廃棄致します。

届出理由	在職老齢年金に関する	1. 登録	2. 中止
	雇用保険法等による給付との調整に関する	1. 登録	2. 中止
	法附則第三十二条第一項の認可に関する	1. 登録	2. 中止
基金名	基第 号	厚生年金基金	
所在地	〒 TEL :		
管理責任者 (役職名)	()		

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金理事長 印

厚生年金基金年金受給者に対する厚生年金保険の支給停止対象者等に関する照会依頼について

標記について、別紙年金受給者登録票により、日本年金機構あて照会されるよう依頼します。

なお、提供されたデータは、当基金が責任を持って管理し、支給停止を行うことについてのみ使用し、第三者への譲渡、転貸又は閲覧は致しません。また、保存期間を経過したときは、速やかに焼却その他確実な措置により廃棄致します。

基金番号		登録票件数	
------	--	-------	--

様式第3号

年金受給者登録票

基金番号

照会区分

基礎年金番号

□ □ □ □	□	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
---------	---	-------------------------

照会区分 基金規約で、基金の加入員を支給停止対象とする基金又は法附則第32条第1項の認可を受けた基金で支給停止情報が必要な者は「1」とし、それ以外の者は「スペース」とすること。

記入上の注意

1. 間違って記入したときは消ゴム等で消して訂正することはせず、新たに作成すること。
2. 照会票を汚損したり、折り曲げたりしないこと。
3. 照会票を重ねて書かないこと。
4. 数字は記入例に従っていねいに書き、枠から出たり小さすぎたりしないこと。
5. 鉛筆はHBを使用すること。

生 年 月 日

明治	1
大正	3
昭和	5
平成	7

元号 年 月 日
□ □ □ □ □ □ □ □

漢字又はカナ

氏名	
----	--

数字の記入例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

様式第4号

平成 年 月 日

企業年金連合会殿

厚生年金基金
理事長 (印)

平成26年責任準備金告示第1項第7号の方法により
代行給付費を算定するための情報提供に係る依頼書

老齢厚生年金等の支給停止情報等の照会について、代行給付費を算出する旨を示した書類及び照会
する者を収録したCD-Rを添えて依頼します。

なお、提供されたデータは、当基金が責任をもって管理し、責任準備金の算出のみに使用すること
とし、第三者への譲渡、転貸又は閲覧は致しません。また、保存期間を経過したときは、速やかに
焼却その他確実な措置により廃棄します。

届出理由	平成26年責任準備金告示第1項第7号の方法により代行給付費を算定するため	解散又は代行返上議決日 又は議決予定日 平成 年 月 日
基金名	基 第 号	厚生年金基金
所在地	〒 TEL :	
管理責任者 (役職名)	()	